

参議院内閣委員会會議録第六号

昭和五十一年五月二十日(木曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

五月十八日

中村 利次君

補欠選任

田淵 哲也君

五月十九日

稲嶺 一郎君

補欠選任

源田 実君

五月二十日

上田 哲君

補欠選任

寺田 熊雄君

出席者は左のとおり。

委員長

中山 太郎君

理事

加藤 武徳君

委員

岡田 広君

源田 実君

世耕 政隆君

寺本 広作君

八木 一郎君

山本茂 一郎君

上田 哲君

片岡 勝治君

寺田 熊雄君

矢田部 理君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

岩間 正男君

衆議院議員

内閣委員長代理

河田 賢治君

國務大臣

法務大臣

松本 十郎君

(防衛庁長官)

稲葉 修君

政府委員

内閣官房内閣審議室長

坂田 道太君

行政管理庁行政管理局長

渡部 周治君

防衛庁参事官

小田村 四郎君

防衛庁長官官房

平井 啓一君

防衛庁防衛局長

玉木 清司君

防衛庁人事教育局長

丸山 昂君

防衛庁施設局長

竹岡 勝美君

防衛施設庁施設部長

高藤 彰君

法務政務次官

齋藤 一郎君

法務大臣官房長

銅崎 富司君

法務大臣官房訟務部長

中山 利生君

法務省民事局長

藤島 昭君

法務省刑事局長

真家 克己君

法務省入国管理局長

香川 保一君

国税庁次長

安原 美徳君

事務局側

影井 梅夫君

常任委員会専門員

横井 正美君

説明員

首藤 俊彦君

内閣官房内閣調査室内閣調査官

百瀬 潤君

警察庁刑事局保安部防犯課長

四方 修君

警察庁警備局参事官 山田 英雄君
国税庁直税部所得課長 田口 和巳君
自治省行政局選挙管理課長 大林 勝臣君

本日の會議に付した案件

○国の防衛に関する調査(陸上自衛隊日本原演習場における紛争事件について)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、上田哲君及び稲嶺一郎君が委員を辞任され、その補欠として寺田熊雄君及び源田実君がそれぞれ選任されました。

○委員長(中山太郎君) 国の防衛に関する調査を議題といたします。

陸上自衛隊日本原演習場における紛争事件について、政府から報告を聴取いたします。坂田防衛庁長官。

○國務大臣(坂田道太君) 日本原演習場における紛争の事案につきまして御報告を申し上げます。

陸上自衛隊第十三師団は、五月十七日、日本原演習場におきまして八十一ミリ迫撃砲の射撃訓練を実施することとして、地元奈義町当局とも調整を終えておりました。

しかるところ、射撃実施前日の十六日十四時ごろから約三十分にわたって、青竹等を持ち、赤、青ヘルメットを着用し、タオルで顔を覆った極左暴力集団と思われる者約五十名が、同演習場東地

区西ゲート付近で青竹等を突きながら演習場に突入しようとしたため、警備していた隊員との間にトラブルが起り、投石等により五十七名の隊員が負傷を受けるという事案が発生いたしました。現在、警察におきまして事実関係を調査中でございます。

また、トラブルの際、一部の隊員が投げられた石を投げ返したようでありましたが、これは投石や竹ざおで突く等の暴力的行為により、隊員に多数の負傷が出るという予期しない事態が発生いたしましたため、身の危険を感じ、反射的、衝動的に投げ返したようでありまして、指揮官は直ちに投石をやめるよう指示したのでございますが、ヘルメット等の騒音のために徹底を欠いたのは遺憾でございます。

しかしながら、一部に伝えられるように、指揮官が投石を命令したり、自衛隊の方から先に投石したという事実はございません。

いずれにいたしましても、自衛隊の訓練の実施に当たり演習場周辺の地元民との調和を十分に配慮すべきことは言うまでもございません。防衛庁といたしましては、従来からこのため努力を続けているところでありまして、今回一部地元民が含まれた地元民以外の極左暴力集団と思われる者によってこのような事案が発生したことはまことに遺憾でございます。

以上でございます。

○委員長(中山太郎君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず、伺いますが、現地において自衛隊の行動を指揮したのはだれであるか、この官職氏名を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山昂君) 今回の演習総体を統括指揮をいたしました者は、第十三師団長緒方陸将で

銃の使用についても勝手にやったということなんですか、これはやはり指揮官の指示命令によってやったわけでしょう。だとするならば、これは自衛隊法の任務、行動が規定してあるこの何条に該当する行為なのか。命令なしに木銃を使ったとすれば、これは一体自衛隊法にも大きくもとる行為ではないか。現にそれによって負傷者も出ておるわけでありまして、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(丸山昂君) 本件につきましては、演習場という国の施設を自衛隊が管理をするという、管理行為の一環としてこの演習場に不法に侵入しようとする者を阻止する趣旨に使用をしておるわけでありまして、管理権の行使の一形態だということに考えておりまして、別に自衛隊法に根拠を置くものであるというふうには考えておりません。

○寺田熊雄君 防衛庁長官ね、事実の問題についてはこれから詳しくお尋ねをしますが、あなたの御説明は大変事実と違うんですけれども、それは後から説明していくことにいたしまして、まず第一に、あなたが最後に、先ほど大変遺憾であるという意思を御表明になりました、その遺憾であるというのはいく点について遺憾なのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 私といたしましては、いやしくもわが自衛隊と住民との間にトラブルが起くるということ、それは好ましくないことでございまして、そのいろいろの原因とか、あるいはやり方とかというところはいろいろございましょうけれども、結果といたしまして両方に負傷者が出るというふうなことを招いたということとはまことに遺憾である、こういうことでございまして、全体的に申し上げますとそういうことでございまして。

○寺田熊雄君 先ほど同僚の野田委員からもお話がございしたけれども、私と、野田三議員で久保次官にあの事件の直後にお会いいたしましたときに、自衛隊の側からする投石の事実はお認めになりました。そして、あつてはならぬことです。

恥ずかしいことですよということをおっしゃいました。その投石がどちらから先にあつたかという点については、私どもと久保次官との間で意見が違つておりましたけれども、自衛隊が国民に向かつて投石するということはあるべからざることであり、それは恥ずかしいことであるということをお認めになったんですが、また新聞紙によりまして、防衛庁の官房長も弁解の余地がないという趣旨の談話をなさつていらつしやるようですが、そのことは大臣も全く同じようにお認めになるのでしょうか。

○国務大臣(坂田道太君) われわれの方の調査によりまして、とにかく極左暴力集団が竹やりとか、投石をして、そしてそのためにわれわれ自衛隊員が負傷をする、そういう事態が起つて、何とかしてこれを食い止めようとしたわけでございますが、しかしながら、こちらの自衛隊員もやはり若い人たちがございまして、やはり身の危険を感じまして、そうして反射的に衝動的に投石をしたということではございまして、しかしながら指揮官としてはそれはいけないうことで、何度か制止をしたというところが事実のように、私も把握をしておるわけでございます。しかしながら、そういうことであっても、われわれ自衛隊としては国民の人たちに対して投石をしたというところはやはりよくないというところは認めざるを得ないというふうに思います。

○寺田熊雄君 いま大臣の御答弁によりまして、指揮官が隊員の投石行為を何回か制止したけれども隊員が聞かなかつたという御発言がございしました。そしてまた、制止したのは、そういうことはよくないから制止したんだという理由づけもございまして、そうしますと、隊員がよくないことをして、しかもその隊長の言うことを、しかも何回も制止しても聞かないという、それは何を意味するのでしょうか、軍規の弛緩を意味するのでしょうか、それとも隊員に対する教育の不徹底を意味するのでしょうか、まずそれについてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) こういうような事件については、やはりその部分だけをとれば非常に私は判断がむずかしいと思いますけれども、いやしくも五十名ばかりの者が、言うならば武装集団です。しかも極左暴力集団というように思われる人たちが、あるいは竹ざおを持ち、そして石をどうんぞ投げかける、しかしこれをこちらは何とかして突破されないように守ろうとする場合にいろいろのことが起くるということでは考えられることだと私は思います。しかしながら、そのやりましたことにつきましては、なかなか意思が徹底しないというところについては、やはり率直に申しまして、こういうような事態を想定して日ごろ訓練しておかなければならない、その点が十分ではなかつたということには私は言えると思います。今後はこういうことのないように、指揮官と、それから隊員との間において指揮官の意思が徹底するようにしなければいけないというふうに思います。

○寺田熊雄君 それから最初に、実は先に説明した方がよいと思うのですが、これが成松川という川です。これが防衛庁のおっしゃるいわゆる防衛道路ですね。ここには大臣のおっしゃるゲートがあるわけですね。ゲートは五、六メートルの幅員ですが、この両端は固定さくです。そしてまた移動のさくがありまして、辛うじてジープが通り得るような空間があつて、そこに移動さくを持つてきておさぐようになっているわけですね。

最初、一週間ほど前から、この立ち入りは十六日の十五時から立ち入り禁止をするという町の有線放送が一週間にわたって繰り返されまして、一日に三回ずつけれども放送された事実がありまして、それから、この屋上にもやはり十六日の十五時から立ち入りを禁止するという駐屯地隊長の公示札が掲げられておつたわけですね。最初、ここには住民が十人ほど行つて入ることを要求したんですね。ところが、ここに最初に行つたときは一時ごろであつたわけですね。ところが二時間前であるにもかかわらず隊員が入れてくれない。ここは二十人ほど最初おつたわけですね。そこで押し問答し

て、どうしても入れないので入らうとする、その五、六分後にあなたの方のおっしゃるいわゆる暴力集団なるものがここに約四十人ほど参りました。問題は四十人のあなたの方のおっしゃる暴力集団と、十名内外の住民との間に生じたわけなんです。そして、最後には二十人ほどで押し合いをしておりまして、隊員相互が無縁で応援部隊を求めまして、大型ジープがここに参りました。そこで木銃をどさどさ落として、約四、五十丁の木銃があつたという間もなく隊員に手渡される。

木銃で目や口を突かれた学生たちがかなりおられます。中にはみけんを突かれて昏倒した者もおられます。ですから、あなたのおっしゃつた木銃で突いたり、殴つたりしたことはないというのは事実には反しますし、それからあつちからこっちからも応援の隊員というものがたくさん参りました。この道路いっぱい埋めたわけですね。しかもこの押し問答している約二十分ほど前には、地元の内藤早苗という婦人が子供を抱いてここに入ること許されて入つておるんですね。なぜ一人だけ入られてほかの者は入れないのか、そのあたり疑問がありますけれども、内藤氏はここで入つておりました後にここに参つております。それから、ここに指揮官がおりますけれども、この指揮官が、弾込め、撃てと命令して、そして木銃を持っていた隊員も下がりまして、木銃を捨て、そして弾込めと同時に両手にこぶし大の石を持って、この辺からこの辺から、この辺から一斉に投石を開始したんですね。ですから、ここにいた四、五十人の住民と学生は、その後退しているわけですね。あなたの方の写真にも、二時三十五分ごろにはここにはほんのわずかな二、三名がおるにすぎません。

まず、そういう事実関係を明らかにしてお尋ねをしたいわけですが、その日、あなたの方が十六日の十五時から立ち入りを禁止するという公示札を掲げられたこと、それから、一週間にわたつて町の有線放送で十六日の十五時から立ち入りを禁止する、という趣旨を住民に徹底させたことはお認め

になりますか。

○政府委員(丸山昂君) おっしゃるとおりでございます。これは地元との協定によりまして、地元の方々に限りまして、一般的には立ち入りが禁止されておるところでありますけれども、地元の方々は入り会ひその他公共会堂その他いろいろの問題がございますので、地元の方々は自由に立ち入りができるお約束になっておるわけでございます。まして、当方の射撃に支障のある場合については御遠慮を願うということで、十分地元町民の方々に周知徹底を図るということで町当局の御了解を得、町当局から、いま先生御指摘のような広報、公示の手段を徹底をしていただいた、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 それから、この投石事件の起きたときに、このあなたの方のおっしゃる立入禁止区域内、まだ時間は来ていませんが、そこに内藤早苗という子供をおぶった婦人がすでに立ち入っておったこと、これはお認めになりますか。

○政府委員(丸山昂君) 私どもの承知しておりますところによりますと、十三時十五分ごろ、車両で内藤さんのお二人の子供さんを連れて参られまして、ゲートから約三十メートル手前のところで停車をされた、それからゲートにおいでになつて、そして弾着地域のことと思われませんが、伐採状況を見たいというお話であつたわけでございますが、応待をいたしました中隊長が、この道路は自衛隊の専用道路で、現在射撃準備のために車両が錯綜しておつて危ないので、南の方を迂回されたらどうかということ、説得をしたというふうな承知をいたしております。

○寺田熊雄君 十三時十五分に内藤早苗が来て、あなたの方の中隊長が危ないから入らないようにと説得したということをお伺いしているんじゃないんです。結局、早苗さんが許されて入ったことをお認めになるかどうかとお尋ねしているんです。

○政府委員(丸山昂君) これは別に許す許さないの問題ではなくて、内藤さんに対して終始そういうことで思いとどまっていたかどうかという問題でございます。場所はゲートを入ったところでお話をしておつた、こういうことでござい

ます。

○寺田熊雄君 そうすると、許す許さないの問題ではないとおっしゃると、まだ十五時以前であれば自由に通行できるんだということをお認めになるわけですね。

○政府委員(丸山昂君) 地元の方々に對しましては、広報、公示をやっておりますように十五時からが立入禁止ということになるということでございまして、内藤さんは地元の方でございまして、ただ、現実にはこれは十三時十五分でございますし、場所はかなり離れた場所でございますし、当日は何か雨が降つて大分ぬかるんでおつたというふうなこともあるようでございまして、子供さんを二人連れられてそこへおいでになつて、十五時の禁止時間までにはとてもそこから出られるということは無理であるというふうな事情もございまして、思いとどまっていたかどうかという話をしておつた、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 あなた、思いとどまっていたかどうかという説得したというふうなことを力説されるけれども、結局内藤早苗さんは入つておるんですよ。それから、許す許さないの問題ではないというあなたのお答えから判断しますと、地元の人々は十五時以前であれば入つてもいいということをお認めになったことになりませんか。そうじゃないんですか、簡単におっしゃつてください、時間があるから。

○政府委員(丸山昂君) 十五時から立入禁止になるということでございますから、十五時にこういう密着した時間においては、現実的に立入禁止の実行がむずかしくなるわけでございますから、そういう趣旨で申し上げておるわけでございます。

○寺田熊雄君 どうもその点をぼかしていらつしやるけれども、結局、入る入らないの問題ではないんだと、十五時以前であれば自由に入れるとお

つしやるようにもとれるんですけれどもね、ここがトラブルが起きたのは、十人ほどの方々が当初来たのが十三時三十分ごろです。これは胸に傷をされた高取さんなんか来たのが十三時三十分ごろで、十人ほど、それが内藤さんと同じように入ろうとして阻止された、それが発端なんです。これはなぜ内藤早苗さんは入れて十人ほどの高取さんなんか入るのを阻止したんでしょうか、その理由は。

○政府委員(丸山昂君) 私どもの受けております報告によりますと、十三時四十分ごろに男二人、そのうち一名は赤ヘルをかぶつた人だそうでございます。それと女の方二人、子供さんが一人乗車しました乗用車がゲートに近接をしてまいりましたので、そこで車に近づきまして、中隊長からやはいいま内藤さんに申し上げたと同じ趣旨のお話をいたしましたお話をしております。で、この乗用車をお話をしている間に、約十分以内でございませうけれども、車両十一両で極左暴力集団と思われる一団約五十名が、ヘルメット、覆面、それから竹ざお携帯、こういう形で現場に到着をいたしましたので、そのままになつておつた、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 結局、あなたは十三時四十分という報告を受けているとおっしゃいましたけれども、われわれは十三時三十分と農民からの報告を受けております。十五時から立入禁止に十三時三十分なり四十分の時点で、すでに実質上禁止したという、それがこの事件の発端なんです。それについては、あなたの方としては指揮官の判断が誤つたというふうにはお考えになりませんか。何かおかしいように思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(丸山昂君) 十五時から立入禁止ということは、翌日の射撃実施を考へまして、最低の時間としてこれを定めておるわけでございます。したがって、十五時には立入禁止の実体

が備わることが、翌日の演習実施のためには絶対不可欠であるということでございます。

そこで、十五時以前にそういう方が見えただけでございますが、これは実は二度目においでになつた方については、地元の方であるかどうかというところについてははっきり私どもは承知をしておりませんが、いずれにいたしましても、時間的には十五時に大変切迫した時点でございまして、その時点で中へ入られて、いわゆる十五時の時点からははっきりと立入禁止の状態が出るということ、現場の指揮官として、この時点においてそういう措置をとつたことは、私どもは適切であつたというふうな判断をいたします。

○寺田熊雄君 それでしたら十五時から立入禁止という公示をなさる意味がないでしょう。あなたは、十五時からもう中におつちやいない状態にあるんだということをおっしゃつたけれども、それだつたら、もっと十五時よりも前に時間がなくてはならないんで、入つた人に出てもう必要がありませんからね。あの公示は、十五時以降立ち入りを禁止するというあれです。常識的にそういう公示があつた場合には、十五時から入つてはいけないというように理解するのがきわめて自然じゃないでしょうか。あなたの方のように、十五時のときには、もう中におつてはいけないんだと、だから、それよりもっと前に入ることを禁止する必要があるんだと言ふなら、なぜもっと前にさかのぼつて時間を設定して入つてはいけないという公示をなさらないでしようか。あなたの方の公示は国民的な常識に非常に反する公示のように思えますがね。

○政府委員(丸山昂君) 私どもは、現地の指揮官のとりました方が常識的であるというふうな考えをわけでございますが、この二回目に参加した方も、当方の質問に対して、中へ入るということ、じゃどういふ目的でお入りになるのかということ、質問に対して、ともかく中へ入るんだということしかおっしゃらなかったようでございます。目

的その他、現地の指揮官にとつてみて合理性のある、説得力のあることであらば、いまおっしゃったような措置もそれと違うわけでもないが、結果的には、私は現地の指揮官のたつた措置は正しかったというふうに考えるわけでございます。

○寺田熊雄君 はなはだしい説教でありますね。平素自由な立ち入りが認められて、許可する、許可しないの問題ではないとまでおっしゃったあなたが、にわかに目的を云々なさって、その目的を時間前に判断して、その判断によって立ち入りを禁止することができるといふことに置きかえてしまわれたわけですね。大変、非常識なことは明らかなんです。ですから、そういう点はもっと率直に非を認められるべきだと思ふんですけれども、そういう強弁をなさる。これはまあ強弁なこととは余りにも明らかですから、次に移りたいと思ふます。

それから、先ほど野田議員から写真の問題がございましたけれども、新聞記者の方々に発表された写真の中には、当日の写真かどうか非常に疑わしいとわれわれが判断している写真も含まれております。一体、写真を当時写した人は何名おりますか、その氏名をお聞かせ願いたい。

○政府委員(丸山昂君) ただいまのところ、大変申しわけございませんが、何名おつて、その氏名が何であるかということについては、私も資料を持ち合わせておりません。

○寺田熊雄君 しかも、その写真を見ますと、十三時五分に押し合つていたものが、十三時十分になると、急にいわゆる移動式のゲートがなくなつてしまつておる。それから、今度はまた十三時十五分になると、再びそのゲートが来て、ゲートで押し合ひになるというふうなものもありますし、何か二枚紙を合わせた写真もあります。私は、ですから、こういうのは裁判事件によくあるのですが、ネガがこう一貫しているわけですね、連続しているんですね。その中から都合のいいものだけをピックアップしたんでは大変実態を誤ります

し、それから、その日のものでない写真まで都合のいいものを持つてくるようなこともあるわけですね。これはもう疑いなくないけれども、現実にあるんです。ですから、やはり私は、当時写された人のネガを全部資料として当委員会に提出されることを要求いたします。また、それがなければ実態わかりません、大変なこの事件は水かけ論で、双方の主張が対立しておるんですから、委員長、いかがでしょうか。

○委員長(中山太郎君) ただいまの御提案は、理事会において協議をさせていただきます。

○寺田熊雄君 それから、当時無線で応援隊がたふさんこの現場に密集しました。と同時に、この上にヘリコプターを二台、空中を舞わしたただけじゃありませんで、この住民並びに学生の上に、石を投げれば届くぐらいのところに停止して、その風と、それから何か油のにおいなんではないのか、いやなにおいで大変住民を威圧した事実があります。これはお認めになりますか。

○政府委員(丸山昂君) ヘリコプターを使用しておりますのは、周辺の状況偵察のためにヘリコプターを使用しておるわけでございます。特に相手方に威圧を与えるとか、そういうことを毛頭考へておるわけではございません。

○寺田熊雄君 結局、あなた方は第一線の指揮官の報告をうのみにされるか、まさかあなた方が指示してこういうような報告をしるというふうなことをなさつたとは私は思いたくありません。しかし、自分たちが、石を投げられて後から投げ返したんだというふうなことをいま強弁しておるの、何かそういうふうなおいを感じざるを得ないんです。現実にはハンドマイクで、弾を込め、撃てと言ふのを内藤早苗氏なんかそばで聞いておるわけですね。住民の何人かははつきりとしてそれを聞いておるわけですね。ですから、私はやはり第一線の指揮官の報告というものは十分吟味していただきたいということを要望いたします。

これは警察庁の方もお見えになっていますが、私どもの体験では、警察官が暴行をしたという事件などを私どもがとらえてその責任を追及するようないふことも過去において幾たびありました。その場合に、警察官が証人として出て、その暴行の事実を全く否認して、被害者の傷害は転んでできたんでしようというふうな証言をする、しかし、裁判官がやっぱりそれは暴行によつて被害者の傷害が生じたものだ判断をする、そうすると、もう一遍警察の監察官が取り調べますと一線の警察官が本當のことを言う。そうすると公務員暴行陵虐罪や偽証罪が出てくる。それは私ども、警務部長がわざわざ来られて、やめさせますからこらえてくださいと言ふのでこらえてやったことがあります。それから、次席検事の依頼で偽証罪の起訴というものもせぬでもないといふことでこらえてやったことがあります。そういうふうに一線の指揮官といふものが、自己の責任を問われるといふようなことになる、上司に正直なことを報告しないといふことはしばしばあるわけですよ。ですから、あなた方がもっと報告をうのみにしないで真剣に事件の本質なり真相を究明するといふ態度を率直にとつていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(丸山昂君) 私どもも文民統制の一翼を担つておるという考え方から、実態の究明につきましてもできるだけ客観的につかみたいといふふうな考え方でおつております。

さきほど写真の問題について御指摘がございましたが、私は写真のネガについてずっと一応見しております。その結果、先ほど申し上げたようなこととで、事実関係については、少なくとも私は確信を持つて申し上げられる、御指摘のような事実はないといふふうに私は考へておるわけでございます。が、一般的に先生のおっしゃつたとおりの考え方で私どもも対処したいと思つております。

○寺田熊雄君 あなた方はネガを見ていらつしやると言ふ。ネガもすでに取り寄せいらつしやることがわかりました。それで自己の主張が客観的な事実と合致しているという確信を持つていふことも表明せられました。それならば、何で

そのネガを当委員会に提出することに支障があるのでしょうか。むしろみづからそれを提出をして身のあかしを立てることこそ必要なんじゃないでしょうか。何となれば、自衛隊が積極的に国民に向かつて投石するといふようなことは、自衛隊法の法条に照らしてこれはどういふ許されぬことでしょうか。いまその嫌疑をあなた方が受けていらつしやるわけですね。これはもう長官としても耐えられないことだと思ふんです。だから、違ふんだ、違ふんだと否定をせられるだけでなくて、それは当然立証し得ると確信をお持ちならば、それは立証なさることが大事じゃないでしょうか。ですから、そのネガを率直にお出しください。

実は先ほど野田委員が御要求になりました写真、私もすでにあなた方に要求をしておつたのに拒否されたわけですよ。その理由をいろいろ聞いています。自分たちが告発されていふからといふことが一つと、それから、その写真に時間が書いてあるからいけなやんだといふことを担当の課長がおつしやつておりました。私は、もし時間がそんなに気になるなら時間消してもいいよとまで申し上げたんですが、ですから、何でそんなに時間の点を気になさつておられたりなんかするの、はなはだ判断に苦しむわけですね、いかがでしょうか。

○政府委員(丸山昂君) 私どもは、先ほど申し上げましたように、本件についての第一線からの報告について大方誤りのないものであるという確信を持つておるわけでございますが、繰返して申し上げますように、本件は刑事事件として告発を受けておる、また、岡山県警を中心として捜査当局がすでにこの件について調査を開始しておるというふうな承つておりますので、事実の黒白につきましても、捜査当局、他の第三者の機関である捜査当局によつて明らかにされるということでございます。ですから、あえて私どもがこれ以上の主張をする必要はないといふふうに考へておるわけでございます。

○寺田熊雄君 なるほど、捜査当局の捜査の権限をわれわれ否定しようとは思いませんけれども、国政調査権で、われわれは、果たして自衛隊が先に投石したかどうか、その事実が自衛隊にあってはならないこと、久保次官の言われるようにあってはならないこと、恥ずかしいことですからね、それを究明する権限は国会にあるわけでしょう。で、あなた方はその写真の提出、ネガの提出を拒否し得る法的権限がありとお考えでしようか。もし、法的な根拠がありと考えるならばそれを明らかにしていただきたい。

○政府委員(丸山昂君) 私ども告発を受けておる立場でございますので、わが方の有利なる材料につきましては、これは捜査当局にお任せをするというのが至当であるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 法的根拠は、局長。私の質問は、法的根拠はどこにあるかということです。――委員長、答弁求めてください。

○委員長(中山太郎君) 丸山防衛局長。

○政府委員(丸山昂君) 特に法的根拠というのはございませんが、捜査に支障を来すことは好ましくないというふうに考えますので。

○寺田熊雄君 じゃ、捜査に支障があるからそれは困るというふうなことが、捜査機関からあなた方に具体的な意思表示があったんですか。

○政府委員(丸山昂君) 特に捜査当局からそういう意向が伝えられておるわけではございませんが、事柄の性質上、当然そういうことになるというふうに私も判断しております。

○寺田熊雄君 これは国会の調査権を法的根拠がなしに阻害することでありまして、理事会において、これははっきりと提出を命じていただきたいと思ひます。

それから、まだたくさんお聞きしたいことがあるんだけれども時間がございませんで、警察庁の方がお見えになっているから警察庁の方に承りたい。

一つだけお伺いするんですが、このトラブルが

ありましたときに、はるか後方ではありますけれども、私服刑事が二台の乗用車に分乗してこの道路に車をとめておられました。そして、望遠鏡を持ち、これを観察し、かつ写真を撮っておられたようです。この事実はお認めになりますか。

○説明員(山田英雄君) 警察といたしまして、岡山県警といたしましては、今回の日本原基地における反対闘争の警備につきまして、自衛隊側が十六日の午後三時以降に立入禁止にするという御方針でありましたので、それを受けまして、午後三時以降現地に警備部隊を配置するという計画でございました。したがって、たゞいま御質問の私服警察官を含めまして、たゞいまの事件現場には所在しておらなかったわけでございます。したがって、警察は現場の状況について写真を撮影しておりません。

○寺田熊雄君 それはちょっと事実と違って、当時住民の婦人の方が、この私服の方と、公示札が三時からになっているんでしょうけれども見てくださいというふうな話をしている事実があります。ですから、もう一遍それはよくお調べになってください。私は、写真機を持ってこの現場において写真は撮っているものと見ているわけですね。ですから、参事官も現場からの御報告をうのみになさらず、やっぱりもう一遍その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、さっきもお話ししましたように、警察はいま非常に、自衛隊の方から任されて何か一切を託されたような形になっております。で、学生集団に対しては、私もよく存じておりますが、第一線の警察官は非常な憎悪心を持っておられます。これは明らかですね。これはもういろいろの事実から私も確信を持っておりますが、しかし、この事件に関する限りは、そういう憎悪とか、反感とかいうようなことを捨てて、裁判官のような透明な精神で捜査に当たってくださるようによく指揮監督をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長(中山太郎君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(中山太郎君) それでは速記を起こして

○説明員(山田英雄君) 警察官が職務を執行する

○寺田熊雄君 終ります。

○太田淳夫君 最初に警察庁にお尋ねいたしま

現在、警察庁としましては、どの程度この事情を掌握されているのか、まずお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(山田英雄君) 五月十六日に発生した事件につきましては、十八日に告発を岡山県警において受理しております。したがって、所轄の勝英警察署に県警本部の警備課長を長としまして四十人で編成する五・一六日本原事件捜査本部、これを設置いたしまして、鋭意事実の真相を解明すべく捜査を行っている段階でございます。

ただいままで行いました捜査は、昨日事案の発生現場である現場の実況見分、それから、当日この事案以後、自衛隊の車両に対し暴行を働かして損壊した事案もございまして、その実況見分もあわせて行なっております。ただ、取り調べ関係につきましては、一昨十八日に、けがをされたという方の氏名を添えて告発がございましたので、弁護士の方を通じて被害申告を早急に行うよう申し入れておりますが、たゞいま現在出頭されておられません。したがって、現在捜査は自衛隊関係者を中心に進めておるわけでございまして。

○太田淳夫君 次に防衛庁にちょっとお聞きいたしますが、この日本原演習場に関係いたしまして、いままでもいろいろの問題点があったと思ひますが、その問題の所在点についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) 日本原演習場は、昭和三十三年に、終戦後それを使用しておりました日本米軍から日本側が返還を受けまして、その後防衛庁としてこれを引き継ぎ演習場として使いたいというところで、地元の間といる話合いを進めていたわけでございまして、その間長い歴史を持った演習場でございますので、国有地部分と、中に民有地等も介在している場所もございまして、あるいは国有地の部分につきましては農耕等を地元が認めていたような地域もございまして、あるいは長い間の慣行として、場内におきまして草を刈ったり、樹木の下枝を刈り取ったりするということも、うな地元の農民の方の生業目的に沿った慣行等も

存在しております。そういった点を地元という
いろいろ話し合いをしながら、演習場が安定的に使用
していかねば、地元の方々の理解の上にも立って使
うていけるような話し合いを進めていたわけでご
ざいます。そういった点を含めまして、地元との
間に昭和四十年に使用協定というものを結んでお
ります。さらに、演習場の地域に關しまして、若
干保安地域として防衛庁側としては臨みたい部分
もございました。この部分につきまして、地元と
の話し合いのもとに、その保安用地の買収と、そ
の地域に居住しておられる地元の方たちの移転の
補償、そういった手続もとってきて今日に至って
いる状況でございます。

○太田淳夫君 この演習場につきましては、昭和
四十五年の四月二十一日にも紛争がございました
ね。当委員会からも同僚議員であります八田一郎
氏、矢山有作氏、峯山昭範氏の三人の同僚議員が
委員派遣で現地に視察に行っております。その報
告の中身を見ますと、やはり「実弾射撃演習を含
めて、日本原演習場問題については、十分に話し
合ふ余地があり、十分の対策を行ない、地元民に現
状と同じ生活、さらにそれ以上のよい生活をなし
得るよう国をはじめ関係機関が積極的に努力する
ことによつて十分解決の糸口がみつかり、解決し
得る問題である」と、このように報告をされてお
ります。特に、演習場内での耕作地が、東地区へ
の砲撃が行われることによつてその弾道下になる
ということも考えますと、これら農民に対する補
償等について抜本的な対策を考える必要があると
こういうふうな四十五年の五月の十三日の当委員
会におきまして報告がされていくわけですね。

それ、防衛施設広報というのがございます。
これを拝見しますと、昭和五十年十月五日及び二
十日合併号というのがございますが、これにいま
参事官が答へになったような趣旨のことが書いて
あるわけですね。東地区での射撃のための条件
整備として、場内耕作地の整理あるいは保安用地
の取得買収あるいは家屋移転を図る必要がある
と、こう三点が書いてあります。この委員会視察

が行われてから約五年半これがかかっている
わけでございますが、こういった委員会視察によ
つて国に対して要望が行われましたが、それに対
しての反応が非常に遅いんじゃないかと思つて
す。五年半たちましても同じようなことがやはり
問題点として残っている、そういうことが私問題
じゃないかと思つて、その点についてお答え
を願いたいと思つてます。

○政府委員(平井啓一君) ただいま御指摘のあり
ましたような経過のもとに、主として、これは直
接的には防衛施設庁が担当いたしました。呉の防
衛施設局が地元の町当局なり関係の住民の皆さん
とお話し合いを進めていたわけでございます。た
とえば保安用地の用地買収なり移転の補償につ
きましても、やはり長年住みなれてこれ、長年耕
作をしてこれた場所から去られるわけございま
す。それぞれ個人のお立場もございまして、ま
た、残念ながら、たとえば現地にござます官内部
落とか、あるいは成松の部落というような地域が
当該地域でございまして、中にはやはりこの用地
の買収問題に基本的に反対の立場をとつていら
れる方々もございまして、現にその方々が存在し
ておられるわけでございます。そういった方たちの
説得とか、そういったものを含めた現地の折衝に
御指摘のように時間がかかっているわけございま
す。ただ、四十五年にそういった御指摘もあり
、地元と話し合いを進めまして、昭和四十六年
度から逐次そういった問題の解決を予算の背景の
もとに今日まで執行してまいりまして、徐々では
ございまして実績を上げて今日に至つていとい
う状況でございます。

○太田淳夫君 また、その報告の中に、「従来の
基地周辺対策事業のなかには演習場に直接関係す
る部落に対する補償となつていない点もある」と
いふ、町民の方々が不満を述べられてみえま
す。こういった基地周辺のいろいろな問題が起き
てくるということは、やはり基地の周辺対策事業
というものが、いろいろな困難もあると思つてす
けれども、まだスムーズに行われていないという点

にあると思つてます。

この問題、日本原を含めまして多少基地周辺の
問題につきましてちょっと質問してみたいと思
つて、たとえば、いま基地周辺の住民による騒
音問題を中心にしました基地公害があります。あ
のファントムの配備差しとめ訴訟が進行されて
おります。自衛隊の小松基地、あるいは五十一
年度にファントム配備が予定されてます自衛隊の
築城基地では、その白紙撤回要求などがいまされ
ております。そこにはこの日本原問題が起きたわ
けでございますが、政府は、ことしの一月の十六日
に基地問題閣僚協議会というのを開かれました
が、ここで、基地問題について政府全体が取り組
む、こういうことが決定したわけでございますけ
れども、その後、この基地問題閣僚協議会が開か
れ、どのようなことがここで検討されたかお答え
願いたいと思つてます。

○政府委員(斎藤一郎君) ただいまお話がござ
いましたように、基地問題はやはりわが国の存立と
国民の生存を支える防衛にかかわる非常に重要な
問題である。ことに、昨今国内が非常に都市化し
てまいりまして、いろいろな基地周辺の住民の生活
の環境を害する問題が出てきておるといふこと
で、この問題を私も非常に重要視しております
が、いまお話ございましたように、防衛施設庁だ
けではなかなか解決しない。防衛庁挙げて、ある
いはまた国の各関係省庁を挙げてこの問題に当た
つていくということが必要であるといふことで、
いまお話がございましたように、一月十六日に基
地関係の閣僚協議会を開催していただいて、ま
ず当面、お話がございましたように、航空基地周
辺における騒音の問題が大変重要な問題になつて
おりますので、これについて閣僚協議の理解と御
認識をいただいて、そうして、今後関係省庁が協
力をする、そして個別に必要に応じて実務者レベ
ルで会合を持ち、さらに、必要があれば閣僚協議
会議も開催するということになつておりますが、
それ以後閣僚協議の会議は持つておりませんが、
実務者レベルでもつてそれぞれ閣僚省庁の協議を

して問題に対処しております。さらに今後、騒音
関係だけでなく、日本原のようなものについて
も、必要に応じてそういった閣僚省庁の協力を得た
いというふうな思つております。

○太田淳夫君 いま騒音対策も出ましたけれど
も、騒音の対策として、基準の八十五以上ですか
の地域は、五十二年十二月までに六十五以下にす
るということでございますけれども、この全体の
戸数としても約十万户、費用にして約二千億円必
要であると思込まれていますが、五十一年度予算
ではどの程度のものが計上されたわけですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 騒音防止事業全体とい
たしましては、五十一年度二百五十億計上いたし
ております。それから、特に民家の防音工事とい
うことで二千戸、たしか三十数億を計上いたして
おります。

○太田淳夫君 そうしますと、約十年計画という
ことですね。そんなことでは非常に周辺の住民の
被害というのは救われません。したがって、いま
も土地周辺整備法の推進を要望しておきたい
んですが、この整備法のたてまえですと、事業費
の約七割から九割までが国の負担になっていま
すけれども、現実には地元の負担が多くなって困
つてみえるわけですね。たとえば小松市ですと、三
十六年以降の基地周辺整備事業費で五十億円のう
ち防衛庁の補助は約三十八億円です。したがつ
て、起債の金額を加えますと約三十億円というも
のが市の持ち出しになっていくわけですが、こう
いった点のやはり改善を図るべきじゃないかと思
います。

いずれにしても、この事業を進めるに当たりま
しては、地方自治体の出費が多過ぎますので、地
方公共団体の締めつけになりかねないし、したが
いまして、私どもとしては、早く全額国庫負
担の補償方式による基地対策を考えるべきじゃな
いか、このように思つておりますが、その点につ
いていかがでしょうか。

○政府委員(斎藤一郎君) 従前、御指摘のように
周辺対策は補助でもつて賄う面が非常に多ござ

いましたので、地元市町村の負担すべき割合が、ほかの補助に比べると非常に少ないんですが、若干ございまして、それが昨今の地方自治体の財政状態から見てだんだんまた負担になりつつあるというところは御指摘のとおりでございまして、私どもも十分認識しておりますから、今後の予算編成の上に当たって、十分そうした配慮を取り入れ、その方向に向かって少しでも前進するように努力したいと思っております。

○太田淳夫君 この日本原演習場と同じように、呉の防衛施設庁の範囲にあります呉市ですが、ここには自衛隊の施設がたくさんあります。総価額にして約八十九億円の資産のうち、基地交付金の対象になっておりますのは、海上自衛隊関係ですと吉浦燃料貯蔵庫と大麗女弾薬庫の二カ所しかありません。ですから、自衛隊基地に対する交付金ならば、その土地を提供している地元にもっと交付すべきじゃないかという要望も出ております。したがって、私どもとしては、交付金の対象資産を拡大したり、あるいは自衛隊の使用する港灣施設あるいは特定飛行場周辺の指定区域内において国が買入れた土地及び自衛隊の飛行場の設備とか営舎施設ですね、こういうものをやはり交付金の対象資産に加えて、その土地を提供している、地域を提供している市の財政に、これは大きくもつと寄与すべきじゃないか、こう思うんですが、その点いかがでしょう。

○政府委員(斎藤一郎君) ただいま私どもが基地対策の基本の法律にしているいわゆる基地周辺対策整備法は、四十九年に法律ができて、五十年一年です。三十九年目に入っておりますわけでございしますが、この法律に基づいて周辺対策をやっておりますが、この場合、やはり現実から照らしていろいろな点がございまして、ただいまお話がございましたように、呉の場合を例にとってお話でございますが、基地面積は非常に大きいけれども、その基地の態様から言いますと、大要その爆音が多いというわけでもないし、大砲を撃つ訓練をするわけでもないというところについて

ては、面積が多いわりにその土地における国の費用というのが非常に少ないとか、いろいろな問題を、だんだん三十九年目になりますと、私どもも現実を照らしてそういう問題の認識を深めてまいっておりますので、今後、現行法の中でできるものは極力検討して改めてまいりたいと思っております。あるいは今後、さらに基本法を幾らか改正すべき点があれば、またよく検討した上でそういう措置も考えてまいりたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 最近、基地演習場の用地難に悩む防衛庁は、使いがたい悪い演習場の一部ないし全部を売却し、プールした代金を代替地の取得に充当する意向を固めたとか、このように報道されておりますが、そういう意向があるんでしょうか。また、今国会に提出、成立をさせておきたいということも一部新聞で報道されておりましたけれども、これは一月二十五日ですか、その後この計画はどのようになっているのかお伺いします。

○政府委員(平井啓一君) 主としてこれは陸上自衛隊の演習場でございますが、陸上自衛隊の演習場、全国に所在しておりますものにつきましては、必ずしも現在の演習所要を満たすだけの規模ではないという点、立地条件等も制約を受けているという点がございまして、特に都市周辺におきましては、周辺の都市化現象等から非常に効率の落ちていく演習場等が所在しております。そういう演習場を、むしろその他のさらに有効な利用に転ずるということによって処分をするのと同時に、一方において、取得の可能な演習場を取得するということによって演習場の効率化を図っていくと、そういう基本的な考えを持っておりまして、これを法案の形で何とか整えたいと思っております。検討はしておりますが、今日の段階におきましては、国会の御審議を今国会でいただくという段階には至っておりません。

○太田淳夫君 私の最後の質問としましては、先ほど防衛庁長官が、この事件に関連しまして同僚

議員の質問に対する答弁の中で、極左暴力集団と思われるという集団によって、投石、竹やりによって負傷したと、自衛隊員としては、若いから、身の危険を感じて発作的に衝動的に投石をしたのではないかとのお話がありました。新聞報道によりますと、十三師団の幕僚長の方のお話の中には、あくまで正当防衛だと、こちらの方が被害者だと、隊員は興奮してはいなかった、こういうお話があります。長官のお話ですと、非常に身の危険を感じて発作的、衝動的ですから、相当興奮をしたんじゃないかと思っております。非常に冷静であるというお話ですけれども、これは一体どちらが正しいんですか。この幕僚長は現場にやはりみえたわけでしょうか。

○政府委員(丸山昂君) 幕僚長の発言につきましては、その真意をまだよく私も伺っておりませんが、全般として統制のとれた活動をしたということであると思っております。ただ、先ほど大臣から申し上げましたことは、一部に投げつけた石を投げ返したということが全くなかったとは言えないような事態であるというふうに私も考えております。おでございしますが、それは恐らく相手方から竹ざおでつかれ、石を投げられて、身の危険を感じて発作的にやった行動ではなからうかという私どもの判断を申し上げておるわけでございます。

○太田淳夫君 最後に、やはり基地の周辺の整備事業をさらに拡充を急いでもらいたいし、また、周辺の市町村との緊密な話し合いを重ねていただきたいと思っております。長官としての、今後のこういう事件が二度と起こらないように、どのような方策を立てられるか、そのことをお聞きして終わります。

○国務大臣(坂田道太君) 先ほど施設庁長官から申し上げましたとおり、私、閣僚協議会を開きまして、単に防衛庁のみならず、関係各省庁がやはり一致して、この基地周辺の住民の諸対策を総合的にやらなきゃならぬというふうに思っております。現在、現在の法規の中でも、予算的にも運用上そういうことが可能であるならば、各省庁積極

的にそういう施策を行って、そして、やはり基地のある市町村あるいは市町村住民と、それから基地のないところの市町村住民とは、非常にそこに格差がございまして、基地があるところは騒音もひどいございまして、トラブルも起こります。また、住民も不満な点も残るわけでございまして、いささかでもそういうようなトラブルが軽減されるように、われわれとして、国として総合的にやらなきゃならないというふうに私は考えておるわけでございまして、今後とも、この周辺地域の住民施策につきましては、いろいろと配慮をしたいと思います。

○峯山昭範君 これは長官、当内閣委員会におきまして、この日本原演習場の問題についてはたびたび取り上げられていて問題でございます。特に昭和四十五年当時は、地元の議員さんでも相当議論をされました。また、先ほど話もございましたように、当委員会から委員長初め現地へ派遣をする、そして実情をお伺いするというようなことまで起きたわけですね。その後、先ほど警察庁の答弁でもございましたように、一部の学生の皆さんの検査の件数も、十三件、七十三名の皆さんが検査をされると、こういうふうな事件がたびたび起きているようでございまして、われわれ地元におきましては、この問題を詳細にお伺いすること、これはいままでなかったわけですね。したがって、当委員会でも、この問題を取り上げて云々というところ、これはいままでなかったわけですね。非常に重要なことがたびたび行われるということは非常に問題だと思っております。これは大臣がかねがねから、大臣は防衛力がその機能を十分に発揮するために、周辺住民の理解と努力による周辺整備の安定的使用が不可欠である、大臣しよっちゃうお話しでございます。そういう点から考えてみますと、私はまず第一に、大臣が言うように、周辺住民の理解と努力、これを十分得るためには、一体防衛庁はどういう努力をしているのか、どういうやり方を

しているのか、これは、ただ単に今回の日本原
けの問題じゃございませんでして、たとえば、い
まロッキードの問題で大きな問題になっておりま
すP3Cの問題一つにいたしましても、P3Cが
どうして必要なのか、対潜哨戒機というものが、
現在米軍が使っているような、太平洋から全体の
海を引き受けて潜水艦を探しているような、そう
いう米軍が使っているような対潜機というものが、
いわゆる戦争放棄した日本の自衛隊がどうし
てそういうようなものが必要なのかという具体的
な説明は、私自衛隊にたびたび伺っています
けれども、具体的に聞いたことは、何にもないわ
けです。やはり、そういうふうな一つ一つのもの
について、国民にやっぱり具体的に知らしめる必
要がある。なぜこの日本原の演習場で自衛隊はこ
ういう演習をしなければいけないのか、そのと
ころの理解がやっぱり十分でない。その
ために、私はこういう事件が起きるんじゃないか
というのを現地に伺いましてしみて感じ
たのをいまでも覚えております。この着弾地をは
さんで、いわゆるその弾の下をくぐって耕作に行
かなくちゃならないという人も現実にいるわけ
ですね。さらには、先ほどから説明ございましたよ
うに、入会権の問題や、何やかやと、戦後そう
いう米軍に接収されていた時代もありまして、そ
ういうような地元の住民の皆さんの感情とい
うものを考えてみますと、もともとな点もずい
ぶんあるわけです。そういうような観点から考
えてみますと、大臣、やはりこういう問題をなく
していくためには、やっぱり具体的に地元の皆さん
方が本心に納得できるような話し合いというもの
を、これはちょっとぐらいいままで話し合いつ
ていたと、やっているけれどもだめなんだと、こ
う言いかもいけません、これはやはり、私
は現在の実情から考えてみても、根拠強く、
本心に根拠強くやらないといけないと私は思うの
です。先ほどから防衛局長がおっしゃるように、
感情で、身の危険を感じたから、いわゆる長官の
あれで言うと正当防衛で石を投げ返すというよう

な、これはもうこういうようなことじゃ話になり
ませんし、そういうようなことがないように、や
はり徹底的に訓練をすると同時に、やっぱり防衛
庁自身が徹底した話し合いと、徹底したこうい
うことを理解せしめるために本心に知恵をしぼる、
そういう姿勢でなきゃいけないんじゃないかと
いうことを私はしみじみともう感じるわけです。そ
ういうふうな意味で、私は大臣の今後の姿勢と、
それから、今後こういうような問題に対して、大
臣がかねがねからおっしゃっている、この周辺住
民の理解を得るということが第一だということを
実際に実施するために、今後はやっぱりこういう
ようにやっていかなくちゃいけないんじゃないかと
いうことを感じるわけです。そういうような意味
で、きょうは残り時間ほんのわずかでございま
すので、大臣の所信をお伺いして私の質問は終わ
ておきたいと思っております。

○岩間正男君 日本原演習場の問題についてお聞
きしますが、自衛隊は、事件当時、午後三時から
の演習場に立入禁止を事前に通報しておきなが
ら、その一時間半も前に地元農民の立ち入りを拒
んだと言われている。これが発端で自衛隊の投石
が行われ、混乱が巻き起こされたというふうに考
えられるわけですが、このような約束無視で、一
体今後とも自衛隊の演習を繰り返す気でおられ
るかどうか、この点長官から伺いたい。

○岩間正男君 よけいなことはいいです。
○国務大臣(坂田道太君) 十五時に決めたこと
は、ちゃんと決めたわけですから、それに従
って……
○岩間正男君 そういうことをまたやるのか。
○国務大臣(坂田道太君) 十五時に決めた、そ
ういうようなことは、やはり決めたことは実行
したいと思っております。しかし、こういうことは相手
が……
○岩間正男君 約束の問題について聞いてるん
です。先ほどもありました。そんならもう早く
立入禁止をして、そうしてそういう危険が
あるならそれに対処するようにすればいい。三時
と云っているが一時半から制限するとい
うのは、明らかに自分で出した約束を自分で破
っている、こういうことをやっていて、何の一体自衛
隊に対する国民の信頼かと私は言っている。こ
ういふことは今後しませんが、こう言うべきで
しょう。それははっきりいいますか、どうで
すか。簡単にいい、一言でいい。赤ヘル、青
ヘル、青ヘル、青ヘル、青ヘル、青ヘルな
んていう、そんなことは要らぬ。
○国務大臣(坂田道太君) 住民の方に約束したこ

○国務大臣(坂田道太君) いま先生おっしゃいま
したことは、全く私同感でございまして、私もそ
のつもりで防衛庁長官としての責任を果たした
というふうに考えております。かねがね申し上げ
ておりますように、私はどんなに精強な自衛隊が
存在し、どんなに優秀な装備を持っております
も本心に国民の理解と支持と協力というものがな
かったならば、それは防衛力にならぬという考
え方を持っております。そして、具体的に申しま
す、たとえば自衛隊の施設は必要だ、基地は必
要だ、必要であるということ、やはりその周囲
の住民の人々がよくわかる、またわからせる努力
を、おっしゃいますとおりに根拠強くやらなく
いけない。そしてこの理解を求めつつ、われわれ
のどうしても存在が必要であるという点のため
に、もし御迷惑をかけておる点があるならば、そ
の点について少しでもそのトラブルが起らない
ように、あるいはいろいろの御迷惑を何らかはか
の形において軽減するような施策を、たとえば文
教の施設でも、あるいは福祉施設でも、体育館
その他いろいろの面につきましても、生活環境の整
備に国全体として総合的にその地域に当たらなく

やいけないんじゃないだろうかというふうに私は
考えておる次第でございまして。
○岩間正男君 日本原演習場の問題についてお聞
きしますが、自衛隊は、事件当時、午後三時から
の演習場に立入禁止を事前に通報しておきなが
ら、その一時間半も前に地元農民の立ち入りを拒
んだと言われている。これが発端で自衛隊の投石
が行われ、混乱が巻き起こされたというふうに考
えられるわけですが、このような約束無視で、一
体今後とも自衛隊の演習を繰り返す気でおられ
るかどうか、この点長官から伺いたい。

○岩間正男君 日本原演習場の問題についてお聞
きしますが、自衛隊は、事件当時、午後三時から
の演習場に立入禁止を事前に通報しておきなが
ら、その一時間半も前に地元農民の立ち入りを拒
んだと言われている。これが発端で自衛隊の投石
が行われ、混乱が巻き起こされたというふうに考
えられるわけですが、このような約束無視で、一
体今後とも自衛隊の演習を繰り返す気でおられ
るかどうか、この点長官から伺いたい。

○岩間正男君 よけいなことはいいです。
○国務大臣(坂田道太君) 十五時に決めたこと
は、ちゃんと決めたわけですから、それに従
って……
○岩間正男君 そういうことをまたやるのか。
○国務大臣(坂田道太君) 十五時に決めた、そ
ういうようなことは、やはり決めたことは実行
したいと思っております。しかし、こういうことは相手
が……
○岩間正男君 約束の問題について聞いてるん
です。先ほどもありました。そんならもう早く
立入禁止をして、そうしてそういう危険が
あるならそれに対処するようにすればいい。三時
と云っているが一時半から制限するとい
うのは、明らかに自分で出した約束を自分で破
っている、こういうことをやっていて、何の一体自衛
隊に対する国民の信頼かと私は言っている。こ
ういふことは今後しませんが、こう言うべきで
しょう。それははっきりいいますか、どうで
すか。簡単にいい、一言でいい。赤ヘル、青
ヘル、青ヘル、青ヘル、青ヘル、青ヘルな
んていう、そんなことは要らぬ。
○国務大臣(坂田道太君) 住民の方に約束したこ

とは果たしたいと思っております。

○岩間正男君 今度は明らかにこれは果たしてはなかった、約束を無視した、そこからこの問題が発生したということはこれは明らかだというふうに思う。

それから次に聞きますが、演習がこれは強行されるのですか。とにかく刑事問題になってこれ調べているのだから、演習はやめるでしょうね、強行しないでしょうね。

○政府委員(丸山昇君) この事案が起きたのは十六日でございます、十七日に演習は無事終了いたしました。

○岩間正男君 今後の演習について言っているのです、こういう事態の中では少なくともこれは禁止すべきだと思う。刑事問題になっていま調査している。そういうときにまた演習は今後これはやるのですか、継続してやるのですか、どうですか、その点だけ、やるかやらないか。

○政府委員(丸山昇君) 演習計画は引き続き予定どおり実施したいと考えております。

○岩間正男君 重大な問題だね。こういう立場だ。全くそれはもうごり押し、一方的に天下り、自分のことだけは正しい、こういうことでどうして信頼が得られますか。

次に聞きます。こういう場合に、警察の警備上の責任というのは、これはどうなるのかね。現に七年前に地元の高校生が同演習場内で対戦車砲の不発弾で死亡するという痛ましい事故が引き起こされている事実がある。こういうような不発弾の処理、あるいは流弾などの危険を避けるための町民の生活と安全を保障する対策、これを警察はどのように立てているのですか。これも時間の関係から簡単にやってくさいよ、こういうことと。

○説明員(山田英雄君) 警察といましては、反対行動が違法行為にわたる場合に、その予防、鎮圧、検挙に当たるといふことでございませう。今回の演習につきましても、極左暴力集団の妨害行動が事前に予測されましたので、十分な警戒体制をとっておたわけでございます。当日は

午後三時から自衛隊が立入禁止措置を講ずるといふ通報に接しましたために、同時間帯以降で所要の警戒警備活動をとるために、約百人の部隊を配置する計画を立て、そのとおり実施したわけでございます。

○岩間正男君 私聞いているのは、自衛隊に対して警察はどうしたかということを知りたい。流弾とか、いろいろ危険がやっばり伴う。地域住民を守る警察の当然の任務からどのような対処をしているか聞いた。ところが全然そういう行動はない。いまのような警察の演習に即応した体制だけについて話されている。そこに一つやっばり大きな問題がある。これははっきり指摘しておかなければなりません。

第三の問題は、現地農民の権利の問題です。昭和四十一年当時、呉の防衛施設局の出口正男局長はこう言っている。演習場を全面的に使用する場合、代替農地の造成や、畜産事業の助成等民生安定施策を強力に推進する必要がある、こういう談話を発表している。しかし、これらの言明は、事実上これは果たされていないではないですか。演習場周辺の農民の耕作権は、これは十分に尊重されない、生活上の諸権利はじゅうりんされ続けている。これがこういう問題を起す一つの根本的な原因になっているのだ。この点について、全くこれは不十分じゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) ただいまお尋ねの本演習場の使用に当たっての現地の協定というものは別にございせんが、本演習場の使用に当たって、関係地方公共団体あるいは関係住民と十分話し合いを行って、了解を得て、周辺対策を行っていくというところは、従前努力しておるところでございます。先ほど来申し上げておる周辺整備法に基づいて圃場整備を行ったり、畜産事業を行ったりしております。こうした事業は関係地方団体の意向を十分に伺って、そうして調整をやってきておるものでございまして、それによって関係住民の障害も緩和されていくというふうに考えております。今後ともそうした方向で協力をし

たいと思っております。

○岩間正男君 私は基地問題、これは二十数年来取り組んできたんです。どこの基地に行ったら、もう問題が本場に山積みだ。帰って聞くと、まのような答弁必ずやる。まるでこれは食い違いがある。物すごい現地の農民の感情、生活の実態、そういうものは食い違いがある。そうしてその不満が、生活を支え切れない、もう下から崩れてくる、そういう問題になって問題が起くるんです。それに対して十分手が届いているかと、話し合ひはしている、かつこうだけだ、あるいはボスと話をしている。しかし、本当に生活に苦んでる、北富士なんか典型的ですよ。私はそういう実態を見ている。そうして問題はどうかという

と、そういう対策というものは全く申しわけない。防衛施設局は、結局農民からの任意買収だといっている。あるいは圧力や懐柔政策、そうして土地を買ひ上げ、演習場の拡張強化のために奔走する。そういう全面使用ということをとくらんできく、このやり口というものは連続じゃないですか、あらゆる基地の問題というのは、私はもう本場にいます。それでそういう体感です。これで一体どうして農民の生活と権利が守られるか、だから基地そのものがもうだめなんだと、これじゃ。基地によって全く地域住民の生活は破壊されるのだ。このところには非常に重大です。この問題について坂田防衛庁長官、十分にあなたな考えなければだめですよ。全くそういう点についての政治的な考慮というものが足りない。いいですか。うなずいているが、十分にそれ検討しますかどうか、一言だけいいですか。

○国務大臣(坂田道太君) 一般的な問題として、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。やはり国民の理解と支持と協力ということをして、根気強く続けなければならぬというふうに考えております。

○岩間正男君 地域住民のそういう要求については、これは本場に長官もちよとわらじ履きで行

つてみたらいいんだ。そのところの地域住民の要求を本場に引き上げて、そうしてその問題に対処する必要がある。私たちは基地には反対の立場をとっているのだから、現状としてそういうことが起こっている場合には、とにかくそれに対する対策を講ずるべきだ。

次に、自衛隊の奈良町民に対する思想、身元調査等不当な監視活動についてだしたいと思ひます。町民の間では、調査隊がすでに二、三年前から、町民の思想、身元調査を行い、演習場の拡張に反対する町民の監視活動を執拗にやっている、こういう実情が、現地ではもっぱらこれは問題になつていっている。で、四十九年の四月、日もはっきりしています。二年前です、四月五日のことですが、山元防衛庁長官は、参議院予算委員会の分科会で、私の質問に対してこう答えている。「自衛隊は、本来の任務として、国民の思想、信条の調査をするような立場にございませぬ。」こうははっきり答弁している。これは憲法上の当然の私は発言だと思ひます。坂田防衛庁長官も、この答弁に異議はないと思ひます。坂田防衛庁長官も、念のためにはっきり所信を述べておきなさい。

○国務大臣(坂田道太君) 岩間さんも御承知のとおり、私もそういうふうにお思ひしております。

○岩間正男君 これは確認しておきますよ。ところが、実際はそういうふうになつていない。だからそういう立場から言えば、当然、奈良町で行われているこの調査隊などのスパイ的な思想調査を直ちにやめさせる、その結果を調査して、速やかにこれは当委員会に報告をさせたいと思ひます。が、いかがですか、約束できますか。

○政府委員(丸山昇君) ただいま大臣からも申し上げましたように、個人の思想調査というようないことは、本来私どもの調査権でやるべきことではない、現にやっておらないと思ひますが、ただいまの先生の御質問のような点についてはよく調査をいたしまして御回答を申し上げたいと思ひます。

つていて問題になっているんですよ。そういう事実があるからこれを調査してそういうことをやめさせる、そうしてその処置について報告をしていただきたい、こう言っているんですからね。いいですか、やっていないなどというのは、あなたたちの机上の空論で、それで判断されちゃ困るわけですよ。現実にはそういう問題が起きているわけですよ。だから、これはようございませぬ、これは確認しておきたいと思ひます、当然だと思ひます。これは長官の憲法を守る立場から、自衛隊はスパイ活動、このような調査活動はやらぬと、スパイ的な調査活動はやらぬと、思想、信条のこういうものについては、これは本当に被害を起すようなやり方はしないと。こういうことが確認されれば、当然それが事実と反する事態が起つていけば調査をして報告すると、ようございませぬ。いいですか、簡単にいいですよ、するかしな

○政府委員(丸山昇吾) 日本原でそういう事態が起きておるといふことは、私も残念ながら伺っておりますが、よく調査をいたしまして報告をいたします。

○岩間正男君 確認しておきます。

次に、この際、基地問題に関連して私はお聞きしたいんですが、これは北海道八雲のナイキ基地建設の問題です。

八雲では、ナイキ基地の建設に伴って目下地域住民の反対運動が盛んに行われていますが、この事実を御存じでしょうか。

○政府委員(平井啓一君) 十分承知しております。もう少し詳しく御答弁申し上げます。

昨年の十二月に端を発しておりますが、昨年の十二月初めに、かねてから地元町長からあの八雲飛行場を地元のために解放してほしい、返してほしいという御要望があったんです。それに御期待に沿うわけにはいかないという御返事をしたところ、その後町議会ではいろいろ検討をされて、八雲の飛行場が地元の利用に供されないならば、自衛隊であそこを高度活用すべきだという議会の決

議をいたしました。それをもとにして一月、町長と議長とで自衛隊の高度活用の要請をしてもらいました。それに基づいてあそこにナイキの一高射隊を設置したいという申し入れをしたことから、地元におきまして住民の一部に反対の声が起つてきたというところは事実でございますが、しかしながら……

○岩間正男君 もう時間がないからね。

そこで、お聞きしますが、八雲のナイキ基地設置に当たって、八雲の北口町長は防衛庁との間に二月二十三日に受け入れ条件として事業援助の合意書を取り交わしていると言われておりますが、その内容を簡単に報告してほしいと思ひます。

○政府委員(斎藤一郎君) ただいまお話しした

きました八雲駐とん地に航空自衛隊の高射隊が配置されることについて八雲町長から御要望がありました。それはPOL用地、いわゆるPOL用地というものを解放してほしいとか、あるいは特定防衛施設の指定を考へてほしいとか、基地内及び周辺の危険防止対策をやつてほしいとか、あるいは早期に工事に着手してくれとか、そういったことを入れて合計十四項目の要望がございました。これに対してわが方では検討の結果回答を申し上げております。それぞれ回答を申し上げておりますが、その中の一項目に、基地周辺の環境整備等十分やつてくれといつて四十七件の御要望が出ております。これは非常に件数が多いございませぬが、今後、個々の具体的な実施計画を待つて、そしてわが方も可能な限り検討の上、御期待に沿うように努力してまいりたいという趣旨の回答をいたしております。

以上であります。

○岩間正男君 それで、この四十七件の要望事項ですね、この内容について検討されたと思うのでありますが、われわれの調査によりますと、これはほとんど基地周辺整備の交付金、補助金を頼つて地域の総合開発をやつてしまおう、十年間四十七年から五十五年ごろくらいまでね、そしてその中には町立八雲病院、それから中学を建設する、

じんかい焼却場、町民体育館、保育所改築、僻地患者輸送バス、児童公園、保健衛生センター、上水道、消防施設、防火用水路、集会施設、交通安全、郷土資料館、図書館、運動公園、スキー場、キャンプ村、学校給食センター、農業用排水、除雪機購入、幹線排水路、橋梁、それから町道ですね、あらゆるものだね、全部だ、四十七件というのはこういうことなんですね。これは全部果たせるんですか、そうしてこの金額というのは八十七億、八十七億の交付金なり補助金を出して、それとそれと引きかえにこのナイキ基地をあくまで建設すると、こういうことですか、どういふことなんだ。

○政府委員(斎藤一郎君) 八雲については先ほど

平井政府委員から御答弁申し上げたように、町議会で議決をされて、そうして航空自衛隊を配備してもらいたいという御要望でございますので、私もとしましてはその御要望を踏まえて、高射隊の配備があるというケースというふうに理解しております。わけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、基地ができることによつて周辺の方々に大変な環境上の不都合、御迷惑をおかけするということが一方においてございますので、そうした問題に対しては先ほど来申し上げておる防衛庁施設周辺生活環境整備法に基づいて、法によつて行えることはできるだけ行い、また予算上許すことはやつていって、そして地元の御要望におこたえするといふことが、事柄が円満に、円滑に進むゆえんではないかといふふうに考えております。

○岩間正男君 全部やるかと聞いているんです。

それから、その中で郷土資料館とか、図書館とか、それから児童公園整備とか、これは実際基地周辺対策の何をはみ出るんじゃないですか、町は全部オールマイティーですよ。八十七億の予算をもつて、町の十年間の建設を全部これにすがつて、それで今度はナイキの基地を身がわりとして提供すると、こういうことなんですか。

ふうにできないですよ、八十七億出せませうか。こんなことをやっていたら日本の基地全体で一体何兆の金も要するんですよ。できないことをいかにもできるように、そしていかに可能性があるような口実、できるだけやりますと、できるだけやりますつたつて実際はできやしないでしょう。これは北富士演習場の場合だつてはつきり私は身をもつて感じ取つておるんですよ。そういうところを、実際いかにやるというの、これは懐柔政策だ、自衛隊は本当に地域住民の生活の問題全部やるつもりでございます、こういう立場に立っている。しかし、こんなものは自衛隊の任務じゃないじゃないですか、自衛隊の任務じゃない。これにすがつてみない、地方自治というのは全く崩壊しちゃうんだ、自主性がなくなつてくる。地域住民は自衛隊に全部おぼさつちゃう、そしてそういう依存の精神に立つてくる。どうして一地域域の憲法に保障されたこの自主性が確立できますか、そういう点から言えば破壊しているんだ。それが単にナイキ基地がほしい、長沼と並んで、千歳と並んで三つのナイキ基地を完成したい。しかもこれは違憲の裁判のはつきり出たものだ、この基地の建設。こういう重大な段階で、私はこのような懐柔政策は許されぬ。しかも、そういうものを条件にして盛んにこれはこういうパンフまで出して宣伝をした。そうして、何とか町会でいかにこれだ、いいようにやつた。しかし実際はどうか、実際はこれは大変な事態。これは長沼を見ればわかる。長沼は同じようなかつこうで非常にいいこと言われて、さてやつてみたらずいかにいいこと

よう。予算だつて三億そこそこでしょう、そんなのがついている。八十七億の予算を一体組めるかどうか。これは地域住民欺瞞もはなはだしと言わざるを得ない。このような政策をとるといふようなやり方について、地域住民は非常にこの問題を重視して、そうしてこの問題で現在世論が起つておるんですよ。どうですか、こういうやり方というものは全くこれは問題にならない。そこで、時間の関係から私はお聞きしますが、

五十一年の四月十二日に北口八雲町長のリコール運動が行われました。そして、これは有権者が一万三千四百八十二名のうち六千二百七十九名、約過半数の署名が集められました。三分の一の法定を越えるに超えておる。五月十七日町選管にこれは提出された。住民の反対リコールは成立する条件を多分にも整えたわけでありました。こう

いう中で、これは防衛庁の立場が問われているわけでありまして、このような地域住民の反対意向というものが具体的な形で表明され、リコールが展開し、そうしても町長の辞職も決まったそうである、これはもう時間的な問題になったはずだ。ちゃんとそういう情報を私にはいま耳にしました。あすやめるんだ。そういう態勢の中で私は強制着工などということはできないと思うのであります。これらに対して防衛庁長官、はっきりとした見解をお聞かせ下さい。先ほどからお聞きしますと、あくまで地域住民の理解のもとにいうことでありますから、このような歴然たる意思が結集され表明された、そういう態勢の中でこのようなことはとてもあり得ない、強制着工ということとはあり得ない、こういうふうには私は当然の帰結として確認せざるを得ないと思うのであります。これでよろしいですか。時間がなくなっていると言えなければ、それでよろしいですか、こうおっしゃればいいわけですか。どうですか。

○政府委員(平井啓一君) 航空自衛隊の八雲分屯基地に、航空自衛隊一高射隊を配置するに問題に關しましての経緯は先ほど御答弁したとおりでございますが、地元の町議会におきまして、自衛隊による高度活用の決議がされている点、それから、それを受けて町長が、防衛庁のナイキ部隊をあそこに設置するということに対して受け入れについて回答をいただき、その後も町議会において十分審議がされたという経緯を踏まえまして、私もどなたもいたしましては、現在、あそこに高射隊を設置する計画を中止する考えは持つておりません。

なお、町長のリコールに關しまして御指摘のあ

りました事実は私も十分承知しております。このリコールに關しまして、今後の推移については十分ながめていきたいと考えております。

○岩間正男君 これは政治的にはつきり答えてもらいたい。それは事務の立場から言えばそういうことになりましよう。事情変更なんです、まさに町議会であらういふに決議されたが、これに對してリコールが始まったでしよう。それで町長もやめると、そういう事態の中でこれをいままでの計画どおりやるんだと、こういうことにはいかないでしょう。だから、少なくとも強制着工はこれではやれないと。本当にこの地域住民の意思をよく聞いてということなんです。そういう点から言えば強制着工はできないことだと思ひます。だから、少なくともこの問題について十分に地域住民とまた話し合ひをやらなければならぬ。あなたは、この事情変更のそういう上に立っていないんだから、これは政治的判断のない御答弁として、それはそれなりに、事務当局ではどうでしょう。私は、当然、長官の政治的責任のある御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(坂田道太君) 計画を中止するつもりはございませんけれども、そういう事情でございましてから推移を見守りたいと思ひます。何はやらぬということですね。少なくともそれをやらなければ、まるでそれはもうごり押しですよ。そんなことは許されません。見守りたいというのは、とにかく、事情を検討し、話し合ひをして、そうして了解のもとにやるんだと。あなたがさつき答弁された、それをあくまでも貫くと、そういうふうには了解しようと思ひますか。

○国務大臣(坂田道太君) やはりこれは地域住民との關係がございまして、あるいはリコールが行われるのかどうなのか、まあその辺どういふふうになるのか、その辺はしばらく見守りたいというふうに思ひます。

○岩間正男君 強制着工はしないんですね、それまで。どうですか。

○委員長(中山太郎君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山太郎君) 速記つけて。
では、最後に政府側から答弁していただいて終わります。

○岩間正男君 見守りたいというのは、強制はとにかくすぐにはやらぬと、そういうことですか。そう了解していいですか。

○国務大臣(坂田道太君) 私は、先ほどからお答えいたしましたように、そういう事態でございましてからしばらく推移を見守りたいということとでございます。

○委員長(中山太郎君) 本件に關する本日の調査はこの程度にとどめます。
午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十八分開会
○委員長(中山太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。
法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。
○国務大臣(稲葉修君) 法務省設置法の一部を改正する法律につぎまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、法務省の大臣官房に置かれていた訟務部を廃止し、訟務局を設置しようとするものであります。

現在、法務大臣官房訟務部におきましては、国の利害に關係のある訴訟に通過する事務をつかさどつておりますが、近年社会情勢の変化に伴い、この種事件はますます増加するとともに、その内容も複雑困難の度を加えてきております。このため、現状のように、官房の一部門をもつてしては、この種事件を適正円滑に処置することが困難な状況となつておりますので、ここにその機構を

改め、訟務行政の円滑な運営を図るため、訟務局を設置しこの事務をつかさどらせるようにしようというものであります。

なお、訟務局設置のための改正とあわせて、入国管理局次長を廃止するため、所要の改正を行つております。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいましよう。お願いいたします。

○委員長(中山太郎君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分の説明を聴取したいと存じますが、後刻に説明を譲りたいと思ひます。

これより質疑に入ります。

○泰皇君 設置法それ自体につきましては、幸いたつぱりとした時間枠があるわけですから、先輩同僚議員から逐次展開があるものと思ひます。ただ、私の場合には、稲葉法務大臣の所管にかかわつて、しかも、最も今日の関心の焦点になつて

いるロッキード問題と稲葉法務大臣の基本的な姿勢、方針、見解並びにそれに付随した事柄を少しの時間伺つていきたいと思います。

言うまでもなく、もう事件発生以来、アメリカ上院の当該委員会でもコーチン証言があつて以来の展開は言うまでもありませんが、すでに百日を超えて、しかも事件の全容の一端が、次第に薄紙をはぐように解明されてつた。全容はもうほとんど明らかにはされていまいし、いわばわれわれの認識から言えば氷山の一角にすぎないと思ひます。まことに規模といい、背景といい手口といい、あるいは構造といい、まさに空前のスケイナルであることは言うまでもありません。

そこで、まず質問の前提として稲葉法務大臣にぜひとも伺つておきたいのは、私自身のあなたに對する見方は、戦後最大の疑獄事件が発生したと

きに、たまたま法学の權威であるあなたが法務大臣であつたという、まさに際遇というか、適時、適期というか、まことにそういう時期にあなたは座つていらつしやる。したがつて、法律専門家として、また法務大臣として、そもそのこの百日以上を経過したこの段階で、あなた方がかなりのをぎりぎりしほつて意欲的に取り組んでいるこの段階で、一応、改めて稲葉法務大臣のこのロッキード事件感というものの大枠をまづ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(稲葉修君) ロッキード事件の性格につきましても、ただいま衆議院のおつしやるとおりきわめて規模の大きい、しかも難事件である、国民のこの事件に対する関心もきわめて高く、政界浄化の情熱も非常に燃え上がり、法務省所管の検察庁といつしては、この事態にかんがみ、この国民各界、各層から要請されておる事件の解明、したがつて政界の浄化肅正、将来のわが国の議會制民主主義の発展に寄せられる期待に對し、真相を徹底的に究明して刑事的責任を明らかにし、その刑事的責任の明瞭の上に立つて、議會の本来的任務とされる政治的、道義的解明に役立たしめたいと、こういうのが私の御質問に対する答弁であります。

○桑田君 まああなたは釣をたしなまれますしね、それから書道の達人だし、なかなかいるんな際のあなたがお使いになる日本語は、洒落であり軽妙である。つい最近も、あなたはロッキード事件に關連して、なかなか面白い記事的な発言をされてですね、例のサバやイワシの話が出てきましたね。あれなんか並みの法務大臣では言えないので、あなたらしいなかなかレトリックだと思ふのですよ。ところが、そのサバやイワシばかりでなくというところは、当然類推されて、では大物がかなりというまあ反響になつたわけですね。しかし、繰り返すまでもないと思ひますけれども、戦後の歴史が教えるところによれば、サバやイワシじゃなくて吞舟の大魚というのがある。実際に

は舟をのむ魚ですね。吞舟の大魚というのは、網を食ひ破つたり舟を覆して遁走するというのが残念ながらこれまでの実績だったんですね。いまあなたはロッキード事件感としてお考えの一端をちよつと吐露されたわけなんです、いま私もが見ますと、これは何も野党だからつて意地悪く見るといふのじゃないですよ、見ていますとね、まさにこの新聞の世論調査の示すクールな数字、今度のロッキードスキヤンダルというのはなぞ噴き上がったかという設問に對しては、これは保守党の戦後保守独裁体制の単独支配体制という構造から生まれたものであると、あるいは、自民党の金権的な体質がその根因であると、こういうお答えが実に七二%に達している。反面、今度もまた、いわゆる破く式な表現によれば吞舟の大魚は網を食ひ破る、うやむやではないか、せいぜい關係ではなくて政務次官とか、運輸省の次官ではなくて局長とかね、極端に言えませんが。そういうふうな、きわめて冷めた目で世論が反応しつつあることもまた事実なんです。こういう時期に、やはりあなたこのサバやイワシじゃなくて吞舟の大魚にあえて肉薄をしようと、いましつあるんだという取り組みをしていらつしやると思うのだけれども、重ねて吞舟の大魚に肉薄する稲葉法務大臣の決意のほどを念のために伺つておきたい。

○国務大臣(稲葉修君) この間新聞に出ておりました記事に基づいての御質問かと思ひますが、あれは月曜日の朝、自民党にもこのロッキード問題調査委員会、私の前任者である濱野清吾氏を委員長とする委員会が開かれました、法務大臣だけ出てこいと、こういうことでしたからそこへ伺つたときの話なんです。それで、まあいま衆議院から御質問になつたようなことをいろいろ聞かれました。決意のほどは聞かれました。それで、うやむやになるのではないかと御心配もその委員の中から出まして、どうも、小物ばかりと言つたか難儀ばかりと言つたかね、そんなんじゃないだろうかと、こう言われるから、そんなもんじやないでしよう、と、イワシや小サバばかりでもないで

しよう、と、こういうことを申し上げたわけですが、それが、そういうことで、新聞には政府高官をも含め、イワシや小サバだけではないといううような記事になつておりますが、そういうことは言つてないのです。それは現にやつてゐる人間でも、児玉譽士夫といふのがゐるわけですが、これが小物に入るといふのは常識ではないでしよう。相当なものではないかと。こういう意味で、これに匹敵するものが出てくる可能性なしとしないという意味で申し上げたのでございませう。私が衆議院の質問にありますが、見当をつけ吞舟の魚をつかまえてみせるぞといううなことを考へてゐるわけじやありません。それは捜査当局がいま静かにじりじりと迫つてゐるところでありますから。大体こういう難事件といふものは、捜査は非常に機密裏に、しかも綿密に冷静に不偏不党、厳正公平にやるべきものでありますから、そういうあなた、鳴り物や太鼓で山からイノシシを追ひ出すやうなそういうやり方では逃がしてしまふと思ひます。事の性質上当然じやありませんか、それは、ですから、そういう点で、いまあれもやつてゐます、これもやつてゐますという、そういうことを言うのに限つてやつてゐない場合が世の中にはあります。むしろこの静かであるといふことにひとつ衆議員御信頼をいただいて、それでこそ頼もしいなあというふうなお感じ取りをいただきたいと思ひます。

○委員長(中山太郎君) この際、先ほど保留いたしました衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理理事松本十郎君。

○衆議院議員(松本十郎君) ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に對する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では施行期日を昭和五十一年四月一日としておりましたが、衆議院における議決の日がすでにその日を経過しておりましたので、これを公布の日に変更した次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○桑田君 まあ、あなたが言うんだから信頼をしたいと思ひますね。鳴り物入りでない確な鋭利な手口、取り組みで、吞舟の大魚といふ言葉はあなたにあって避けたけれども、私を信頼してくれといふ言葉は素直にとつておきたい。むしろ国民の期待もそこに凝集されてゐると思ひます。

そこで、具体的な点をそろそろ伺つていきたいと思ひますが、先日の報道によりますと、検察庁の最高幹部筋ないし幹部自体が、事件の真相解明のために非常に必要な欠かすことのできない三条件といふのを挙げたと報道されてゐる。その一は、当面政権交代がないこと、その二は、捜査の終了時まで解散がないこと、第三番目は、いまも出ましたけれども、世論の検察庁に對する支持だと、こういう三つの条件を挙げたらしいやうに思ふんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(稲葉修君) 検察庁のそのとらえ方は私も正しいと思つております。

○桑田君 そうしますと、大臣、いままさにあなたとのところの与党ですね、自由民主党に何が起こつてゐるか。政変含みの権名工作や、権名・田中・大平三派連合による揺さぶりである、これはもう周知のことです。そうすると、いま挙げましたいわけのこの必須三条件のうちの当面政権交代がないことといふことをまさに脅威視するわけであつて、揺さぶりが成功すれば、場合によつては政変があり得ると、また、明らかにのれたちの恥部を隠そうとするきわめて次元の低い計算に基づくものであるということも、多くの論議さへ指摘するところである。そうすると、いまの自民党内紛の局面といふのは、まさに私の挙げ、大臣が、その検察庁幹部のとらえ方は私も、どうもだつと裏づけをされた第一項に当たるわけであつて、そうすると検察庁側としては、捜査当局としては、捜査の進展に障害になるというふうなおそれをお持ちですか、懸念をお持ちですか、念のため。

○桑田君 まあ、あなたが言うんだから信頼をしたいと思ひますね。鳴り物入りでない確な鋭利な手口、取り組みで、吞舟の大魚といふ言葉はあなたにあって避けたけれども、私を信頼してくれといふ言葉は素直にとつておきたい。むしろ国民の期待もそこに凝集されてゐると思ひます。

そこで、具体的な点をそろそろ伺つていきたいと思ひますが、先日の報道によりますと、検察庁の最高幹部筋ないし幹部自体が、事件の真相解明のために非常に必要な欠かすことのできない三条件といふのを挙げたと報道されてゐる。その一は、当面政権交代がないこと、その二は、捜査の終了時まで解散がないこと、第三番目は、いまも出ましたけれども、世論の検察庁に對する支持だと、こういう三つの条件を挙げたらしいやうに思ふんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(稲葉修君) 十七日夕刻来、今日二十日ですが、ここにおける刑事局長も、それから事務次官も、検察上のあれとして困ったことだという空気を伝えてまいりましたから、私から刑事局長を通じて、心配するなど、皆さん方も新聞を見て非常に動揺——いや、動揺じゃないんだ、やつぱり心配。ロッキード事件がおかしなものでないかという御心配があるかとは思いますが、私は、仮にそんなことがあったって検察庁が手を緩めたり、意図阻害したりすることは絶対ありませんとは思いますが、しかし、その前提である自由民主党の三木内閣がかかわるということは、どうやってかえるんでしょうか。かわるはずがないと思えます。まず、このロッキード事件の解明というのを国民から負託を受けておる内閣——内閣のみならず、自由民主党のみならず、国会議員みんな、各政党ともそういう責任を持っています。期に、検察庁が意図阻害するような事態があったはならないと、こういう点においては自由民主党内において異論を差しさむ人はいない聞いておられますから、私はそういう点について心配をいたしません。また、検察庁に対して、決して心配することなく、憶することなく徹底的にいままでどおり冷静沈着、不偏不党、厳正公平に、精力的に捜査を進めなさいと、こう申しておるところであります。

○森田君 あなたのそのことはよくわかります。河本通産大臣もやはり旅先またはグループの会合において、不愉快であると、不見識であると、不当であるということを言っています。だから、そのあなたの信念は信念、とらえ方はとらえ方でわかりましたから、どうですか、権名さんたちの動き方ですね、内閣に類した、後から切りかかるようなこういう方法について、あなたは中曾根派の重鎮として、柱石として、当該委員会にはややふさふさしないかもしれないが、あえて、関連として、あなた政治家稲葉さんの権名工作についての受けとめ方をお差し支えなく念のため承っておきたい。

○国務大臣(稲葉修君) 御質問ではありますけれども、いま私が法務大臣という立場、そうして、ここに内閣委員会の席上で党内のことについてこれこれ批評いたしまして、そうして、私より問題を起す男ですから、ますます言われておる混乱に火を注ぐような御答弁をするわけにはまいりませんので、この点はお許しいただきたいと私は思います。

○森田君 まさに稲葉調ですね。結構です。具体的な点を伺います。アメリカの政府からの膨大な資料につきまして、検察側、それから警察側、分野によってどの程度のクラス、ランク、どの程度の範囲の人がこれを見得る状態にあるのか、あるいは現実に見たか。さまざまな観測はあります。しかし、かちつとしてあなたの方からこれを答弁として聞いていないので、その点をちょっと念のために。

○政府委員(安原美穂君) アメリカ司法省から提供を受けた資料につきましては、新聞にも報ぜられておりますように、到着当初におきましては、いわゆる検察の首脳、検事総長、次長検事、検事長、検事正等、いわゆる七人の人々がその日に見たことは事実でございますが、その後は、あくまでも捜査のための資料でございますから、検察庁の幹部の厳重な保管責任のもとに、必要の都度必要な捜査官がそれを見ております。その点につきましては、警察にも秘密厳守を条件として必要な都度お見せいたしております。

○森田君 法務大臣稲葉さんと、それから総理三木さんは資料は絶対見ないということを確言されていますが、いまもお法務大臣はこの資料は片りんだけに見ていらしゃいませんか。

○国務大臣(稲葉修君) お問いのとおりでございます。片りんだけに見ております。

○森田君 さっきも百三十人がありましたし、イワシやサバの話はもうやめますけれども、五月十七日の、このままだに濱野委員会における稲葉大臣の説明、こうなりますと当然、人数百三十人ぐらいいとおっしゃったからにはあなたはその氏名の方

も御存じじゃないんですか。

○国務大臣(稲葉修君) 新聞に百三十人と私が言ったように書いてありますけれども、そうではないんでした。何人くらい調べたかと、こういう質問でしたから、この間それは刑事局長が両方の法務委員会で言ったように、百人以上調べていると、これは実人員で百人、こういうことを言うたら、あれから時間がたっているからまたふえたらうかと、こう言うから、それはふえたという方が常識でしょうねと、二割ふえたか三割ふえたかわからぬけれどもねと、こう言ったら、それじゃ百三十人くらいかなと、向こうがそう言うから、まあねと、こう言った。

○森田君 厳しい話をなかなかあなたに、あなた調に洒落にお答えになつていらっしゃる、結構ですよ、それはそれで。

それで、どうなんですか、まあ、ぐらいいらいという話ははなはだ日本語的であつてしてしまっただけで、いままでのところ実人員百人をオーパーした人々、私どもの調査によればすでに、たとえば、たとえは話です、新潟三区選出の大物と言えども一人しかいなくなるけれども、あるいは小佐野氏、中曾根氏等々については、特に田中氏の場合にはお国入りの際に何らかの形の事情聴取の儀式があり得たのではないかとこの印象を持っています。私どもがこういう印象を持つのは私どもの勝手です、自由ですがね。テンポがおくれているという観測に比べるとかなりある部分については鋭く突き出しているというふうな私どもは感触を持っています。これは刑事局長の分野かもしれないませんが、おおよそあなた百人を超えたと言われれば、政治家の比率が圧倒的に多いのか、実業人の方が逆に多いのか、官僚が多いのか、比率は定かではないというお答えが用意されているのか、とにかくその辺の、実人員百人をオーパーしたと言われれば、政治家、高級官僚、そうでもない人々、あるいは実業家、こういう区分ぐらいいは私も知っておきたいです、捜査上の秘密、どうですか、局長。

○政府委員(安原美穂君) その点につきまして、先般参議院の予算委員会でごに御同席の矢田部委員からお尋ねがありました、どういふ人を取り調べたかというのを申し上げることは平に御勘弁を願いたいということでも御理解をいただきまして、実人員として百人を超えたということをお申し上げたわけでありまして、さらに申し上げますならば、だれをというふうなことは、これはこれからは、犯罪捜査というのは任意の捜査、すなわち相手方の協力を得て調べるのが原則でございますから、だれだれが調べられ参考人として呼ばれているというふうな特定してまいりますことは、今日の社会の実態におきましては、犯罪人と同視するいわば悪習と申しますか、そういう一つの慣習的な環境がございますので、具体的に特定することは御勘弁願いたいと思ひます。が、まあ主として、まだトライスターの導入あるいはPXLの購入というふうなことを中心といたしまして、いわゆるロッキード社の日本国内における企業活動に関連する不正行為の存否というものが本来の捜査の目的でありますから、そういう意味におきまして、目下空とあるいは運輸省とか防衛庁というふうなところの關係者を、主としてどちらかと言えは多く事情を聴取しているというのが現状でございます。

○森田君 あのね、仲間の矢田部君の質問の場合は、まあ特定特定のアンクルがあつてあなたそう答えた、それは承知しています。私が聞きたいのは、そういう特定のだれをいつ、そんなこと言っています。ただ、やっぱり大方の世論の関心というものは灰色の高官ばかりに向いていてくれども、少なくとも実業人が多いのか、政治家が多いのか、そのあればどうか、この程度のこと、あなた捜査を何ら妨げないやありませんか。承知の上で聞いているんだから、それは。そうでしょう。もう少しあなた踏み込んだ、いいえこういう方面ですとか答えるようがあるでしょうが、違いますか。

○政府委員(安原美穂君) いま申し上げましたよ

うに、官界と、それから全日空等の航空会社の関係が多いと思います。

○秦豊君 その中に政治家は当然含まれているわけでしょう。官界でしょう、全日空ですね、関連した人、政治家も含まれていますね、当然。そうでしょう。その政治家の中にまさか野党は含まれていないでしょうね、どうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 野党が含まれているとか、政治家が入っているとかというようなことは、具体的に私も承知いたしておりません。

○秦豊君 そうですか、具体的に何かでいうなら、つかみ得ない立場ではないがつかんでいてもつかんでいないと言えない立場がそう言われているんですかね。とにかく、政治家が含まれないということが捜査の進展上あり得ないでしょう、おかしいじゃないですか。

○政府委員(安原美穂君) 一々具体的な捜査の内容、進展状況を申し上げることはひとつ御勘弁願いたいと思います。

○秦豊君 局長、まあいいですよ、あなた、そういうように口がたいのがあなたの方の職能の一つだからね。ところが、まあ全日空を調べて、しょう、ピッチャーとキャッチャーの関係、因果関係ですからね、流れですから、事件の。そのある段階から政治家を引っ張ってきて事情聴取をする。どこで聞いてもいいですよ、検察庁の寮は最近使わぬそうだから、どこでもいいじゃないですか。そこで政治家に事情聴取、一番やわらかい形の聞き取りをするのはこれは常識中の常識じゃないですか。そんなことをあなた、はい、政治家が含まれていますと答えることが何で妨げになるのですか。その辺のあなたの方の常識とわれわれの国民的とも言える常識がどうもかみ合わないんだが、ちょっと納得できません。

○政府委員(安原美穂君) いずれにいたしまして、ロッキード社の企業活動における不正行為の存否、特にアメリカの多国籍企業小委員会において、日本の政府高官の関与する不正行為があるということが、いわば公の委員会で表明されている

ことでございますから、当然そういう事実の存否ということをお調べすることが検察の使命でございます。その使命のためにはあらゆる手段、高官であろうと何であらうと恐れることなく調べるということでございます。具体的に、いまだれを調べているかということまで答えることは御勘弁を願いたいとお願いをしておる次第でございます。

○秦豊君 あなたそれはだめだよ。あなたは国会答弁になれているからそういう形でいままでもどんだんきただけでも、われわれは自民党のだれを調べたとか、どこで特定してませんよ。政治家は当然含まれているんでしょねと言ったから、あなたはぬるぬるとわき道の方に逃げ切ろうとする。政治家は含まれていますと言ったって何ら妨げにならぬということをはくは言っている。当然政治家も幾人かはリストアップされ、追及され、聞き取りをされたんでしょ。

○政府委員(安原美穂君) 捜査の進展次第では政治家を調べることに何ら検察庁はちゅうちょいたしません。私は実際問題として承知していないから知らないと言っているわけではございません。

○秦豊君 どうも政治家の人権が、今回のスキヤンダルの場合は不当に守られ過ぎるというのが、これまた国民常識です。あなたの答弁もその形にはまり込んでいます。全日空はあなたに、これはほんとに出てくる。政治家は、私は承知していないという言い方をしますが、そんなことは常識的にあり得ないじゃないですか、あなた。堀田検事をあられだけ送って司法共助の取り決めまでどんだん進めよう、いつ出すかという段階になって、いや政治家は云々、全然変わりが言わねばかりの答弁ではやっぱり納得ができません。重ねて聞きます。

○政府委員(安原美穂君) 同じことを申し上げて恐縮でございますが、私はそういう報告を受けておらないから知らないと言っているわけ、何らうそ隠しもございません。

○秦豊君 それじゃ局長、あなた方捜査当局と広範に言っていると思うが、一番苦心してしほりか

ねている点はどういう点ですか。

○政府委員(安原美穂君) 恐縮でございます。しほりかねるとはいかぬことでございましょう。

○秦豊君 一番あなた方が苦心をし、つかみかね、欠け落ちており、つまり的確にしほり切れないう、こういう感じ、こういう質問。つまり何に一番苦心しているかというところが発端であって、確かにいままでも捜査をどんだんやってきた、あなた方によれば、大臣によれば誠実にやってきただけに、だんだん網でいしばしほるわけです。しほり切れな点もある。いままでもやってみたが集まらないデータもある、裏づけのとれないものもある。具体的に特定するとなつた方すぐ逃げるから茫然と聞いている。

○政府委員(安原美穂君) そういう、捜査でいままでも難渋しているのはどこだということを申し上げることが、果たして捜査の目的を達成するため、現在申し上げることが適当かどうかという点につきましては、私は消極に解するものでござい

ますから、そういうことを申し上げるわけにはいかないわけで、どうか検察庁が真相究明のために鋭意努力しているということで御信頼をいただきたいと思います。ただ、私どもが一般的に申し上げることのできることは、本来こういういわゆる疑獄事件の捜査というものは、綿密な秘密裏における内偵の上に立った資料の入手をした上で、一挙に、公に捜査活動を開始するというのが通例であるにかかわらず、本件につきましては、多国籍企業小委員会というところでその発端が起ったという意味におきまして、すでに捜査の発端において、いわゆる公開捜査のような形になっておるということ、そのことは、言うなればある意味において関係者において証拠隠滅が図られたかもしねぬというおそれがあるということが一つ。もう一つは、この事件が日米両国にまたがるいわゆる国際的なスケールの事件であるということ、特にロッキード社というものの企業活動を中心として行われたと疑われる犯罪であるがゆえに、その有力な関係者あるいは証拠物がアメリカに存在す

るということ、そのアメリカという国は別の国でございましてから、わが国の捜査権、主権の行使のできない地域に有力な資料があるであろうと予想されること、そのことを日本国内における捜査と同じように資料を入手するというところにきわめて困難な問題があるという二点は、はっきり申し上げることができるといいます。

○秦豊君 法務大臣、ちょっとあなたに伺いたいのですが、法務大臣は事件のこまの百余日間において、あるいはこれからも含めて、何らかの段階における中間的な報告、これを求められた事実はあるんですか、全くありませんか、どうなんですか。

○国務大臣(稲葉修君) 検事総長と私との間の、三月二十五日だと思いますが、会見の際、重大な段階になれば必ず報告すると、こう申し上げておられますから信頼し切っておりまして、ある段階に來れば報告はあるものと思っておりますから、こちらから報告を求めるといことは、いままでもしておりませんし、これからもしない、そういうつもりでもありません。これから中間的な報告をこちらから求めるという行動には出ないというつもりでもありません。

○秦豊君 もうかなり事態が進展して、だからこそ司法共助という新たなランク、ちょっとランクが上がっていくんですよ、角度が違ってくるんですよ。そこまできていて、あなたはたとえ報告を求めなくても、仮に、それは全部信用します。これは、素直に信用します。ところが、法務省のこの職制からいって、機構からいって、担当の局長とか何か、これが、大臣と言つて口頭で報告をする、場合によって、文書はなかなかけんのんだから残さぬと思うが、口頭であなたの耳に入るなんてことは常識的にあり得ているのではありません。そうしないと、判断が伴いますからね、たとえば司法共助というような大きな新展開をする場合に、大臣の耳に捜査の段階、方向、しほり方を全然報告しないで勝手に事務当局の裁量量じゃありません。当然あなたの耳には入って

くる。だから、あなたの判断と許可があったから司法共助取り決め、堀田氏が飛んで行く、帰る、こういうことになるんじゃないやありませんか。

○国務大臣(稲葉修君) そういうことでしたらございませう。それはたゞいままでも、私の記憶では、主なるものは三回——三回ですね、兎玉警士夫を脱税で起訴するという前日から、さらに外為法違反で起訴いたします、踏み切りますと、十分に自信がありますという報告を刑事局長を通じて捜査本部から報告を受けておりますし、私の方でその際刑事局長にそれは結構だが、御苦労さんであった、よくやっていると、だが今度の丸紅の方の二人はなかなかそこまでいかぬねと、こういうことを聞いて、それに対しては刑事局長の報告では、まだ証拠固めが起訴までにはいっていないようでございますと、こういう報告を受けておるのがいままでの主なる報告であります。

○国務大臣(稲葉修君) 一種のこれは報告だと思ひます。報告に基づいてあなたの判断、それから若干の質問、そういう状態を把握された場合に、情報を得た場合に、三木総理大臣から、法務大臣どうなっているのかねという質問を受けましたか、あるいは自発的にあなたが法務大臣としての職能として、職掌として、三木総理に対して、捜査はいまのところを重点に行つていますとか、司法共助はなぜやらねばならないかというふうな具体的な報告ないし説明をなすことはあります。

○国務大臣(稲葉修君) ございます。それから、ロッキード問題の關係閣僚協議会というものがあつて、ただいま申し上げましたような点については、私から総理にも、そういう關係閣僚にも會議の席上報告しております。

○国務大臣(稲葉修君) ございます。それから、ロッキード問題の關係閣僚協議会というものがあつて、ただいま申し上げましたような点については、私から総理にも、そういう關係閣僚にも會議の席上報告しております。

○国務大臣(稲葉修君) ございます。それから、ロッキード問題の關係閣僚協議会というものがあつて、ただいま申し上げましたような点については、私から総理にも、そういう關係閣僚にも會議の席上報告しております。

て、檢察庁法十四条に基づき法務大臣は指揮権を持つておる、法務大臣を指揮監督する立場にある内閣総理大臣も、理論上いづれの公益が優先するかを判断することは、これは可能である、こう答弁していらつたかと思う。間違いないです。

○政府委員(安原美穂君) 趣旨はそのとおりでございますが、要するに四十七条による書類の内容の公開ということは、保管者である者がする行為でございますから、不起訴等の場合におきまして書類の保管者は檢察官でございますし、それから、公訴提起後におきましての裁判所が保管する書類につきましては裁判所でございます。そういうものが公開をするというのが四十七条のたゞし書きの規定でございますから、それにつきまして、檢察官に関する限りは法務大臣が指揮監督権をお持ちでございますから、檢察官にもそれを公開しないという指揮をするのは理論的には可能である。それから、総理大臣というものは所管の大臣を通じて行政の各部、檢察もそれは司法に準ずる独立性と公正の保障された機関でございますが、一応は行政権に属するものでございしますから、総理大臣も法律上は指揮監督権をお持ちになるというところから、そういうものを公開に指揮することはできる。それと同時に、このような場合の書類の公開という行為は、檢察庁における檢察事務における檢察庁法十四条の具体的な事件の取り調べ処分、事件の処分に類する行為であるから、これは法務大臣といえども、指揮は各檢察官にできなくて、檢察総長を通じてのみそういう指揮ができるということを理論的には申し上げたわけでございます。

○政府委員(安原美穂君) 趣旨はそのとおりでございますが、要するに四十七条による書類の内容の公開ということは、保管者である者がする行為でございますから、不起訴等の場合におきまして書類の保管者は檢察官でございますし、それから、公訴提起後におきましての裁判所が保管する書類につきましては裁判所でございます。そういうものが公開をするというのが四十七条のたゞし書きの規定でございますから、それにつきまして、檢察官に関する限りは法務大臣が指揮監督権をお持ちでございますから、檢察官にもそれを公開しないという指揮をするのは理論的には可能である。それから、総理大臣というものは所管の大臣を通じて行政の各部、檢察もそれは司法に準ずる独立性と公正の保障された機関でございますが、一応は行政権に属するものでございしますから、総理大臣も法律上は指揮監督権をお持ちになるというところから、そういうものを公開に指揮することはできる。それと同時に、このような場合の書類の公開という行為は、檢察庁における檢察事務における檢察庁法十四条の具体的な事件の取り調べ処分、事件の処分に類する行為であるから、これは法務大臣といえども、指揮は各檢察官にできなくて、檢察総長を通じてのみそういう指揮ができるということを理論的には申し上げたわけでございます。

○政府委員(安原美穂君) 趣旨はそのとおりでございますが、要するに四十七条による書類の内容の公開ということは、保管者である者がする行為でございますから、不起訴等の場合におきまして書類の保管者は檢察官でございますし、それから、公訴提起後におきましての裁判所が保管する書類につきましては裁判所でございます。そういうものが公開をするというのが四十七条のたゞし書きの規定でございますから、それにつきまして、檢察官に関する限りは法務大臣が指揮監督権をお持ちでございますから、檢察官にもそれを公開しないという指揮をするのは理論的には可能である。それから、総理大臣というものは所管の大臣を通じて行政の各部、檢察もそれは司法に準ずる独立性と公正の保障された機関でございますが、一応は行政権に属するものでございしますから、総理大臣も法律上は指揮監督権をお持ちになるというところから、そういうものを公開に指揮することはできる。それと同時に、このような場合の書類の公開という行為は、檢察庁における檢察事務における檢察庁法十四条の具体的な事件の取り調べ処分、事件の処分に類する行為であるから、これは法務大臣といえども、指揮は各檢察官にできなくて、檢察総長を通じてのみそういう指揮ができるということを理論的には申し上げたわけでございます。

からアメリカの資料だつてこれはありますよ。範圍はかなり広いと思うが、特定すればどういふものを指しますか。

○政府委員(安原美穂君) 正確を期するために書いたものを用意しておりますので申し上げますと、刑事訴訟法第四十七条たゞし書きの訴訟に関する書類と申し上げますのは、当該被疑事件に關して作成された書類、たとえば捜査当局が捜査の過程で作成いたしました供述調書、報告書、検証調書、以上報告の文書とでもいふべきもの。それと起訴状、裁判書、上訴申し立て書、最終陳述書、まあこれら意思表示的文書といふもの。つまり、報告的文書、意思表示的文書を問わず、また当該事件の捜査の過程で押収した証拠物たる書面、たとえば被疑者の作成した報告書、議事録、メモ、日記なども含まれ、したがって米國側から先般提供を受けております資料も、この訴訟に関する書類に含まれるというふうにわらひあいに廣くわらひあはれ解釈をしておる次第でございます。

○政府委員(安原美穂君) 正確を期するために書いたものを用意しておりますので申し上げますと、刑事訴訟法第四十七条たゞし書きの訴訟に関する書類と申し上げますのは、当該被疑事件に關して作成された書類、たとえば捜査当局が捜査の過程で作成された書類、たとえば捜査当局が捜査の過程で作成いたしました供述調書、報告書、検証調書、以上報告の文書とでもいふべきもの。それと起訴状、裁判書、上訴申し立て書、最終陳述書、まあこれら意思表示的文書といふもの。つまり、報告的文書、意思表示的文書を問わず、また当該事件の捜査の過程で押収した証拠物たる書面、たとえば被疑者の作成した報告書、議事録、メモ、日記なども含まれ、したがって米國側から先般提供を受けております資料も、この訴訟に関する書類に含まれるというふうにわらひあいに廣くわらひあはれ解釈をしておる次第でございます。

○政府委員(安原美穂君) 正確を期するために書いたものを用意しておりますので申し上げますと、刑事訴訟法第四十七条たゞし書きの訴訟に関する書類と申し上げますのは、当該被疑事件に關して作成された書類、たとえば捜査当局が捜査の過程で作成された書類、たとえば捜査当局が捜査の過程で作成いたしました供述調書、報告書、検証調書、以上報告の文書とでもいふべきもの。それと起訴状、裁判書、上訴申し立て書、最終陳述書、まあこれら意思表示的文書といふもの。つまり、報告的文書、意思表示的文書を問わず、また当該事件の捜査の過程で押収した証拠物たる書面、たとえば被疑者の作成した報告書、議事録、メモ、日記なども含まれ、したがって米國側から先般提供を受けております資料も、この訴訟に関する書類に含まれるというふうにわらひあいに廣くわらひあはれ解釈をしておる次第でございます。

けてもらいたいというのが檢察庁法の運用の精神でもございしますし、確立したりつばな伝説でございします。そういう意味におきまして意思の一致するものが最も望ましいわけですが、したがって、指揮権の発動がなくても、檢察庁で判断し得るような公開の場合といふものがあればそういう問題はない。ただ、檢察庁としては、公開はしないという意見があります場合に指揮権の発動といふことがあると、これは非常に不幸なことであるといふふうに考えております。

そこで、先走るようでございますが、そういう刑事訴訟法四十七条のたゞし書きを指揮権の発動をして開示するというようなことを総理大臣や、法務大臣がなさることではなくて、むしろ一般的な指揮監督権に基づきまして、事件の捜査の経過、結果につきまして、法務大臣はもちろんで、総理大臣も檢察庁から報告を受ける権利をお持ちでありますし、報告もする義務を檢察官は持つておるわけでございしますから、生の資料でなくとも、その資料の意味内容こそ問題でございしますから、その内容につきまして報告を受けられまして法務大臣なり、総理大臣が、これは公開する必要があるという判断をなさつて、しかるべき手続、機会におきまして公開をするということが、もし公開するすれば最も望ましい方法になるのではないかと、これを私どもは考えておるわけですが、ただ総理大臣、法務大臣も、檢察官に対して指揮監督権をお持ちになるということは、あることをせよと指揮するのみならず、してはならないことはしてはならないと監督する権利と義務をお持ちでございしますから、檢察官が刑事訴訟法四十七条の趣旨を間違えないように運用するように監督することも、総理大臣なり、法務大臣の権利であり義務でございしますから、仮に、いまの公開をなさると、大臣が公開なさる場合におきましても、公益性の判断はみずからの御責任でなさるにいたしまして、その刑事訴訟法四十七条の精神を踏んまえて、公益はどちらが優先するかを御判断いただくべきものではないかというふうに考

けてもらいたいというのが檢察庁法の運用の精神でもございしますし、確立したりつばな伝説でございします。そういう意味におきまして意思の一致するものが最も望ましいわけですが、したがって、指揮権の発動がなくても、檢察庁で判断し得るような公開の場合といふものがあればそういう問題はない。ただ、檢察庁としては、公開はしないという意見があります場合に指揮権の発動といふことがあると、これは非常に不幸なことであるといふふうに考えております。

えておるというのが法律論としての理論的な私どもの考え方でございます。

○泰豊君 読売新聞の資料をお借りしたいと思うのですが、五月五日の読売新聞の報道によると、刑訴法の立法の趣旨であるとか、あるいは検察運営面からいって、いま、あなたの言われた四十七条ただし書きを行使しても、生の形というものは大変問題があると、あなたのいまいみじくも言われましたように、何らかの別な形、生ではないが、たとえばある裁量をし、判断をして、これだけ資料はある、これはしかし生だと、生を出すとはばかられるから、それをセレクトしまして、取捨選択しましたものを、ダイジェストというか、メモ的なものをちょっと公表するというふうなことは可能だということに結びつきますね、いまのあなたのこの部分の答弁は違いますか。

○政府委員(安原美穂君) いま泰委員御指摘のとおり、いままで刑事訴訟法四十七条ただし書きの精神に基づきまして、検察庁におきまして、ある種の事件の結果につきまして、起訴をしなかった書類、すなわちここにいう公判開廷前に公開してはならないという原則にひかかる場合に、ただし書きによりまして意味内容を公開したことはございしますが、資料、いわゆる生の資料をそのまま公開したということは一回もございせんので、仮にするとしても、意味、内容、趣旨——内容を公にするというふうなことになるのが前例にも即するやり方ではないかと思ひます。

なお、理論的には先ほど申したとおりであり、また泰委員御理解のとおりでございます。そういうこともあり得る。ただ、何と申しますか、法務大臣もいつも申しておられることであり、検察当局を所管する刑事局長としてもお願いでございますが、いまの段階で、その理論的な問題を超えて、今度の事件についてもそういう公表があり得ると、いまからあるということ、するということと、あり得るということは理論的な問題でございしますが、するということはいまから申し上げることは、いわばロッキード事件の捜査の結果を予測

したことに相なりますので、いまの段階ではするということと言えないが、あり得るということとは言えると思ひます。

○泰豊君 全然角度、テーマを変えます。

○政府委員(安原美穂君) これも正直に、私何回調べたかは報告を受けておらないのでございします。ただし、私のかつて、大分前に聞いたところで、十数回は取り調べておるようでございますが、調べの時間は余り長くないようでございます。

○泰豊君 単位時間ですね、しかし回を追うごとに一日当たりの取り調べ時間というのは次第に延びてきているというふうにも伝えられているが、どう御理解ですか。

○政府委員(安原美穂君) 何しろ非常に重い病氣の方であらせられますので、やはり取り調べの結果が生命に危険を来すということがあつてはならない意味で、いわば検察官は人権擁護という意味におきまして、当初はおっかないびつくり調べておりましたから、時間が非常に短かつたのでございしますが、徐々に医師の判断を経て、時間は三十分間までは延びておるといふふうに聞いております。

○泰豊君 局長ね、丁寧はいいんだけど、あらせらるるとか、昔、かつては旧制中学のときに皇宮敬語用として習ったような言葉をお使いにならなくても、児玉譽士夫の人権は損なわれま

すまい。

○政府委員(安原美穂君) そういう意味では当初よりよくなつてきているといふふうに聞いております。ただ、余り細かいことを公開の席上で申し上げることは、あくまでも最初申し上げましたように児玉譽士夫の任意の協力によって取り調べを進

めておる段階でございますから、余り細かいことを個人の健康状態について申し上げることが、あるいはそういうことのために拒否されることになるのはならないという意味において、できる限り、詳細についてお尋ねにならないようをお願いをしたいと思ひます。

○泰豊君 あなたの述べられた中で一つだけ納得できるのは、むしろ、任意任意でと、児玉の一種の了解と、児玉ファミリーの、ということ、その部分だけはわかつたんだが、ならば、そういうものを大事にするという、取り調べの検事、児玉邸に派遣される検事はいつもレギュラーですね、人間をかえたりすると信頼関係の仕組みが壊れるから絶えず一定しているんですか。

○政府委員(安原美穂君) 人の取り調べというのは、いわば基本的な人間の信頼関係を基盤として本當の真相が究明できるという意味におきまして、できるだけ特定の検事に担当させておるといふのが実情でございます。

○泰豊君 向こうの、つまり、児玉邸はそういうときにどういふ人が立ち会っているんですか。

○政府委員(安原美穂君) 私の聞いておるところでは、いつ何ときということがあつてはならないといふことで、医者が隣の部屋に控えておるといふふうに聞いております。

○泰豊君 あの方ですか、喜多村教授ですか。

○政府委員(安原美穂君) そのとおりです。

○泰豊君 そうしますと、いままで十数回と、それでいいですよ、そういうふうに出て取つておきましよう、十数回。何回重ねましても支離滅裂で、やや脳軟化症的な症状から出る言葉というの

は、第一、何十回何百回聞いても、何万語聞いても証拠の裏づけになりませんよ。ただ、いままでとどこでどうなんですか、またこれも答えて聞きますが、相当回を重ねた、トータルして反すうして解析して再整理してみると、やっぱりこれはかなりな証拠力を持っているなといふところまでできているんですか、それとも全く徒労なん

ですか、どうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 言葉は非常に聞き取りにくい状態であるようでございますが、回を重ねるに従ひまして、検察官としてはそれが何を意味するかがわかるようになっていっているといふふうに聞いております。

なお、それが証拠価値の問題、これはひとつ、捜査の内容に属しますので、御勘弁願ひたいと思ひます。ただ、全然心神喪失とか無能力であれば十数回調べるわけがございませんので、その段階ではないと思ひます。

○泰豊君 そうしますと、私はこういう方面は素人ですから、あえて素人の疑問をあなたにぶつけるのですが、普通の事件の場合、もうこの段階まで来たら、いかに人権の擁護だろうが病状への配慮だろうが、児玉譽士夫のいまの段階は、当然あなた方決断して収監すべき時期が来ているんじゃないですか、収監。これがなぜ行われないのか、どういふ判断に基づいて収監をなさらぬのか、どうなんですか、一番わからぬ。

○政府委員(安原美穂君) 聞いておりますところではまた客観的な事柄でございますが、聞くところによりますと、病状としてはまだ勾留に耐える病状ではないと拘置しても大丈夫という健康状態ではないと聞いております。なお、いま泰委員は、なぜ収監しないのかといふことでございしますが、児玉譽士夫についていま御指摘のような逮捕、一般的に健康が許せば逮捕勾留を許す状態、勾留をすべき捜査の進展状況になつていのかどうかといふことは、これまでに捜査の段階でござい

ますので、申し上げるわけにはまいりません。

○泰豊君 今度、国会から医師団を改めて出すんですよね、これは立法院の権能ですが、そうすると、いまあなたは、捜査の段階に微妙に絡まるからちょっと言いたくないという意味と受け取りますが、しかし、国会側から新たにドクターを出して、それによつては収監といふふうなこともあり得るとは考えられませんか。

○政府委員(安原美穂君) 身分によつて差別をし

て勾留しないのではございませんが、いま委員のいみじくもお尋ねのそういうこともあり得るかということは、いわば現段階から将来を見通して、捜査の進展ぐあいを見通す一つの判断の問題でございますので、これまたひとつ御勘弁を願いたいと思います。

○秦豊君 あなた方が児玉警士夫をぎりぎりとしぼり込んでいくときに非常に重要なモメントは健康状態、これはわかります。では、国会だつて改めてドクターを派遣しようというのだから、あなた方は専門の職能ですから、あなた方はもうとくに、喜多村教授に失礼でないという意味合いを含めて、別な観点からあなた方の判断によつてドクターを派遣して病状について把握したことはあります。これまでにないんですか。

○政府委員(安原美穂君) 喜多村教授の診断に不審を抱いた場合にはそういうこともあると思いますが、今日、将来とも。しかし、いままでのところ、喜多村教授の診断を信頼しておりますので、事実としてそういうことはしておりません。

○秦豊君 これは、たしか毎日新聞のきょうの朝刊一面トップだと思いましたが、その児玉警士夫はすでに昨年の段階において早手回しに、ある重要な証拠文書を焼却したとまで伝えられている。いまのこの状態、やり口だと、収監もできない、もうまるで病状が鉄壁の壁です。そうすると、もういままでも証拠はかなり隠滅されていると私は思うし、今後ともそういうことはあり得ているわけ。いまではもう後手の後手になってくるかもしれない。証拠を隠滅するというふうなことに対抗策はとれないでしょう、収監もしない、それで喜多村教授の診断というか何というか、見立てをあなた方疑ったことにはならなくて、検査独自に医師団は出していない。ならば、向こうの言うとおり、向こうのペースです。すなわち、限りなく向こうを尊重すると。ならば、限りなく証拠は隠滅されていく、対抗措置はないでしょう。幾らそれであなた方が決意を披瀝してもむなししいことになりはしませんか、どうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 真相の究明を第一義とする検察庁といたしましては、基本的な人権を侵害しない限り、刑事訴訟法に認められた強制手段を適宜適切に行使用するものと思っております。その辺はひとつ、御心配かけて恐縮でございますが、検察当局に御信頼をいただきたいと思っております。

○秦豊君 アメリカの方ですが、コーチャンとクラッター両氏に対して、いままさに司法共助、嘱託専門の系統にいつ踏み切るのかという問題になりつつあるんだが、この系統はまだ終わっていないで、どういふことが裏づけられれば手続に踏み切るんですか、まとめて。

○政府委員(安原美穂君) たびたび申し上げられないということをお願いすることはなほ遺憾に存じますけれども、これまで捜査の過程における証拠収集の一つの方法でございますので、いつたれについてそういうことをやるかということをお願いし上げることは、ひとつ、捜査の途中でございまして御勘弁を願いたいと思っておりますが、司法共助ということによりまして、アメリカの裁判所に証人の尋問を嘱託することが本件捜査の有力な方法であることは間違いないわけでございます。いまして、その場合におきましては、刑事訴訟法の二百二十六条に規定がございまして、要するに、犯罪の捜査について欠くべからざる知識を有する者が検察官の任意の取り調べに応じない、あるいは取り調べに応じても供述を拒んだというときに、裁判所に対して証人尋問の請求をすることができるということになっておりますから、仮に、今度の場合におきましては、アメリカにおる関係者から事情を聴取したいにかかわらず相手方が取り調べに応じない、応じても供述をしないというふうな条件が熟しませんと、裁判所に対して証人尋問の請求はできないというのが訴訟法上の条件でございます。後、そういう条件が認められますならば、わが国の裁判所の請求に対しては、アメリカ合衆国といたしましては、レシプロー相互主義の保障のもとにそういう証人尋問

をするということを経本的にはアメリカ政府は明らかにしておりますので、具体的には、そういう請求をし、わが国の裁判所がアメリカの裁判所にそういう嘱託をいたしますれば、アメリカの関係裁判所はアメリカの法律に従ひまして証人尋問して、その結果を調査としてこちらに送付してくれ、その結果はすぐでございます。

○秦豊君 まあ、答えられない答えられないシリズみたいなものだが、この種の問題である程度避けたいことは予測のとおりだけれども、こういう問題なら答えられるでしょう。その嘱託専門の場合ですね、局長、ややクッシオンがあつて間接的になりますから、このことは。だから、たとえば尋問事項、それから日本側検事の立ち会いの問題、こうした問題をやはりおたくの内部において検討しておいて、もうそろそろいつ踏み切るかということまで来ていると思えますから、これ、余り遠くないと思えます。ならば、そういう部内の検討として、当然、アメリカにそれをする場合の問題点はどこで、か、尋問事項等検事の立ち会いというふうな問題だけなのか、何かほかの問題点があるのか、どういふ検討をされておりますか。

○政府委員(安原美穂君) 国内におきましても同様でございますが、裁判所に証人尋問を請求する以上は、どういふことについて尋問してもらいたいかという尋問事項を特定いたしましてお願いすることには当然でございますから、やるといふことになれば尋問事項を特定することの必要のあることは申すまでもございせん。なお、いま申されましたように、アメリカの法廷における証人尋問でございますので、言葉の障害もございまして、また捜査の実態というものを御覧の日本に、検察官にこしたことはないわけでございます。それから、許されるならば日本の検察官がその場に立ち会ふことが望ましいであろうと私も考えております。

○秦豊君 じゃ、今度司法共助の段階にいよいよ入った場合の問題点を一つだけ聞いておきます。が、こういうジレンマにはどう対抗されますか。つまり、たとえば証人としてクラッター氏などに、できればコーチャン氏にもいまの嘱託尋問をするという場合に、尋問をする場合には容疑事実を明記しなさいかぬでしょう、あなたに何によつて聞くと。これは新聞、ニュースで言えば見出しみたいなものだから、見出しのないニュースはない。ならば、尋問事項、容疑事実のない尋問はあり得ない、こうなるわけであつて、被疑者じゃないわけでしょう、この場合は。被疑者じゃない証人としてのミスター・コーチャンとかミスター・クラッターに聞く場合は、なかなか、贈収賄であつたのを聞きたいんだとか、容疑の事実ぐらゐは特定しなさいだめでしょう、これはどうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 裁判所の刑事訴訟規則にもございまして、証人尋問の請求をいたします以上は、国内法におきましても当然のことでございますが、どういふ被疑事実で尋問を求めるのかということ特定する必要はございまして、おっしゃるとおりでございます。

○秦豊君 このことについてはおしまいの質問にしたいと思つて、ところがその被疑事実を明らかにしますと、あなたの方のこの場合の答弁の言葉を使うと、捜査上の機微に属するとか、そういうものをやると必ず報道されると、そうなるあなたの方の手のうちが明らかに、どこまでしぼってきたか、だからそれは厳重な秘密、トブレベルの秘密として覆い隠そうとするんだらうけれども、そういう点は非常にあなたの方の悩みになんでしょうね。

○政府委員(安原美穂君) 秘密というものは、関係者が多くなければなるほど漏れる可能性を持つてゐるのは世間の常識でございますから、証人尋問を請求するということは、検察官が直接取り調べるよりも捜査の内容が、秘密が漏れるという危険性を持つやり方であることは間違いないわけでございます。

○秦豊君 一つ忘れていたけれども、仮に司法共助、いよいよ稲葉法務大臣に報告をして、よろしいとなった場合に、一連の伝えられている手続をとりまします。ずうと。向こうの連邦地裁が受けとめる、それで実行されるというときになる。ところがその話は、いまここで明らかにすることがあるように、かなり煮詰めにやいかぬ問題がまだ残っています。煮詰めるために特定の機密をアメリカに派遣するというふうな途中経過はあるんでしよう、やっぱり。司法共助に実際踏み切る前に。どうなんですか、もういいんですか、それは。

○政府委員(安原美穂君) 何と申しますか、的確な証人尋問をやっていたために、的確なインフォメーションをアメリカの関係者に伝えるという必要がございまして、そういう、いま秦委員がみじくも御指摘のような方法も、実際やるときには考えるべき一つの有力な手段であるというふうには私も考えております。

○秦豊君 いままで質問とは全くつながらないわけではありませんが、いまここで明らかにされつつある、問われつつあるロッキード的な構造というか、政治の体質というか、それに絡んだ問題について残された時間少し聞いておきたいことがあります。

それは、ちょうどロッキードスキヤンドルの噴き上がった四十七年、四十八年、つまり二か年にまたがる自由民主党の政治資金の問題と、それに対する捜査当局、警察側ないし国税側の見解をあらえて確かめておきたいと思うからで。

ここに、小さなタブロイド版の新聞で、日刊ゲンダイという新聞があります。これを私もこの報道があつてから調べてみたんですが、これによりまして、昭和四十七年以降に自由民主党の田中角榮氏が、自民党の長老に非常に具体的に気前よく広範囲に政治資金をばらまいているということなんでしょう、しかもそれは、自民党の中にあつた文書のコピーを入手して、それに基づいて断然たるジャーナリストのセンスから言うところには

もう断然たる自信のもとに報道をしているという報道があつたものだから、私も少しいま調べ始めております。ただ、きょうは時間がありませんから一、二確かめるだけになるかと思ひます。物理的に、しかし、どうやらこのコピーというものは自由民主党の本物の文書のコピーだということなことがそろそろ漏れ始めつつある。しかも、これは天下の公衆に対する重大な、あなた方がこれを虚偽であると言ふならば虚偽を立証しなければならぬ、つまり大変公衆の名譽に関する問題だし、しかもこの中には金権体質、やはり自民党のこの人もかというふうなリストがどんどん出てくる。これは非常に、あなた方自身の手、与党の手によって、これがもしうそだと言ふならば名譽を挽回しなかならぬケースだと思ふ。

で、具体的に伺いたいと思ふんですが、このときに、自民党の経理の帳簿に記載されたものであるそのコピーが出てくるわけなんですが、それによりまして、いわゆる機密費的なものとしまして、自民党の役員、衆参両院の正副議長、顧問、それから自民党の局長などに、暮れの金が渡つていく。たとえば四十八年暮れのリストによると、佐藤元総理に対して二千万、椎名副総裁、水田政調会長、前尾衆議院議長、河野参議院議長、船田元議長に各一千万がばらまかれていくと、こういうこと、こういう報道が出てくる。

自治省に伺いたいんですが、こうした、いま私が読んだだけのこの各氏の所得というのは、その年の政治資金規正法上の届け出はなされていくのかどうか、把握されているのかどうか、ちょっと伺いたいんです。

○説明員(大林勝臣君) 御質問の点につきまして、当時の政治資金の収支報告にそういつたことが載つておるかとかということでございますけれども、政治団体の支出目的別の区分けと申しますか、この項目につきましては、旧法当時はそれぞれの政治団体に適宜類別をいたしまして政治団体ごとに支出目的が全部違つております。あるいは政治活動費であるとか、あるいは組織活動費で

あるとか、あるいは広報費であるとか、そういう区分けの仕方が政党内には政治団体によって皆違つておまして、いかなる費目の中にそういつたものが含まれておるかということとは収支報告の上では明らかでございませぬ。

○秦豊君 届け出がなかったとすると、一体、じやどんな性格の所得になるのか。一時所得とかさまざまなカテゴリーがありますね、どうなるのか。これは国税側ではないかと思ふが、一体届け出がなかったとするとどんな性格の所得になるとお考えですか。

○説明員(田口和巳君) 国税庁の方から御説明いたします。

ちよつと、政治家に限らず、所得税の所得の扱いというものを御説明した方が御理解いただけるかと思ひますが、いわゆる所得税の対象になるというものは、ある収入があつて、そのために支出された経費がかければその経費を引いた後の残りの額が所得ということになるわけでございます。

で、政治家の場合に、一応歳費をもらつていらつしやる。これは給与所得で扱ふ。それ以外にいろいろな政治献金のようなものが入つた場合、こういうものも当然所得税の対象になる。で、私どもは、政治資金の収入に関する所得は雑所得という扱いをしております。御承知のように、所得税法上は幾つかの所得の種類が決められておりまして、その中でも雑所得の扱い。なお、その政治資金収入がたとえば何百万かあつたと、それから政治活動のためにいろいろなことに使われた、残りがあつた場合にその所得ということになるわけなんです。したがつて、献金があつた、あるいはいろいろな形で収入があつたということだけでは所得ということにはならない、使つた残りがあつた場合に所得税の問題になるのか、こういうふうなことでございませぬ。

○秦豊君 具体的な例を一つだけ引用しますと、たとえば椎名悦三郎氏、副総裁は、益、暮れに合せて千五百万円受け取つたということになつていくわけだが、その年の椎名氏の申告所得は千二百二十一万円なんですね。もしも自民党側が渡したと言われている機密費が事実であつたとした場合には、これは所得を申告しなかつたということに明らかになるわけですね。ちなみに四十八年の国会議員の所得ですね、これはたしか、およそ九百一十万円であつた。それに益、暮れの機密費を加えると、四十八年度の申告所得を超える人が大部分になるわけですね。椎名さんとか、鈴木さんとか、石田さんとか、江崎さん、福田さん、早川、水田、篠田と、岸、もう皆さんの名前が出てくる。出てこない名前の方が少ない。

そこで、国税庁に伺つておきたいけれども、この問題きやうで終わるわけじゃないから今後のために伺つておきたいが、ここにリストされたような申告がそれぞれ自民党の議員からその年になされておられますか、なされてないといふれば脱税になるんじゃないやしませんか、その辺の解釈と見解を聞かしていただきたい。

○説明員(田口和巳君) 先ほど御説明申し上げましたのが不十分だつたかと思ひますが、具体的にどうなる場合と云ふことはございませぬけれども、政治献金があつた、いろいろな政治家に対して政治活動に使うためのいわば献金ということ、その納税者としての政治家の立場から言へば、そういう収入があつたということだけでは所得にならないわけございまして、それから政治活動にいろいろ使われた、その残りがあつたような場合に、先ほどの先生の御指摘の場合だつて歳費が確かに九百万、給与所得控除を引いた残額はたしか九百何万だつたと思ひますが、それに加えて申告をしなくちゃいけないということになるわけでございますが、先ほど御指摘の数字、私つまびらかにいたしません、そういう収入があつたからだけでは申告の義務が直ちに生ずるというものでなく、政治活動に使われた残高があり得ればということになる。その点で直ちにどうこうということはないように感ぜられます。

○秦豊君 だから、つかまえて方ですね、まずしつぽをつかまえる。そのためにはデータを出して

対比しなやいかぬでしょう、このままじゃいけませんね。こういうふうな場合に、捜査当局、警察側としては、一体このような事実関係について裏づけをしなやならぬというふうな段階になった場合には、考えられる罪名というのの一体何ですか。

○政府委員(安原美穂君) いま御指摘の問題では、政治資金規正法の違反の問題とか、あるいは所得税法のいわゆる脱税の罪というふうなものが一応考えられるわけですが、その点につきましては、税法違反につきましては従来一つの確立した慣例といたしまして、そういう問題につきましては国税庁当局で実態の調査をなさいます。告発を受けて検察当局が刑事責任の存否を明らかにする。したがって、所得の実態というものがつきましては国税当局の調査に期待し、そして刑事責任という意味において、その罪を犯す意思があったかどうかというふうな刑法的な面については検察庁がこれを明らかにするというふうなやり方でやってきておるのでございます。

○泰豊君 国税庁側にちょっと確かめておきたいのですが、支出、収入——出入り、両方のデータ出して吟味しなければいかぬでしょう。出させる必要があるんですね、念のために。

○説明員(田口和巳君) 先ほど申し上げましたように、所得税の対象になるというのは、収入があつて支出がある。政治家の政治資金収入というふうなものも同じような考え方で、使われたあけくにも何も残っていないということであれば、いわば所得がそこからは発生していないことになるわけでございます。先生がおっしゃいますのは、何かたくさん献金があつてどれだけ使われたかというのをチェックしないのかという御趣旨の御指摘かと思いますが、私も所得税を預かるものといましては、政治家の方であつて、いわば所得税の納税の対象になり得る方としていろんな面で私もチェックをしていくわけですが、たとえばある政治家の方の私的資産の面で、あるいは私的消費の面で非常に私としておかしいな

と思うような場合、その方の納税者としての資産なり所得の面から網を張るというふうなことで、それから、いろんな形の政治献金があると思います。たとえば大会社から出てくる、そういう場合の法人税調査の面に出てくれば、そういうものも資料にして、そういう形で私どもとしては遺漏のないようにチェックをしておるといふたてまえでございます。

○矢田部理君 いまの問題、予算委員会でも若干問題になったのですが、普通たとえ一千万の所得があつた、しかしそれは全部経費でかかってしまった、場合によっては経費の方が多くて赤字だったという場合でも、申告そのものはしなければならぬのじゃないですか。所得がないから課税の対象にはならないでしよう。つまり収入と経費を申告しなければならぬのじゃないですか。それすらもゼロであるいは赤字であればいいんですか。そういう見解でしようか。そうだとすれば、普通赤字の人は一切無申告でいいという論理に発展しちゃうのじゃないかと思いますが、その点どうでしょう。

○説明員(田口和巳君) 所得がゼロである場合には必要ございません。いまの先生の御指摘は、たとえば事業をやつていらつしやるような場合に、ゼロである、赤字であるというふうな場合、申告する必要があるのではないかと。やっぱ赤字を通算するというふうなためには必要になります。この政治資金収入といふものは、政治家の所得ということに上ほつて申上げますと、それは先ほど申し上げましたように雑所得の扱いにしております。雑所得という場合には赤字の通算ということとは考えられない、そういうことはできない法律上のたてまえになつておりました。赤字になつて通算しなくちゃいけないというふうなことであれば必要でございます。課税標準の対象になる所得がゼロでございます場合には法律のたてまえから必要ないと私は考えております。

○泰豊君 無申告でいいとあなた言っているのですか、そうしたら、大変問題になりますよ、それは。無申告でいいということになるんですか、あなたの方の解釈では。そういうことをあなたおっしゃったんですか。

○説明員(田口和巳君) 重ねて申し上げますが、雑所得でゼロであるとか赤字であるという場合に申告の必要がないということでございます。先ほど申し上げましたように収入があり支出があつて差し引き所得があるという場合には当然申告の必要がございます。

○泰豊君 これをやっていると多くの持ち時間切れちゃうからあれだけれども、あなたやっぱ、政治家のそういう所得に対する追及がいかに甘いかということをおなたいみじくも裏づけつあるんですよ、これ。やっぱ問われるのは、国税庁側の基本的な取り組み。これは法律の体系も変えなければいかぬかもしれない。非常に甘いですよ。それならどうぞ無限にざるをお続けくださいというのと同じですよ、大変追及が甘い。一般の人々、中小企業に対するあれに比べるといかに大甘である、これは。

それ、最後に伺いたいだけども、この記事によると、自由民主党の裏金、機密費というのは役員全部に配られていて、ロッキードスキヤンダルの例のトリスターとかP3Cの年、四十年、七年暮れには二億五千二百万円、四十八年の夏は二億七千五百万円、そして四十八年の暮れには四億九千三百万円である。あらゆる役付の名前が全部リストアップされて、一般の議員の方々は衆参の一般議員として込みで出ている。稲葉法務大臣の場合は、もちろんこのリストには名前がありません、これには。稲葉法務大臣は、たしか四十七年の七月七日成立の第一次田中内閣のときには文部大臣だったですね。それから、四十七年十二月二十二日の第二次田中内閣、それから四十八年十一月二十五日成立の第二次田中改内閣では閣僚ではなかったんですね。だからこのリストには具体的にリストアップされていない、名前が挙がっていないということになるんです、しかし、その場合にも一般議員というところ

ろが一番最後にあつて、やはりもち代というのは五十万円ずつ、たとえば四十八年の例ですが、盆、暮れには五十万円ずつもち代が配られたことになる。もちろんこれは一マスメディアの報道だから、全部うそだと言ひ張られるならば、名譽棄損だろうが何だろうが、どんな提起してしかるべきほど重大な公党に対する問題ですから、そういうことはおたたくの覚でやつてもうことにして、法務大臣として、いま私が短い時間で取り上げて自由民主党の機密費、裏金の問題、こういうことについてのこういう疑惑、どういふふうな受け取られていきますか。

○国務大臣(稲葉修君) はなはだ不愉快であります。

○泰豊君 当然でしょうね。だから、公党としてきちつと対処をして、恐らくこの膨大な浴びせられた不名誉に対して、きちつとあなたの方がこたえるべき問題だと思います。

最後に私指摘しておきたいことは、この報道によると、衆参両院議長に金が配られているという、非常に私、意外でもあるし、まさかと思ひたかつたのは特にこの点についてである。前尾さんが誕生したのは四十八年の五月二十九日、その日にももちろん自民党を脱党して無所属になった。当然ですね。河野さんの場合は四十六年の七月十七日に選任されて以来無所属議長として現在に至っている。ところで、前尾議長は無所属の議長であるのに、このリストによると四十八年の夏に五百万円、暮れには一千万円を裏金として受け取つたことになるし、わが名譽ある参議院の河野議長の場合は、同じく無所属のときに四十七年暮れに五百万円、四十八年夏にまた五百万円、四十八年暮れに一千万円裏金を受け取つたというところになって、これはもうまさかというふうな金額が衆参両院議長に対して送り届けられて、しかもそれが自由民主党の経理の帳簿に記載されていて、その帳簿のコピーがここに漏れてきた。事は簡単ではないし、もちろんこれは重大な問題だと私は思ふんです。ただでさえロッキードスキヤンダル

に全国士がまみれているときに、またこの自由民主党の中會派の四百二十万の訂正という、あのまきに空前のたけなな報告というものの規模を幾百倍にも拡大したこれは大きなスキャンダラスな事実関係ではないかと思うわけですが、これについては、公党としての自民党が、これに厳格、適確な正直に処しなげなことは言うまでもないけれども、最後に稲葉法務大臣に、不愉快だと言漏らされたけれども、こういうふうな問題が仮に裏づけられて、やっぱりこれは自民党から出た本物の資料のエピソードとなった場合は、これこそあなた、椎名氏の三木追い落とし、薄汚い工作どころか、あなたの方の屋台骨にひびが入りますよ。最後にこの問題についてあなたの所見を伺って置いて質問を終わります。

○国務大臣(稲葉修君) この配付された日刊ゲンダイ特報なるものを初めて見ますので、ここで、このものの真偽をも確かめない現段階で、これは私どもの所管する職務の範囲内の問題であるというふうに申し上げかねますが、はなはだ不愉快なことだというふうに存じます。

○桑田君 終わります。

○野田哲君 去る五月の四日、予算委員会におきまして、私は法務省の出入国管理の業務が特定の団体あるいは企業と癒着を疑っている疑惑がある、その一例として元横浜入管事務所長高木民司氏の退職後の就職についての疑義をたゞしてきまして、その際、稲葉法務大臣は、事実であれば大変品の悪いことです、こういうふうにお答えがあらうと、そのことについては調査をする、こういうこととで予算委員会の最終日、五月八日の日に法務省の入管局長の方からの答弁によって私の質問をしたことが事実であることは報告があり、その経過について報告があったわけですが、事実経過が明らかになった段階でも、法務大臣はこれはまことに品が悪いことだ、これだけの認識しかお持ちになつていないか、あるいはそれ以上の認識を持っておられるかどうか、まずこの点から伺いたいと思います。

○国務大臣(稲葉修君) この事件につきましては、退職後二年を経過してそういう場所に就職したんでございしますが、その就職先が、いかにも何か入国管理事務と結びつくような場所であつて、その人は退職する直前は横浜の入国管理事務所長までされた人ですから、はなはだ法務省としてはおもしろくない。こういうことがありますと、将来もどここの所長はそういうところへ就職するんじゃないかと、そういう考えを持てている人間であるとする、出入国管理の事務の公平さ、欠くな、というふうな疑われてもやむを得ぬような世間の見方になるではないかというふうな思ひますので、今後そういう地位にあつた人の就職先等につきましても、目を届くように、また積極的にあつせんもして、余り品の悪いところへ行くなよというふうにしたいという感じを持ちます。まじめな話。

○野田哲君 入管局長に伺いますが、私もこの問題についていろいろ考えてみまして、このような企業に就職をする場合には、当然その従業員が出入国管理業務と関係があるわけでありまして、これは国家公務員法の規定に基づいて人事院の承認の手続を必要とするのではないかと、こういうふうな考えるわけでありまして、人事院の取り扱ひとしても、あるいは法務省の取り扱ひとしても、秘植観光株式会社、あるいはその前の名称であつた城國観光株式会社ですが、これらの企業は飲食を提供する、つまり料飲店であるから法務省の業務とは全く関係ないというところで人事院の承認手続を必要としないという部類に扱われておる、こういうふうな聞いていたわけですが、私にはそうは考えないんです、今後の、まずそういう手続が必要と考えるか、あるいはいままでどおり必要でないか、こういうふうな考えられるか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(影井梅夫君) 制度的に人事院の許可を要するというところで検討すべきかどうか、これはいま直ちにどちらというところは、私まだそこまで考えておりません。ただ、一般的に出入国行政

に携わりまして、それに関する専門的な知識、経験、これを身につけた方々が退官された後、その専門的な知識というものをなるべく生かされるように、そういうふうな職場を見つけていただけると、あるいは、さらに積極的にそういうことをわれわれもあつせんできるといふふうなになれば好ましいというふうな、現在漠然とはございしますが考えております。そういう意味合からは、現実には、これは外国人船員の出入国あるいは外国人船員が日本に新たに船に乗り組むために、われわれ船舶上陸と呼んでおりますが、こういう方々のお世話をするに申しますと、そういう方々に現に就職をして活躍しておられ、また専門的な知識を持っておられますので非常にスムーズにいらつておるといふ例もございしますが、いまの外国人船員に限らず、あるいは外国人を日本に招致いたしまして研修を行うというふうなことが盛んに行われておりますけれども、そういう場合に、かつて入管に在職された職員がその間の手続その他について、知識、経験を活用される、そういう機会をなるべく設けたいものだというふうな考えております。

○野田哲君 私は、法務省の入管業務に長年携わつておられた方が退職されて職へつかれること、できるだけの経験を生かした職につかれること、これは私は別に否定もしませんし、そういう形で第二の人生を歩まれることは、そうあつてほしいと思ひます。思ひますが、いま話題になっている秘植に限らず、東京都内には、キーンセンという言葉をいうのが適当かどうか、とにかく韓国の女性が韓国の古典芸能を披露するという名目で入国をして、そして韓国料亭で働いている。韓国料亭にとつてみればこれが一つの売り物になつてゐる。そういう企業に再就職をする場合には、当然入管業務と関係があるというところで人事院の手続、これがあつてしかるべきじゃないか。このことについてどう考えられるか、こういうふうな聞いています。

○政府委員(影井梅夫君) 御趣旨は十分に検討させていただきます。

していただきたいと考えております。

○野田哲君 私が、この前予算委員会での問題で質問をした翌日の朝刊の各紙にこのことが報道されております。きょうは、この週刊サンケイに報道されているわけでありまして、その週刊サンケイの報道によると、当の高木氏は、国のためにやつておることをなぜ国会で問題にするのか、こういうことで聞き直つておられますので、重ねて私は少しこの問題について伺いたいと思ひます。

質問の翌日の新聞に、平井義一さんという方の談話が載つています。この平井義一さんという人の談話によりますと、この高木氏の横浜入管時代の仕事ぶりが買われてこの秘植、その前の城國観光ですか、そこに取締役に迎えられたと、こういうふうなことが報道されております。この平井氏も、元は衆議院議員で、現在は同じように秘植観光株式会社の取締役に名を連ねている方です。この平井氏は、東声会の会長であつた町井久之という人、この人が六本木にTSK・CCCというビルをオープンしたとき、非常な盛大な、六本木の交通が渋滞するといふほど当時報道された、この盛大なオープンセレモニーに來賓として招かれて、祝辞を述べています。このTSK・CCC、このビルあるいは東亜相互企業、これはいま話題の児玉豊士夫と非常に近い関係を持っています。そしてこの平井氏も児玉、町井と非常に近い関係にある。こういう立場にあつて、しかも以前は衆議院議員をやつていた平井氏が、なぜこの横浜で入管業務をやつていた高木氏の仕事を高く評価をしたのか、このつながりが全く私には理解できない。そこに私は特に疑惑を抱かざるを得ない。そういう経緯について法務省の方では調査をされたかどうか、まずこの点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(影井梅夫君) 私どもの方ではその調査はいたしております。

○野田哲君 問題は私にそこにあると思ひます。この前、五月八日の予算委員会でも入管局長が私の質問に対して最後に答えられた。それによる

と、私の秘苑のホステスは観光ビザで入国してホステスという職業に従事しているのではないかと、こういう疑問に対して、韓国の芸能を披露するということで芸能人のビザ、これで入国査証を交付している、こういう意味の説明があったと思うんです。そこで、具体的に芸能披露、これをやっている人と、客席にはすべて飲食の相手をしているホステス、これとは全く別人であるということが入管局長は明確に証明できますか、いかがですか、この点。

○政府委員(影井梅夫君) 私ども出入国管理令に基づきまして、この種の人を入れます場合には、これは芸能人という資格で認めておまして、したがって、その資格のもとに行い得る行動と申しますか、これは厳密に考えております。これはあくまでも芸能の披露と申しますか、ということとでございまして、接客業と申しますか、そういう行為までは含んでいない、そういう行為をしてはならないということと扱っておりますし、また芸能人の入国に当たりましては、どの国から来る芸能人につきましてもその点は同じ扱いにしております。

○野田哲君 実態について、芸能のビザで入った人と客席にはすべてお人とは全然別だということとはつきり明言できますかと言ふんです。あなたは、秘苑の女性については芸能の披露ということとでビザを出している、こういうふうに答えているわけですか。だから私は、それでは秘苑で現に客席にはべつておる人と、ここに写真があらますよ、秘苑の写真が。客席にはべつておる人と芸能を披露している人とは全然別だ、こういうことが明言できますかと言ふんです。

○政府委員(影井梅夫君) 先ほど、私はわれわれの扱いについて申し上げたわけでございますが、それではその実態はそれとおりであるかと、客席にはべつてという行為は全くなのかと、これは私どもが承知しております限りは、そのような報告には接しておりません。

○野田哲君 この前の予算委員会での答弁の中

で、警察の方と一緒に調査をすると、こういうふうに答えておられるじゃないですか、調査されたんですか、その点どうなんですか。

○政府委員(影井梅夫君) 先般の御指摘がありましたので、私どもの方から警察にこのことは連絡しておりますし、また、当然警察の方でも御調査いただいているものというふうに考えております。

○野田哲君 警察庁の外事課長か、外事関係の方見えていますか。――防犯課長ですか。警察庁ではこの点については調査をされましたか。

○説明員(四方修君) この種外国から日本に参りまして働いておられます者の活動につきましては、平素入管当局と連携をとりまして、所要の調査等をやっておりますけれども、当該御質問の秘苑につきましましては、すでに御案内のとおり、以前に無許可の風俗営業と申しまして、検挙いたしておりますが、その後もわれわれ注意いたしておりますけれども、現時点におきましては、この秘苑の中で私たちが関心を寄せるべきような状態の実態があるというふうには聞いておりませんで、そういうふうには把握いたしておりません。

○野田哲君 これはちょっと、前の予算委員会の答弁の経過と違ふんじゃないですか。私が質問したことに對して調査をすると、こういうふうに答えておるわけなんですか、警察と一緒に調査をします。私が質問したのは、興業関係のビザで入って客席にはべつておる疑惑がある、これに入管の職員が絡んでおる、この問題を指摘したわけであつて、さらに不十分なところについては警察と協力をして調査をする、こういうふうにご答えておられる。だから、風聞を聞いておられないということではなくて、私が指摘したことに対して調査をするということになったのはどうなつたのか、こういうふう聞いておるんです。

○説明員(四方修君) 先ほど申し上げましたとおり、この秘苑の問題について私たちの方に、具体的に調査をするということについての連絡は受

けておりませんけれども、そういう個々の具体的なものでなくて、一般的に、先ほど申しましたように入管当局と警察とは連携を密にいたしましたし、お互いに協力して所要の捜査等を行つておるわけでございますが、当該秘苑につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、平素、前に無許可の前歴がございましたので、営業者自体はわかりましたけれども、そういう事態が再び起こらないかということで注意はいたしておりますけれども、いまのところ、前回見られたような実態があるというふうには把握をいたしていません、ということでございます。

○野田哲君 いま発売されている週刊サンケイ、秘苑のことが出ていますよ。こういうくだりがあります。「ある警視庁幹部に実見談を聞けば――、同僚と二人で行つたんだが、玄関を入ると、女の子が五人ほどサッと出てきてね。どの娘がいいかということよね。チョゴリという民族衣装を着て、みんな美人でスタイルいいよ。で、我々が指をささなくともそれは以心伝心で、一番、見詰められた娘がスーッとついてくる。彼女らは終始、我々の左側に並び、立てヒザ。朝鮮料理のフルコースを口にぶち込んでくれる。そりゃもう徹底サ―ビスだ、ピタリと寄り添って離れない。」、こういうふうな警察庁のある幹部が語つたというところが載つておるんです。そして、さらに別のところでは、この出入国については観光ビザで入国した場合に一定の期間延長が許されておる、こういうことで、百二十日ですか、これは後で確かめますけれども、マイクロスプスで、入国のときには羽田から送り迎えをして、一度に数十名入つてくる、こういうふうな報道されておるわけですか。前の入管局長の説明では、一定期間を滞在を認めておる女性については観光で入国を許している、で、秘苑には韓国籍で従前から日本で育つた従業員が数名おる、こういうふうにご答えておられるわけですか。そうすると、この数十名入つてくるのは芸能人としてお客さんに芸能を披露するということと入ってくる、この人は客席にはべつておる人

とは別なんだ、数名の人は韓国籍ではあるけれどももともと日本で育つた人だ。そうすると客席へはべつておるのとは一体だれなんですか。あれだけの高級料亭で、一人一人に客席にはべつておる、これは一体どういう人なんですか、はっきり言つてください。

○政府委員(影井梅夫君) ただいま、かなり多数の者が観光査証で入国をして云々というお話がございましたが、観光査証で入国いたしました者、これは観光客でございますので、このような行為を認められておりません。それから、芸能人という別の資格で入国いたします者、これは私ども、一時的にそのように多数の者が入国する、そういう入国を認めたということはないかというふうには考えておりますので、その事実につきましまして、私どももいままこと何とも申し上げられないというところでございます。

○野田哲君 何回も聞きますけれども、あなたは、芸能人として入つてきた者はあくまでも芸能人として芸能を披露する、これで入国を認めておる、こういうことですね。これは六十日間なんですね、滞在期間、許されるのが、で、これは客席にはべつておるホステスとは全く別の取り扱いだ、こう言われたわけですか。だから私が聞いておるのとは、それでは秘苑で客席へはべつてサービスをしておるのとは一体どういうことなんだ、手続としてどうなつておるんですかと、これを聞いておるんです。

○政府委員(影井梅夫君) 韓国から参ります芸能人、これは六十日間の在留が認められておる、それから一度だけ期間更新を認めるという扱いをしておりますので合計百二十日、四ヶ月間の在留を認めております。

それから、客席にはべつておる者云々でございますが、私、実は現場を存じませんので何とも申し上げかねますけれども、先般参議院の予算委員会でも御説明申し上げましたとおり、湯島秘苑には、日本で生まれました韓国人、恐らく協定永住権を

持った韓国人だと思えますけれども、そういった韓国人が何名か働いている。この人たちは戦前から日本に居住していた韓国人あるいはその子供ということで、在留資格というものがなく制限がございまして、これは日本人と同じくいろいろな種類の活動ができるというふうになっております。

○野田哲君 そんなポイントを外してもらっちゃ困るんですよ。秘苑というのは、日本語のわからない、韓国語あるいはまれに英語、これしかしゃべらない韓国から来た女性がホステスとして客席にはべっているというものはもう周知の事実なんです。だから、いま局長が言われたように永住権を持った者、これがホステスでないということは明らかなんです。それで、芸能人としての査証を持って入ってきた者、これはホステスと認められないと、こういうことになるれば、現にホステスというものは、あなたはこの前日本に永住権を持った者が数名いると言われたんですけれども、秘苑のホステスというのはそういう状態ではないということ、これはもうここにもいろいろ報道されているんです。だから、このホステスというのは入国査証のない形でやっていると、さういふんです。だから、そこを聞いていますよ。

○政府委員(影井梅夫君) もし、芸能人として入国いたしましたこの芸能人が、客席にはべりましていわれる接客行為を行っているといえますと、これは入国条件の違反ということになるわけでございます。

○野田哲君 あなたは仮定のことばかり言っていて、私が五月の四日に指摘をして、調査するということ、この高木氏のことについては調査をしていられるけれども、入国査証の正しく取得していない者がホステスとして働いているんじゃないかという疑惑については何にも調査していないんじゃないですか。仮定の答えばかり言っている。どうなんですか、これは。

○政府委員(影井梅夫君) 御指摘のような事実がございませうかどうか、私どもの方で調査をしたいと思います。

たいと考えます。

○野田哲君 あなたは五月の四日に調査をする、こう言ったんですよ。今日まで何にもしないでおいて、いまになって調査をする、一体これは何ですか。

○政府委員(影井梅夫君) 先般、参議院の予算委員会でも申し上げましたのは、一般的にこういつた日本に入国いたします外国人が資格外の活動をしているのかないかということにつきましては、警察の方と連絡をいたしまして常に協力をしていっているという趣旨を申し上げたつもりでございます。

○野田哲君 常に警察と連絡をして調査しているにしては何にもわかつちやいないんですから。防犯課長の方はわかつているんですか、その点どうなんですか。

○説明員(四方修君) 先ほど申しましたけれども、もう少しく詳しく申し上げますと、御指摘の湯島の秘苑という店は、これはわれわれの監督いたします風俗営業ではなくて、飲食店の営業許可を受けてまして、高木氏という人の代表取締役という形で飲食店営業という形で営業いたしております。私たち、先ほど申しましたように、警視庁の方で、まあしつこくいうわけにはいきませんが、無許可の風俗営業の形態もあるというところから実態を見ておりますけれども、女性十数名が常時稼働しておるといふ実態でございまして、それは先生も御指摘のように、芸能ビザで来日をいたしまして主として歌舞音曲によって客に接待をしておる、こういう状況でございまして、いままでのところ、私たちの方から見ますと、芸能ビザで来日をしておるにもかかわらず、先生御指摘のような芸能の提供を全然やらずに他の業務にもつばら専従いたしております。さらにはまた、前回見られましたように風俗営業法で言うところの接待行為を客席でやっておりますれば、しかもそれを営業としてやっておりますれば無許可の風俗営業になるわけでございまして、常にこのいづれかの違反がないかということで注

目いたしておりますけれども、いままでのところそういう実態を把握するに至っておりません。しかしながら、私たちの本来の任務からいたしましても、今後とも引き続き十分な注意を払っていきたい、このように考えておるわけでございまして。

○野田哲君 だから、いまの防犯課長の説明、入管局長の説明からいくと、歌舞音曲をサービスをするということをやっておれば別に問題はないんだけれども、十数名の者が働いているというわけでしょう。ですから、もし芸能ビザで入った者が客席に着いておれば明らかにこれは入管法の違反でしょう。それから、一般の飲食店、こういう許可をやっておるのに客席へはべる者がいるとすれば、これは風俗営業法違反でしょう。

法務大臣ね、これ一通目を通してくださいよ、後で。週刊サンケイ、いま売っているんです。入管所長であった者を秘苑にスカウトしたとはまことにこれぐらいの適切なスカウトはないだろうと、こういうふうな話題になっている。こういうことなんです。防犯課長はいま一般の飲食店だと言われましたけれども、これは余りにもとげつた言い方じゃないですか。秘苑というのは韓国の民族服を着た女性が客席へはべるというのは常識になっていきますよ、いまでは。それどころではない、こういうふうなことも書いてあるんですよ。これはやはり警視庁のある幹部の実見談というところで書いてあるわけですね。客席に着いて「暫くするとカードをくれた。そのカードには、翌日、午前九時から午後六時まで自由時間だから」という意味のことが書いてあって電話番号もある。我々は、そこまではやらなかったが、と、こういうふうなことが書いてある。これだけ世間に話題になって、私も国会で指摘をした。なぜ今日まで具体的に調査をしていないんですか。だからこそ私は入管の事務所長とこの秘苑との間には非常な疑惑があるということで指摘をしたんです。法務大臣としては一体どういうふうなこれ、お考えになりますか、いまのやりとりを聞いておいて。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

○国務大臣(稲葉修君) いまのやりとりを伺っております。何となくいかがわしいな、これは教育上もよろしくないな、社会教育上もよろしくないな、もう少し入管局も警察と緊密に連絡して、そういういかがわしい状態をなく、健全なものにしたいと、まあ日韓の友好にも差しさわりのあるな、よろしくないと、こういうふうな感じでした。

○野田哲君 もう少し具体的な調査をやりませんか、いかがですか。

○国務大臣(稲葉修君) そういうことをやってもいいでしょう、入管局長に。あなたに答えたことは局長に対する命令だと思つて聞いているでしょう。

○理事(加藤武徳君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、寺田熊雄君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君が選任されました。

○野田哲君 法務大臣がそういうふうな答えられましたから、この問題はおいて、次に、日本に滞在する外国人の情報活動について伺いたいと思ふんです。

まず、内閣調査室に伺いますが、法学セミナーという本ですね、これは法務大臣も法学者でありますから御承知でしょう。法学界においてかなりの権威を持った本です。この中に、内閣調査室は情報の収集の活動をいろいろやっておると思ふんですが、いま発行されている統一日報という新聞がありますね、この統一日報に対して財政援助を行っている、こういう記事があるんですが、——こういう新聞です。財政援助をどういう方法で、どういふ内容のものをやっているんですか、これをまず伺いたい。

○説明員(百瀬清君) 法学セミナー、昭和五十年十二月臨時増刊の中に、「韓国における人権弾圧の状況」という座談会の中で、そういう御指摘の記事がございませうけれども、うちの方で調べまし

た結果、統一日報なる新聞に対して経済的な援助をしておるといふような事実は全くありません。
○野田哲君 一応内閣調査室というところの性格上、否定をされるのであれば、それ以上私も続けようとは思いません。

法務大臣に伺いますが、去る三月十七日のアメリカの下院外交委員会、この小委員会、レイナルドという人、これは御承知であろうと思えますけれども、アメリカの國務省の韓國部長を務めた人です。この人がKCIAの活動について証言をしております。ここにその原本もありますけれども、この中を読みますと、すでに新聞にも報道されておるところでありますけれども、最後のくだりの方で、このKCIAの活動については、日本でも行われていて、金大中氏を日本から拉致した、これもKCIAの活動である、こういうふうな明確に断言の証言を行っております。こういう証言があつても、この前三木総理は、日本にはKCIAの活動はないということを一月のわが党の小林進衆議院議員の質問主意書に対して答へられておりますけれども、こういう証言があつても、なおかつ日本にはKCIAの活動は存在しない、こういうふうな認識をされているのかどうか、まずこれを伺いたいと思います。

○國務大臣(稲葉修君) 総理大臣がそういう答弁をしたと、一体こういう証言があつても総理大臣は何と思つていらっしゃるのかということは、総理大臣にお聞きください。

○野田哲君 あなたの。

○國務大臣(稲葉修君) それで、そういうことを伺うのは初めてですがね、こういうことがあつてもKCIAの活動が日本に行われていないかと思ふかという事になれば、いないかと思ふかと言えないし、いるかと思ふとも言えません。しかし、そういうKCIAの活動が日本にあつてたまるものかという事は言えますね。

○野田哲君 これはね、法務大臣、三木総理が答えているのは、正式な国会法に基づいて質問主意書として出された、それに対して三木総理の名前

で答えているわけですから、これは手続上から言へば、閣議にかかつているはずなんだから、私は特に法の番人である法務大臣に伺つたんです。

そこで、いまの法務大臣の答え、どうも歯切れがはつきりしないんですが、ここ四、五年來の日本におけるKCIAの活動について、金大中事件が起つて以降、ここに私、リストアップしただけでもずいぶん日本の新聞雑誌で報道されているんです。各、朝日とか読売とかあるいは週刊読売とか週刊現代とかね、これだけ日本の大新聞、大新聞が発行している、あるいは大出版社が発行している週刊誌で報道されている、これでもまだ政府としては明確な態度を表明されない、あいまにされておる。これでは法を守る法務省として、私は少しこれは、どういふんでしようか、怠慢と言わざるを得ない、こういうふうに思ふんです。いかがですか、この点。

○國務大臣(稲葉修君) そういうKCIAの活動などは許すべきものじゃないことは政府として答弁しております。したがつて、政府がそういう活動を取り締まるのか、調査するとかいう職務を担当するのは、法務省か、警察か、外務省、みんなに關係するんだらうと思ひますね。したがつて、御指摘があつたことについては、關係各省庁と協力してよく調査します。いままで怠慢であつたという御指摘に対しては文句の言ひようがありません。

○野田哲君 一つ具体的なことで指摘をして伺いたいと思ふんです。いま私が示した統一日報、これは恐らく稲葉法務大臣、読んでおられるかどうかともかくとして、この議員会館で大臣室かへ私は届いていると思ふんです。恐らく全国会議員の手元へ郵送で届いているはずなんです。この統一日報という新聞は、まあざつと紙面を、もし暇であれば目を通してもらえばおわかりだと思ふんですが、非常に政治色の強い新聞で、特定の国を名指し、あるいは特定の在日の外国人の団体を誹謗中傷しています。まあ一応日本では、日本で発行されている新聞ですから報道の自由が保障されて

いるということですから、これは内容の是非を私は問うものではないのですが、この統一日報に最近ずつと掲載されておる事件で朝民連事件というのがあつたんです。この朝民連事件というのは、在日の外国人の団体の中へいろいろなデマ宣伝などを行つておるんです。そういう活動を、外交官の特権を持つて日本に滞在をしている者が、その特権をもつてそういう活動をやつておるは一体許されていいものかどうか、いかがですか。

○國務大臣(稲葉修君) 私のたゞいまの学力をもつては、これに対する確かな答弁をする能力を持ちません、遺憾ながら。よく法務省の知識のあるやつに聞きまして御答弁したいと、こう思ひます。

○野田哲君 じゃもう少し具体的に聞いていきたいと思ふのですが、この朝民連事件という問題は、具体的に言えば朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮、ここを非難中傷し、あるいは朝鮮総連、この組織の撓乱をねらつた文書を、いろいろその組織の關係者に配布をしているわけなんです。

そこで、まず入管の担当の方へ伺いたいんですが、神奈川県相模原市相模台二一三二一、堀川印刷所、代表者は堀川清次ということになつておりますけれども、これはこの朝民連事件のいろいろな怪文書の印刷をしているところなんです。この堀川印刷所の代表者である堀川清次、この人はどういふ人であるかということ、これは入管の方でわかっているはずなんです。これは入管の方でわかっているはずなんです。これは入管の方でわかっているはずなんです。

○政府委員(影井梅夫君) 私の方でわかつております事項は、国籍が韓國であること、それから住所、氏名堀川清次、それから生年月日、それからこの人の従来の職歴でございまして、一九五四年十一月十九日キャンプ座間の運転手、それから一九五九年十一月十九日東京駐日韓國代表部運転手、一九六八年十一月十八日印刷業と、これだけ私の方で承知しております。

こで印刷をされている。
そこで次に、東京都目黒区目黒三五一二、毛利マンション四〇五号室、それから港区高輪一〇二一五、ヨーロッパ高輪車坂四〇五号室、ここに住居を構えている人、これも入管の方ではわかっているはずだと思ひます。調査を求めておりますので、これもどういふ人がここへ住居を構えておるか答えていただきたいと思ひます。
○政府委員(影井梅夫君) たゞいま御指摘の点につきましては、私の方での調査は、調査の御依頼があつたのかよく存じませんが、私は承知しておりません。
○野田哲君 それでは私が漏らしておつたかも知れませんが、後で確かめてください。
この目黒の毛利マンション四〇五号室、ここに住んでいる人は朴載京、それから高輪の方は安という人。この二人は在日韓國大使館の大使館員です。間違いないと思ふのです。問題は、こゝで、この場所での統一日報というものの業務の一部が行われている、こうなつておるわけなんです。日本に滞在する外国公館の、公告といひますか、そういうところでの統一日報というふうな、あるいは朝民連事件、こういう物議を醸しておる問題の業務の一部が行われている。これが事実としたら、これは許されることですか、いかがですか。
○政府委員(影井梅夫君) たゞいま御指摘の二名の人がもし在日の大使館員でございまして、これは國際慣例に従ひまして、私も入国管理局の管理の適用外ということになりますので、その辺の詳細は実は私もわかりませんという事になります。
○野田哲君 外交官であればあなたのところの対象外だということはおわかつておるのです。それを聞いているのではなくて、在外公館、外交官の特権を持つて日本に滞在をしている者が、日本にある団体の内部を撓乱するような業務をやつていいのか、このことを聞いておるんです。これはあなた所管でなければ法務大臣に伺いたいと思ひます。

○國務大臣(稲葉修君) それ、先ほどの質問と同じじゃないでしょうか。ですから、私はいまそういう知識を持ちませんので、よく調べてからお答えいたしますと言ったんですが、先ほど、これは南北朝鮮——南と北の、何といいますが、争いみたいなものを日本の国内でがちゃがちゃやられることは、国民として、南北の平和の統一を望んでいるのが国の方針としても、国民の希望としても余りおもしろいことではありませぬ。ただ、法律上違法なのか、言論の自由でそんなことは法律違反ではないよと言ふのは、私のいまの法学知識で何とも即答できませんから、よく調べてお答え申し上げます。こういうことです。

○野田哲君 じゃ、よく調べるといふことであれば、重ねて調べてもらいたいことをつけ加えておきます。

これらの業務に使用されている車ですが、外の四八五一、外の四八五三、外の四八九五、これは明らかに在外公館の車です。これが使われている疑いがある。このことをもあわせて調査をしてもらいたいと思う。

問題は法務大臣ね、このような活動を事実とすれば、明らかにこれは日本に滞在をする外国の大使館員を装った、あるいは民間人を装った形でK C I A の活動の一環だという疑惑を持たざるを得ないわけですね。すでに金大中事件に対するレynaード元国務省の韓国部長の証言もあった。そして、金大中事件の調査の過程では、拉致した中に金東雲、当時の韓国大使館員がいた。このこともはっきりしているんです。こういうふうな幾つもK C I A の活動と見なければならぬような行動がたくさんあるわけですね。現在、日本に居住をしている韓国人で、韓国を訪問してそこで逮捕されて帰ってこない、こういう人が幾人もいるわけですね。日本に永住許可を持って住んでいる韓国人の生命財産、これは日本の政府が守る責任があるわけですね。その人が韓国へ行ってですよ、そして母国を訪問したらそこで逮捕されてそのまま帰してもらえない。明らかにこれは、国内にそういう

諜報機関があるからこそ向こうで逮捕されるのですよ。そういう事例がいま幾つも出ておるわけですね。これは真剣になつてぜひひとつ日本におけるK C I A の活動の存在、このことについてもっと真剣になつて政府としては対処してもらいたい。このことを要望して、もう時間がまいりましたので終わりたいと思います。

○峯山昭範君 本日は法務省の設置法の審議でございますが、現在問題になっておりますロッキードに関する問題も、法務大臣が当内閣委員会に御出席になるのは本月初めてでございますので、やはり一言触れないわけにはいきませんので、御質問させていただきます。

まず、例の議長裁定というのがございますが、当然この問題につきましてはもう何回か質問がございました。しかし、改めてきょう私は今後の審議の問題等も含めまして、きょうは初めてでございますので質問をしておきたいと思ひます。

その議長裁定の第四項に、「国会の国政調査権の行使に当たっては、政府は、事態の推移をみて、刑事訴訟法の立法趣旨をも踏まえた上で事件の解明に最善の協力をを行うものとする。」というふうにして述べているわけでございますが、これは非常に私は重要な問題でございますので、政府は国政調査権に基づいて最大の協力をすると、こういう規定があるわけでございますが、政府が国政調査権について最大の協力をするということは一体どういうことなのか、法務大臣としてどういう協力をするつもりなのか、これをちょっと一遍教えていただきたいと思います。

○國務大臣(稲葉修君) 法務省の所轄にかかわる検察庁は、ロッキード問題に関する犯罪捜査、刑事責任を追及する職務を持っております。刑事責任を追及した段階で、国会がまだ政治的、道義的責任があると御判断になつて、それを調査するため国会の国政調査権を行使する方法として、検察庁の捜査の結果について報告を求められたり、資料の提出を命ぜられることが予想されますが、その場合には、事態の推移を見て、刑事訴訟法の

立法の趣旨をも踏まえ、四十七条はもろもろ刑事訴訟法的一条項でございますが、これをも踏まえ、政治的、道義的責任の国会の行われる解明に最善の協力をを行う。無条件の協力をを行うものではない、最善の協力をを行う。最善のとは、法令の範囲内において最善の御協力をいたしますと、こういう意味だと受け取っております。

○峯山昭範君 私は、大臣、当然検察庁は、これは刑事責任の追及を行っているわけでございますが、大臣、初めそういうふうにおっしゃいましたね。後で検察庁の中で道義的責任の話もちつと一言入りました。大臣の答弁で、検察庁の追及の中に刑事責任の追及というのは初めに申されました。ところが、その次に二度目におっしゃったときには刑事責任、道義的責任とおっしゃいました。そして私たちが追及するのは政治的立場、私たちが追及する立場というものは、これは刑事責任を追及するわけじゃないわけですね。あくまでも道義的責任、政治的責任を明確にするということが私たちに課せられた重大な責任であるかと私は思っております。

そこで大臣ですね、大臣は無条件じゃないと、けれどもできる限りのという答弁がございました。確かに大臣はかねがねこのできる限り、たとえば私のわかつた限りとか、こういうようなことをいろいろと何回か答弁をいらつしやいます。これは大臣ももう少し具体的に言うかどうかということでございますか。

○國務大臣(稲葉修君) さあ、具体的に申ししても、どういうことを具体的に御要求になるんですし、どうか、こつちから聞きたいぐらい。その具体的な御要求に対して、これならば御協力できまうとか、それはいま犯罪捜査の段階でございますからだめですとか、事態の推移を見て御協力を申し上げます。政治的、道義的責任の追及者はそちらの方なんですから、こつちじゃないんですからね、だからそつちが具体的に要求されなければ具体的な答えられないですね。

を言うのかといふと、一体大臣は、今回のこのロッキードの問題について、先ほどから答弁がいふんいふん角度から同僚議員が求められましたが、刑事局長からの答弁はほとんどが、要するに捜査中でございますとか、いろんな問題で具体的に答弁何もできなかったわけですね、結局は。そこで大臣は、要するに大臣に私たちが答弁を求めるわけでございますから、大臣に知らないことを聞いても、それは私知りませんということはどうしようもありませんね。そうしますと、大臣は今度の事件で一体どういふふうな報告を受けておられるのか、何を知っておられるのか、そこら辺のところもわからぬわけですね、大臣。こつちが追及する方だから、これとこれと具体的に言えと、こう大臣はおっしゃっているわけですね、それを、ところが、何と何を知っておられるのか、それを、実際私たちがわからないわけですね。そこで、大臣は要するに、こういうふうな今回の問題についてどういふふうな御報告を受けていらつしやるのか、たとえば今回の資料の公表の問題もございまして、特に一番のポイントはやっぱ政府高官名の公表という問題に焦点がしぼられてくると思ひますね、最終的には。たとえばその政府高官名の問題にいたしましても、これはいろんな段階が私あると思ひます。現在、たとえば先ほどのいわれる検察庁が取り調べを行っている人たちの人数とか、あるいは関係者の話についてもいろいろ質問がございましたけれども、その中に政治家が含まれていのかどうかということについても、結局は最終的にはまだ何にもないわけですが、そこで、大臣が実際問題、そういうふうな政府高官の名前とか、そういうことはどういふ時点で大臣は知るか、あるいはどういふ経過を経て大臣はその中身を知るか、そこら辺のところもちょっと一遍教えていただいて、その上で具体的に何もう一回入つていきたいと思います。

○國務大臣(稲葉修君) 検事総長から報告を受けたときに知るわけですね。まだ検事総長の報告を受けておりませんから、刑事局長を通じて捜査本部

長からの報告は先ほど泰さんの御質問に答えて、三つばかり述べました。それ以外に報告を受けておりませんから、知らないわけですね。

○**峯山昭範君** 検事総長から報告を受けていないということですが、それは、これはいつごろ受けられるんですか、報告は、いつごろ受けられるというよりも、これは検事総長から報告があるまでじつと、いわゆる法務大臣は待つておられるのか、あるいは、たとえば訓令に基づいて、請訓事項というのがございますね、報告を受けるものがございいますが、こういうふうな事件の問題のときには最終まで報告がないのか、もうそろそろ報告があつてもいいと考えていらつしやるのか、そういうところはどうかです。

○**国務大臣(稲葉修君)** もうそろそろ報告を受けてもいいと考えておるかという質問にはちよつとね、微妙でございます。私と検事総長と会つたときの話では、これは見ないで渡すわけですからね、米岡資料など、けれども、重大な段階にければ報告はしてもらふと、もちろんでございませう、こうなつていゝんですから、捜査の進みぐあひによつて、検事総長が、これは法務大臣に報告すべき重大な段階に來たな、こう考へたときに報告があるものと御承知願ひたい。それはもうそろそろだか、そろそろでないかなんて言われても申し上げるわけにいきませんね。

○**峯山昭範君** これは重大な段階に差し至つたとか、捜査の進捗状況とか、進みぐあひというものは、これは当然検事総長が判断されるわけでしょう。ということは、もう大臣は全くわからないわけですか、向こうから報告があるまで。そういうことですか。

○**国務大臣(稲葉修君)** そういうこととございませう。

○**峯山昭範君** そこで私は、それでは結局は、先ほど大臣は国政調査権に基づいて最大限の協力をすると、こういうふうにいひましても、これは要するに、私たち国会は閉会中審査をするとは言いまして、これはロッキードの委員会もスタート

をしたわけとございますけれども、これは要するに具体的な報告ですね、やつぱり捜査の進捗状況にいたしまして、資料のぐあひにいたしまして、そこら辺のところは非常に私たちがもつと具体的な、どんな報告をしていただいて、そういうふうな中であればいかなきゃいけないと思つていゝわけですね、大臣、まずそれと、検事総長から報告があつた場合、これは直ちに法務大臣としては記者会見とかで発表されるわけですか、これはどうです、この辺のところは。

○**国務大臣(稲葉修君)** 記者会見もございませうし、ロッキード特別委員会の委員長に、報告したいと思ふがということをし申し上げれば、委員長は特別委員会を御招集になるんじゃないか、そういう手段、そういう方法をもつてお知らせする。とにかく皆さん早く知りたい知りたいと思つていらつしやるのですから、その知りたいことにおこたえするのが最善の協力の中にも入るわけですから。

○**峯山昭範君** そうしますと、検事総長から法務大臣に報告があつたかどうかということは、私たちがわからないわけですが、これは報告があつたら直ちにいまおつしやつたようなことをされるわけですか。

○**国務大臣(稲葉修君)** 間髪を入れずというわけにはまいりませんね、これを総理大臣に報告したりロッキード関係閣僚協議会に報告したり、そういう時間はありますから、その上の話でございませう。

○**峯山昭範君** ということは、大臣、私が言うのは、たとえば検事総長から報告があつて三日も四日も法務大臣が黙つていゝということはありません、いま大臣の答弁を聞いておきますと、検事総長から報告があつたら直ちに総理に報告し、あるいはロッキードの特別委員会の委員長に報告したりするといふのは、大体その日のうちにいろいろと内容等について大臣が判断をされて公表すると、こういうこととございませうか。

○**国務大臣(稲葉修君)** そうとも限らないわけ

です。どうしてかという、検事総長が私に報告して、こういう段階に來ましたと、けれども、これをいま発表されることは将来の捜査に差し支えま

すからしばらく黙つていてくださいという報告になるかも知れぬものね。そうすれば、捜査の妨げになることを法務大臣がはいでやるわけにはいかぬもの、そうでしょう。

○**峯山昭範君** そうすると、たとえば検事総長から、この問題は捜査に支障を來すから黙つていてもらいたい、こういうふうな言われた場合に、それはそれがあつたら直ちに公表するわけにはいかないと、ただし、そういうふうな報告があつたと、中身はなくてもいいんです、検事総長からの中間的に報告があつたということは、これは公表されますか。

○**国務大臣(稲葉修君)** まあ、よく考えましょ、そのときに、いまここでは、ちよつと考えさせてください、そのときに考えますから。

○**峯山昭範君** これは大臣、早急に考へておいていただかぬと、きよう帰つてから報告があるかも知れぬわけですが、実際問題、あしたあるかも知れないわけですが、実際問題として、やはりこういうような問題は、少なくとも私たち、この道義的、政治的責任を追及するためにはその中身を一日も早く知りたいし、またその中身から具体的な問題が発展する可能性もあるわけですし、どうしても必要なわけですね。そういうような意味では、あらゆる場合を想定して大臣としては検討をしていただきたいということをお願いしておきたい。

さらに、安原刑事局長にお伺いをいたしますが、私は新聞報道等で読んでおりますので多少舌足らずなところがあるかも知れませんが、先ほどから答弁を私聞いておりました、刑事局長、非常に丁寧に答弁をされる方だなあということは先ほどからの答弁でわかりました。したがつて、新聞に書いてないといふことも感ずるわけですが、これも、先日の新聞報道にこういう記事がございま

した。政府高官名の公表という問題について「法相の判断次第」であるといふふうな見出しで、まず三点ございまして、まず第一点「検察当局を国会で証人喚問することは独立した検察運営に支障を招く恐れがあり、やめてほしい」と、こういうふうな記事になつておりますが、これはどういうことですか。

○**政府委員(安原美穂君)** かつて造船疑獄のときに、当時の検事総長、それから東京地検の検事正が証人として喚問を受けた事実がございませう。そのときも、大方の証言事項につきまして証言を拒否し、最後は内閣の声明ということまでいった事案でございませうが、国会におかれて検察官を証人に呼ぶことができないと私も思つてゐるわけではございませうけれども、独立と公正を旨として、司法に準ずるものとして検察の独立、公正といふものは保障されなければならぬ、それに携わる人の独立、公正といふことを保障すべき必要があるといひますと、やはり、捜査中においてその人が証人に呼ばれることはもちろんといたしまして、捜査が終わつた後にも、その捜査の内容等につきまして直接担当の検察官あるいはその指揮する検察官に、国会においていわば一種の強制力を用いて証言を求められるといふことは、実際問題といたしまして検察官の独立といふことに直接間接に影響を与えるおそれがある。したがつて、検察の独立が裁判の独立と同じように尊重されなければならぬとすれば、国会は、そういう権限をお持ちでも、ほかに方法が、証言を求められる事項といふものについて全然知る方法がないといふならともかく、ほかに方法があるならば、これはひとつ、検察の独立といふものを尊重していただく意味において避けていただくことができないかといふ法務当局としては希望を持つておるといふことを申し上げたのでありまして、申すまでもなく、国会にそういう権能がないといふことを申し上げたのはございませう。

○**峯山昭範君** これは法務大臣、刑事局長がいまおつしやつておることは、検察当局を国会へ呼ぶ

ということとは、要するに国会へ証人として喚問するということとは、独立した検察運営、捜査、それに影響を、支障を来すおそれがある、だから、いろいろの角度からやめてほしいと、こう言っているわけですね。そうですね。これは逆に言いますと、私たちは、国会で国会の機能によりまして、国政調査権に基づいて、いわゆる検察は刑事責任を追及しているかもしれないけれども、われわれは政治的責任や道義的責任を追及しているわけですね。ですから、その証人を喚問するかどうかということについてはわれわれ国会が決めることですね、言うたら。また、国会が判断することです。それを刑事局長が言うということは、国会の国政調査権にやたら干渉することになりませんか、逆に言えば、ですから、そういうような意味から言いますと、私はこの国政調査権というものについて一体どう考えているのかと、こうなってくるわけですね。これはどうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 先ほどの答えから御理解いただけたかと思いますが、私も干渉しておるのではなく、検察の立場に立つてお願いを申し上げておるという気持ちでございます。それが干渉がましくとれたとすれば訂正をいたさなければならぬ事柄でございます。

それから、私先ほど申しましたように、その希望する場合におきまして国政調査を尊重すべきである、これはもちろんでございますから、国政調査が検察官を証人として呼ばなければできないというふうな事柄であります場合には、それはもうまことにやむを得ないことであって、そのときにお控えくださいとお願いすることは無理なお願ひであることもわかっております。ただ、私がそれをこの間申し上げたのは、結局、今度の事件に関する処分内容について、国会が政治的、道義的責任の追及という立場から国政調査をする方法としてどういふものがあるかということをお尋ねがありまして、まず一番初めに、造船疑獄のときに行われた検察官を国会の場に証人として呼

ぶという方法があり、そのほかに、国政調査権の発動として法務大臣から報告を求めるという方法もあるということをおし上げたわけでありまして、そういうことを申し上げたわけでありまして、その場合におきまして、今度のようない問題については、事件の内容なり、処分の理由というふうなことがもし国政調査で必要であるとする場合に、必ずしも検察官を証人として呼ばなくとも、その検察官のやった事柄につきまして一般的指揮監督権を持たれた法務大臣がその内容を知らされるわけでございますし、具体的にお尋ねがあれば、法務大臣はたとえそのときは知っていないけれども、検察当局から、こういう国会からの国政調査の質問があるからどうであったのかというこの報告を求めることもできるわけでございますから、国会に對して責任を持つ内閣の一員でもあります法務大臣の口を通して、一面において行政的に属する検察権の行使の内容については法務大臣からお尋ねをいただく、国会法の百四条の国政調査権の発動として国会からそのことをお尋ねいただくことが、われわれとしてはそれで十分にお答えができるものであるから、それでやっていたことが検察権の独立という、いわば三権分立のたてまえからいきまして司法権の独立が尊重されるに準じて検察権の独立を尊重していただければ、そういう方法をとっていただくことが法務当局としては望ましいことであるというお願いを申し上げたのがそのときの発言の趣旨でございます。

○峯山昭範君 ですから、私はいまあなたが申し上げたことが、要するに国政調査権に関する干渉だと言っている。いま、あなたが申し上げたに、検察官に聞くかどうか、何も呼ぶとは言っていないです。私はまだ、呼ぶとは言っていない。あなたが、検察官に聞くか法務大臣に聞くかということは、われわれ国会が判断することであって、あなた方が判断することとは違うと言っている。これは、検察官に聞かぬでも法務大臣が知っているから法務大臣に聞けばいいじゃないか、

こんなもの。これは聞かぬで、こっちの方は呼ぶぬでもないじゃないかと言っている。これはいかぬと言っている。よく、そういうことの判断はわれわれ国会で、立法院できちんと言っている。あなた方がそういうことを口に出して——あなたのいまの答弁だつてそうですよ、そういうことはこれはおかしいと、越権行為だと言っている。そのこと自体が、それはもつと敷衍して言いますと、国政調査権に対するあなたの方の考え方をおかしいからそうなるんじゃないかと私は思うのです。何か答弁がございましたらやってください、とりあえず。

○政府委員(安原美穂君) いまのような国政調査のやり方について国会が最終的に判断権をお持ちになるということももつとものでございませう。それを否定するものでは毛頭ございませう。あくまでもお願いを申し上げておるだけでございます。

〔理事加藤武徳君退席、委員長着席〕
○峯山昭範君 お願いであつたにしても、それは国会が判断することですから、そういうことをたびたび堂々と、それが何となく筋が通つてちゃんとしているみたいな形で言うのはいかぬと私は言うんだ。そこら辺の判断はやっぱり国会できちんとすべきであつてね。

そこで、私は何でこんなことを言うかと言いますと、これは大臣、まず、大臣はこの国政調査権という問題についてどういふふうな御認識をお持ちか。国政調査権というものは、これはどういふふうな法律に基づいてこういうふうな国政調査権と云うものがあるのか、この点ちよつと一遍伺ひたい。

○国務大臣(稻葉修君) どういう法律があるかという、憲法六十二条が憲法上の基本規定じゃないでしょうか。それから派生して国会法百四条でしたか、それから議院の証言に関する法律、こういうものがある。それに基づいて調査権と心得ております。

のとおりだと私は思うんです。この国政調査権というのは、憲法六十二条で「両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに關して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ」と、これが根本になつて、これからいまして、ついでに百四条ですね、それから証言法と敷衍してあるわけですね。ですから、そういう点からいいますと、国政調査権というのは、私は立法院にとりましては非常に大事な権限であると思ひます。

そこで大臣、私の手元に「ロッキード社問題に關する相互援助取決めと議院の国政調査権・刑事訴訟法四七条但し書との關係」五十二年四月十日付の文書がございまして、これは法務省でつくられた文書でございますが、御確認を願ひたい。○政府委員(安原美穂君) 公表したものでございませうが、部内の検討用として作成した文書でございます。

○峯山昭範君 先ほどから確認をしていただきまして、公表したものでないが、部内の検討用としてつくられたものだ。これは大臣、私はこれを一つ取り上げてやりますと相当問題がある。いま大臣は国政調査権についてのお考えをお述べになりました。きょうは時間的な関係ですべてはやりませんが、一点だけ取り上げてみますと、これは第八項目です。「ロッキード社問題に關する資料公開についての院議は、もとより尊重されなければならぬ。しかし、これから問題です。」「もとより尊重されなければならぬ」という頭がございまして、これは何となく「しかし、」というところから「本来、国政調査権は、立法権、行政監督権等の権限を有効に行使するための補充的権限であり、それが捜査に關する事項に對し行使される場合には、檢察の有する準司法的機能にかんがみ、本来、その行使には、おのずから制限のあることはやむを得ないところである。」と、確かに私はこのとおりかも知れませう。しかしながら、法務省当局のいわゆる国政調査権に對する考え方というのは、この中に私は明確に

あらわれていると思うんです。国政調査権が憲法の、先ほど大臣がおっしゃった六十二条から敷衍して、非常に私は立法府にとつては最高の権限である、こういうふうに私たちは考えている。にもかかわらず、このあなた方の「国政調査権は、立法権、行政監督権等の権限を有効に行使するための補充的権限」とあるというのは、一体、これはどういうことなんです。

○國務大臣(稻葉修君) 国会本来の任務は、立法権、条約承認権、行政一般の監督権等であると思ひます。だから、国会に法律上ゆだねられた人事承認権等あるわけですね。まあ一番中心といへば、やっぱり立法権なんでしょう。条約も立法権の一部として考えればそういうことなんでしよう。その権限を行使するには、いい立法をしなげりゃいかぬから、その意味で、それを便ならしむるために六十二条を置いて国政調査権を国会に与えると、広範な。そういう趣旨が憲法の仕組み、六十二条の精神ではないかという意味で、補充的というのはいさと言葉がまずいかもしれませんけれども、立法権を非常に有効適切に行使せしめる機能を国会に持たせると、憲法が。その趣旨で六十二条を置いたものと理解しております。

○峯山昭範君　それは大臣の言う私は詭弁だと思ふのです。確かに、立法権を行使するための補充的権限というような書き方をしておりますが、その後に出てくる「檢察の有する準司法的機能にかんがみ、本来、その行使には、おのずから制限のあることはやむを得ない」、これは端的に読みますと、要するに国政調査権にはおのずから制限があつてもやむを得ないと。当然制限のあることではありますが、それはわれわれもわかつています。わかつていますが、これは要するに、いわゆる檢察權を重んずくという立場からの制限でありまして、やっぱり国政調査權と、たとえば司法權とが対立した場合にはどういふぐあいには判断すべきかというのは、そこに出てくる一つの公共の福祉という問題で判断されるというふうにとれると私は思うのですが、實際問題、これはこの文章をそのまま読んで

しましますと、国政調査権というものは大したところじゃないんだというふうな感じに受け取れますよ、実際、文章全体から見て。頭には確かに、資料公開という問題については「院議はもとより尊重されなければならない。」と、しかし、「しかし、」というところから後は、しかし、公表しなくてもいいんだと、こう言わんとしているわけですね、言ったら。これじゃ私はやっぱり国政調査権というものに対して、われわれ前々から相当この問題が議論になっておりますけれども、国政調査権というものをいかにして強化し、そしてこういうふうな問題が出てきたときに、たとえば先ほど初めて質問しました議長裁定の中でも、国政調査権に基づいて政府は最大限の協力をする。こういうふうな議長裁定が出ているわけですね。そうしますと、その議長裁定が、これは補充的な権能なんだから、要するに制限のあることはやむを得ない。ただ単に読めば何となくわかるような気もしますけれども、しかしながらこの根底に流れている思想というのは、国政調査権というものはそんなに権限のあるものじゃないということを言わんとしている。これではいかぬのじゃないかと、こう私は思うんですが。またこれだけじゃないんです。この文章全体を読みますと非常に私たちは納得できないことが余りにも多過ぎる。ですから、私はそういうふうないろんな観点から考えてみて――先ほど刑事局長も造船疑獄の話が答弁の中にも出てまいりましたが、いまの項目のところに造船疑獄の話がやっぱり出ております、例として出ております。そういう点から考えてみましても、国政調査権というものに対してどう今後強化していけばいいか。法務大臣は立場が違いますから、これに違うと。いま法務大臣やっていますから、これに違うと。やっぱり国会議員なんですから、国政調査権という問題については、今後ただ単にわれわれが国政調査権というのを叫ぶだけじゃなくて、たとえば予算措置の問題や人員の配置の問題や機構の整備の問題や、こういうふうなことも含めて、国政調査権というものが本当に

保障されるような、われわれがいまロッキードの委員会で何かやろうとしましても、具体的な資料何にもないじゃないですか、実際問題。政治的、道義的責任を追及するとはいま言いましても何にもないわけですが、実際問題。乗り込んでいつて資料を取ってくるわけにもいかない。マスコミの皆さん方の調査の機能の方がずっと上回っているわけですよ。これではわれわれが幾ら政治的、道義的責任を追及するといひましても、空転せざるを得ないような実情にあるわけです。そういうような意味では、私たちは何とか国政調査権というものを強化する必要がある、こう考えているわけです。そういうようなときに、部内資料とはいへこういふふうな国政調査権に対する考え方というの私は私これでではまだ納得できない。やはりこういうふうな資料をつくる場合でも、国政調査権というものは、たとえ大臣が初めにもおっしゃった憲法のこういうところから出てきて、こういう権能があつて、こうなっているんだと、そういうふうな頭があつての話ならまだ話はわかる。そうじゃないわけですよ。何となく国政調査権を軽んじるような風潮がこの文章全体の中に流れておる。私はこれは非常に遺憾だと思ふんです。これは大臣ね、もう一遍答弁いただきたい。

○国務大臣(稲葉修君) ロッキード事件物勃以來、いろいろ予算委員会等の論議を通じて、国政調査権なるものが万能であるかのごとき印象を国民が受けると思へば、そうではないのだと。それにはおのずから制約がある。こういうことは憲法解釈上当然だと思ふんです。仮に、極端な例を挙げれば、現に係争中の裁判なり、あるいは確定した裁判の内容の論評なりを国政調査権の名においていたすことは、司法権の独立という憲法上の大原則に触れるというわけでありますから、おののずから制限があると。その司法権の独立に密接な関係ある犯罪捜査権を捜査の途中において調査されるということとは捜査の妨げになるだろうと。われわれは一生懸命にクロを追つておる。国政調査権に基づく政治的、道義的責任というのは、いわ

ゆるわれわれ捜査当局から言うところを追われるわけですね。ですから、お気持ちにはよくわかりますけれども、いま何らの資料がなくて困っているというけれども、いまはないかもしれないけれども、そのうちにどかっと出てきますから、恐らく。そのときは私は私は政治的、道義的責任など追及する権限はないのですから、それは国会の国政調査権、大権限に基づいて大いにやっていたきたい。これが三木内閣の姿勢です。この事件は単に刑事的責任を追及すればそれをもって足りるにすれば同時に政治的、道義的責任もがっばりつてきますからね、これは。けれども、そういう場合に政治的、道義的な面をも究明して将来の政治の清潔さ、議会制民主主義の健全なる発達に資するというのが三木内閣の姿勢でございますから、いましばらくお待ちください。そのうち材料は出ないわけではないと思いますから。

○峯山昭範君 大臣、私は確かに大臣のおっしゃることもわかりますが、国政調査権が万能だなんて全然思っていないですよ。大臣、国政調査権というものが余りにも無能であると。われわれは、たとえば先般の田中金脈以来この国政調査権というものに基づいていろいろな資料の要求をやつてまいりました。ところが具体的に何にも出てこないのですね、実際問題として。結局追及するに当たりまして、たとえば国税当局にいたしまして、いろいろな資料をこの内閣委員会の席上でもずいぶん要求したのですけれども、現実に出てこない。大臣がいま答弁の冒頭におっしゃった、国政調査権が万能である、国民がこう思つたら大変なことになると、こう大臣おっしゃっておりますが、国政調査権が万能どころか、とてもじゃないけれども、検察の捜査権と比較してみてもとんでもない、全然権能がない、機構もない、どうしようもないという感じなんです。私は、ですから、そういうふうな意味では、国政調査権というもの、何を強化しなければいけないということ、私は考えているわけです。そういうような意味

で私は質問しているわけです。

大臣、いま、そのうちどかつ出てくるとおっしゃいましたが、いつ出てくるのですか、これは。そんなことあるんですか、どかつ出てくるなんて、本当に私はどかつ出てきてほしいと思っているわけです、実際のところね。

○国務大臣(稲葉修君) いつてことはちよつと困るんです、いつてことは。相当なものが出てくると思ひますよ、それは。それから、何といひますか、私も、それから検察当局も、もちろん刑事訴訟法には「適正且つ迅速に」と書いてあるのですから、早いにこしたことはない。早いにこしたことはないけれども、ざる基の早基みたいになつては皆取るべき石を取り逃してしまふわけですね。それこそ検察は何をしていただかうことになりまふから、それですから非常に綿密に、しかも静かではあるけれども、熱心に、究せず偏せず厳正公平にいま捜査を進めている段階で、早く出せ早く出せと言われども、いろいろな資料に基づいてやるのですから、その資料は犯人をつかまえる道具だもの、その大事な道具を出せの見せろつて言われたつてそう簡単に出したり見せたりはできないじゃないですか。

○峯山昭範君 私は大臣、大臣がそのうちどかつ出てくると言うから、本当にそんなことはあるのだらうかと、私は非常に不信を抱いているわけなんです。それでいつと言われれば困るが相当なものが出てくる、相当なものが出てくるということ、これは確かですか。

○国務大臣(稲葉修君) 私の推測を申し上げたわけでありまふ。

○峯山昭範君 大臣、これは私たちが大臣がおっしゃる通りに、犯人を取り逃がさないように厳正、公平に公正にいまやっている最中なんだと、だからこれがちゃんとすれば、もうそのうち資料はどかつ出てくると、こういうふうには大臣はおっしゃっているわけですね。先ほどから。そこで、大臣、この資料の出でき方もちよつと一週間いておきたいんですが、実際問題、まず二

つほどお聞きしたいので、まず最初に、国会はこれは二十四日までですな、とにかく、二十四日。もうあと二、三日しかないわけですが、四日ですな。そうしますと、二十四日まで何とか、たとえば中間報告なり何なりの報告をするめとかなんとかいう、その大臣の勘ではどうです。

○国務大臣(稲葉修君) 皆さん、国民もお急ぎなことはよくわかりますから、そしてこの国会は、まあほかに重要なものも片づけましたけれども、ロッキード問題に明け暮れたような点もなきにしろあらずなんです。その国会があと四日で終わるんですから、その終わつた段階からいところでは、どかつ出てくるかどうかは別として、どかつかちびりか、とにかくやっぱり法務当局としては、法務大臣としては、もう少しお待ちください、いまこんな段階ですという報告が、できればしたいものだなあと、それはやっぱり責任があるなというふうなまじめに考えています。

○峯山昭範君 いま大臣がおっしゃつた、国民やみんなも待つてゐるわけでごさいますから、いまこんな段階なんですというご報告をしたいというのが大臣の希望であるということですから、あと四日しかございませぬけれども、確かに国民も待つておられます、われわれも待望しておるわけですから、いまさうこうこうという段階でございますというご報告は、ぜひとも、いま大臣がおっしゃつたように報告できるように努力をしていただければ幸ひだと思ひます。

そこで、まずその点が一つと、それから実際問題として、これは一応われわれが政治的、道義的責任を追及するのに役立たせるためには、もちろんさういふふうなアメリカから来た資料を全部公表するというのが一つありますね。それからもう一つは、このいゝゆる取り調べや一切が全部終わった段階でいゝゆる終つた段階で話をちよつと一遍大臣にお伺ひしておきたいんですが、これはどういふふうな形になるんですか。たとえば資料の公表というのは終つた段階で一応すると、これは終つた段階になりますか、大体こ

の資料の公表というのは。大体どうです。

○国務大臣(稲葉修君) 終つた段階というのは、正確に、先生おっしゃることはどういふことですか。

○峯山昭範君 起訴。

○国務大臣(稲葉修君) 起訴、不起訴という処分が決定したと、この問題に關係あるいろいろ調べた者について。その場合に、いまその捜査に使つた資料、アメリカから持つてきたものも公表するか、どういふことだと、必ずしも公表できないんです。アメリカの資料はそのまま生では公表しない実務取り決めになっております。それから、ほかのいろいろな捜査の資料でございまして、これはやっぱり公判で検察庁がバツテンでは困るんです、やっぱり白星でない。それでそれから、さういふおそれのある場合には、その段階に参りまして公表できませぬわね、いろいろその場面に来てできるものとできないものとが出てくると思ふんでございます。

○峯山昭範君 そうすると大臣、起訴という段階まで来ても、これは大臣が言うように、そのうちどかつとはいきませぬ、実際問題としてね。

○国務大臣(稲葉修君) わかりませぬね。

○峯山昭範君 それじゃ大臣、確かにわからないと言へばわからないかもしれませぬけれども、大臣先ほど、そのうちどかつと出てくるとおっしゃつたわけですから、どかつというの、これはちよつとというわけじゃないと私は思ふのですよ。ね。どかつとですからどかつですね、やっぱりこれは。

○国務大臣(稲葉修君) またどかつと言つたなんというどかつというの、あなた何もなないとおっしゃるから、いや何にもないのに対して相当なものが出たら、これはどかつでしょう。ゼロから見ればどかつです。ですから、さういふことをとらまえて、どかつと出てくるんだというように、またいろいろ、いまああいう状態ですから差しさわりのあるでしょう。差しさわりが。局面に

差しさわりのあるでしょう。ですから、あなたが何にもない、何にもできないじゃないかと、さう言うてお手上げみたいなことをおっしゃるから、いやさうではありませぬ、国政調査権に対して協力すると言つてゐるんですから、さういふ意味で出てきます。そのときはさういふ協力しますから、もうお答えできることはほとんどお答えしますから、どかどかとお答えしますから。さういふ意味で、六十二条を尊重するという立場でございませぬ。

○峯山昭範君 どうも、大臣の答弁のペースに巻き込まれてしまつてどうもいかぬのですがね。これは大臣、それじゃ当然起訴された場合は、政府高官の問題です。起訴された場合には、当然これは公表されまふ、起訴された人は。ところが大臣、さういふような場合、そこら辺の詳細の報告があると私は思ふんですが、その起訴した段階になりますと、検事総長から詳細にわたつて大臣に御報告があると思ふんですけれどもね。

○国務大臣(稲葉修君) ちよつと待つてください。その前に、峯山さんね、起訴された段階に至らなくても、それこそ大物と称せられるような人を逮捕します、強制捜査に踏み切りますというやうな段階に來れば、これは報告があります。その後調べて処理いたします。

○峯山昭範君 そうすると、大臣おっしゃるやうに、起訴されるまでもなく、さういふ政府高官に捜査の手が伸びたり……

○国務大臣(稲葉修君) 高官とは限りませぬ、言つてないんです。大物被疑者と、さう言つてゐる。

○峯山昭範君 大物被疑者というの、これはまた非常にわかりにくいんで、さういふやうな人を大物被疑者と言ふのですか、実際問題。

○国務大臣(稲葉修君) 法務大臣、法務大臣は大物だと思ひます。

○峯山昭範君 法務大臣はもちろんだ大物だと私思つていますが、まさか法務大臣というわけじゃ

ないでしょう。

ですから、当然私はそういうふうになると思うんですが、それは起訴されるまでにそういうような問題があった場合に御報告が大臣にあるわけですね、そういう場合は大臣はそういうのは公表されるわけですか、これはどうです。

○国務大臣(稲葉修君) 報告は恐らく、本当にそうなるかわかりませんが、前日くらいに報告があって、明るる日検査当局から発表があるというふうになるんじゃないでしょうか。

○峯山昭範君 大臣は先に聞いていて、検査当局に発表させる。大臣は、検査当局が発表する前にたとえばこの委員会等へ呼ばれた場合、そういうときはどうなんですか。

○国務大臣(稲葉修君) それはできませんね、その日のうちに逃げられたりしたら困りますから。○峯山昭範君 なるほど、逃げられたりしたらいかぬから、ちゃんと警察が手を打った後でということですか。わかりました。その点はわかりました。

そこで大臣、私は先ほど言おうとしたことをもう一遍ちょっとお伺いしますが、起訴された場合は、これは私は検査当局が起訴するわけですから、当然犯罪の内容等も固められて起訴されるわけですから、これはいいんですが、そこで、不起訴になった場合は、不起訴、これは不起訴の中身というものは幾つか分かれておりますね、刑事局長どうなんですか、不起訴になった場合の中身ですね。

○政府委員(安原美穂君) 検査当局で不起訴処分理由というものは二十個ぐらいございしますが、いまの事件について一応理論的に考えると、たとえば時効完成というように不起訴、それから、時効は完成していないにしても犯罪の嫌疑がない、それから、一応疑いを持って調べたが罪とならないというような場合、あるいは一応犯罪は成立するが微罪である、起訴猶予というようなことが一応の不起訴としては考えられるんじゃないでしょうか。

○峯山昭範君 それは確かに大臣、いま刑事局長がおっしゃったように時効というのもありましょ

うし、また、たとえば証拠不十分というのございまして、いろいろ二十幾つあるというのですからあると思うんですが、大臣に一遍ちゃんと聞いておきたいと思ひますのは、不起訴になった場合、私は今回の場合は不起訴の中身は当然公表してし

かるべきだと思ひているわけですが、と言いますのは、大臣ね、たとえばAさんという人が実際問題としてそういう犯罪の容疑があつて、実際ロッキード関係の資料の中にも名前が出ておると、現実

に名前が出ておるじゃないかということをおつておる人もいっぱいいるわけですが、そういうふうになつておつたけれども、実際に調査をし

たら全く嫌疑がなかったという場合もございすね、そういう場合でも、私は今度のロッキードの問題については国民が相当関心を持っておりますし、本人の名譽のためにこういうことを公表しないというのじゃなくて、本人の名譽のために私は

そういうことも全部公表すると、要するにこういうことであることである名前が出てきたけれども、ロッキードの中にこういう名前が出てきたけれども、実は検査当局がいろいろ調査した結果全く嫌疑がなかったとか、そういうふうな、当然起訴された人たちの中身の問題については一遍検討していただいた方がいんじゃないかと考えている

わけですが、この辺のところはどうなんですか。○国務大臣(稲葉修君) 峯山さん、何か誘導技術が非常にすぐれておられるのですからね、去年の憲法のときにあなたにひどい目に遭つただけけれども、さっきもまたどかたて言つたやつたけれども、いまおっしゃつたようなことは、それは非常にこの事件の性質にかんがみ意味のあることであると思ひます。ただ、いま捜査の段階で、そういたしますと、こう答えることは、任意の事情聴取などに關し、事項的、事柄的に、人的範圍においても狭まるおそれなしとしませんもので

すから、いまこの時期にあなたの非常に巧妙な御質疑に乗るわけにはまいりませんな。

○峯山昭範君 私は、大臣ね、巧妙な質問をしてるつもりはないんですが、これは確かにわかれがこれから政治的、道義的責任を追及するに当たりまして非常に大事なことで、こう思

つてゐるわけですが、そういうような意味では、大臣ね、そういうことについてもやっぱり検討されたらどうかと、こう言つてゐるわけですが、私が先

ほど言ひましたようなことを、全部公表せよというのじゃなくて、不起訴の中身の問題についてはそういういろいろの問題があるから、法務省として

もやっぱり検討する必要があるんじゃないかと、こう言つてゐるわけですが、この点で答弁いたしたい。

それで、時間が私の質問もうあと一分ほどしかございせんので、もう一点だけ一遍聞いておきたいことがありますので聞いておきたい。

それは大臣、これはロッキード社問題に關する相互援助取り決めですね、この相互援助取り決めというものは、私は当然国会の承認が必要である、こう考へてゐるわけですが、と言ひますのは、あなた方法務省でつくりました先ほどの資料は、要するに国会の承認は必要ないと、国内法は全く縛られぬものだといふ見解に立つていらつしやるわけですが、ところが、われわれはそうじゃない、やっぱり国内法は縛つてゐるといふ考へに立つてゐるわけですが、と言ひますのは、余りもう時間ございせん、議論いたしません、アメリカから来た資料ございせん、これは全部職務上の秘密に当たるものだけじゃないと私思ふんですよ。すでにもうマスコミの皆さん方いろいろな方々から公表されたものもずいぶんあるんじゃないかと思ふんですよ。そういうふうな意味から言ひますと、そういうふうなものまで国会に知らせないというのは非常に私にねと思ふんですよ。そういうふうな意味から言ひますと、すでに公表されあるいは公表してもいいものまで公表しちやいかぬといふことになりまして、これはやっぱり国政調査権を縛

ることになるんじゃないかという判断を私はしてゐるわけですが、これは時間ございせんので御答弁だけになります、いづれにしても、こういうような観点から、そういうような点、法務省としてはどう考へたのか、この資料からはもう明快でございまして、でございまして、改めてこの点について質問をしておきたい。この二点、御答弁

いただいて私の質問を終わりたいと思ひます。○政府委員(安原美穂君) 先ほどの、公表に当たつてその名譽のために公表するということもあるではないかという御意見は、それなりにものともな点も——点というか、もつともなところもござい

ます。要するに公表の価値ということ、刑事訴訟法の規定する裁判、捜査の支障がないこと、それから人権の侵害に支障のないことといふこと

を守るために公開を禁止しておるわけでございます、そういう意味におきまして、刑事訴訟法のそれこそ四十七条の精神にかんがみまして、公表の可否というものを検討する場合におきまして、公表することがかえつてその人の名譽になるとい

うことであります場合にございまして、それは公表の可否を検討するに当たつて確かに考慮すべき一つの要素であるといふことは御意見のとおりでございまして、今後ともそういう点については十分に検討いたしたいと、かように思ひます。

なお、ただいまの実務取り決めが国会の承認を得べきではないかといふことにつきましては、今回の実務取り決めは、峯山先生はそういう御意見ではないようございまして、われわれといたしましては、これは単なる実務取り決めであつて、わが国の法律の制度の中で許された実務的な取り決めであつて、条約等に準ずるようなものではないといふ見解のもとに閣議の決定に基づいて取り決

めを結んだものでございまして。○国務大臣(稲葉修君) 峯山さんの御質問に對する私の答へが、いかにもいまの段階では国会の国政調査権に對する協力の仕方が消極的であるといふふうな印象を与えるかもしれせんけれども、私そうでないんです。このロッキード事件という

ものの解明は非常に重要なことで、将来、多国籍企業に関するあり方とか、そういう国際条約もあるかもしれないね、これは国会の条約承認権にかかわる問題、それから刑法、贈賄としようような事件は、政界に關係するといふことはもう民主政治の破壊になるから、贈賄の罰則は三年を五年にする、五年を七年にするとか、したがって時効も延びるとか、そういうことも将来考えられなければならないかもしれない、そういう重大な、国の立法権に非常に必要な六十二条、国政調査権でありますからね、そういう段階に來れば、先ほど私が申し上げましたように、あらゆるこの捜査の経験にかんがみて御協力申し上げる、こういうわけでございまして、いま余り急いで早く出せの、それから見せろのとおっしゃらずに、ある段階までお待ちいただきたい、お任せいただきたい、御信頼いただきたい、こういうことを最後に申し上げておきたいと思ひます。

○岩間正男君 私は本法案の内容に入る前に、ちよつとロッキード問題で一点だけ伺ひしておきたいと思ひます。

稲葉法務大臣はきのうの衆議院法務委員会で、会期延長がなくこの国会がこれで終わるなら、ロッキード事件に対する中間報告をすることも考えている、これについて三木総理とも相談したいと答えておられますが、その場合に何を報告すると考えておられますか。

○国務大臣(稲葉修君) ロッキード事件について発表できるだけの材料を発表しようと、こう思っているわけですよ。

○岩間正男君 そういうものをお持ちなんですか。先ほどの峯山委員とのやりとりの中で、検事総長の報告を受けていない、だから報告のしようがない、こういうふうには答弁してしましたね、あなたはそのなかに一体何を報告するんですか、何かあなたに手持ちの別の資料でもあるんですか。

○国務大臣(稲葉修君) 私はそんなことを言っているんじゃないですよ。そんなことを言っている

んじゃないで、この議会はロッキード問題を重大な問題として取り上げてきた議会だから、その終わる段階でその担当者である法務大臣がうんともすんとも言わないといふことは、国会に対しては、また国民に対しては余り礼儀の正しいやり方ではないではないか、それは人間としての礼儀であるじゃないかという気持ちでそう申し上げたわけでありまして。

○岩間正男君 国民に対する礼儀を尽くすのはいいかも知れぬが、国民がいま期待しているのは中身の問題ですね。形式だけの問題じゃない。しかし、あなたの先ほどのやりとりに従えば、とにかく検事総長から何も報告を受けていないと。中身の報告するものがございましてしたという、そういう報告に終わる可能性は十分にあると言わざるを得ない。それとも、あなた自身が何かそういう資料をお持ちになつてゐるならいざしらず、そうすりや国民の期待は非常に、中間報告がある、まあ、あと国会は余すところ三日、そういう中で、少なくとも責任を持って法務大臣が何か中間報告されるというので期待されてゐる、それから、報道陣もそういう立場からきょうあたりはほとんど来てゐるんじゃないか。ところが実際あけてみたら何もない、何もないという報告、それが中間報告だといふのだらういふ身なし報告になるわけですよ。国民の期待をそらすということになるのです。私はそう考えたくないで、そうすれば、これに對してもつと誠実にやつぱり対応する必要がありますあるんじゃないか、こういうふうには考えます。だからこの点はいいがですか。

○国務大臣(稲葉修君) 誠実に對処する気は当然であるし、衆議院の法務委員会において、そういうことが当然あつてしかるべきじゃないかと言われればそれで済んでしまふべきである、こう答えたわけですよ。新聞記者発表なり、そういう方法はいろいろありましようけれども、うんともすんとも言わないじゃ——この国会、これだけ関心のある事項につきうんともすんとも言わないじゃ

無礼じゃないか。いや、差し支えないと岩間さんがおっしゃればやらぬでもいいんですよ、これは。

○岩間正男君 そうすると、中間報告といふのは、結局は、報告する内容は何もなかったといふことではなくて、何かやつぱり中身のあつたという報告をするんだといふふうに私は了解していいわけですよ。

○国務大臣(稲葉修君) そういう了解をされちゃ困るんですよ。いまはあるともないとも言えない。あるともないとも言えない。

○岩間正男君 やつぱり私は、これは一つの姿勢だと思ふんですね。あるいは、国民に氣を持たせるようなことだが実際は大山鳴動して何もなかった、これが中間報告でございまして、こういうことで終わらせるといふことは国民を失望させることになるんですよ。三木総理は、とにかくロッキード事件の真相究明のために政治生命をかけると思つてゐるんですね、その法務大臣です。ですから、あなたはそういう点ではこういう問題に積極的に対処する、そういう点が非常に必要だと思ふんですが、はて、聞いてみたら何も報告する内容はいまのところございせん、これでは国民を失望させる結果になる。どうも、いまあなたの答弁を総合してみてもそういう結果に終わります。これはどうなんですか。私は政治的にまづいんじゃないかと思ふ。この点はどうなんですか。

○国務大臣(稲葉修君) まづいかどうかはこつちが判断することです。政治的にまづいか、まづいまいかはこつちが判断する。あなたが、それはまづいじゃないか、やめておけなんといふことを言われても、ああやつて約束してやめるわけにはいかぬ。

○岩間正男君 それはあなたが判断するより国民が判断します。国会がまた判断するでしょう。あなたは心境的なこととはよく話されてこで笑わしているわけですが、その中にあるいは一派の真実があるのかどうか、これは国民が判断するわけですから、この問題に對処する姿勢としては、

もう少しやはりこれは真剣にいくべきじゃないかといふふうには思ふわけですよ。だから、中間報告といふものをきょうあたり各新聞が取り上げてゐるわけですよ、期待が持たれてゐるんですね。これに對して、実際は、いま報告する中身はございせん、これが中間報告でございまして、こう終わつてしまふといふことではやつぱり国民の期待をそらす、こういうことになるので、この点はやはりあなた自身これに對処する姿勢ともあわせて、また三木総理が、とにかくこれは政治生命をかけるときえ言つてゐる問題ですから、もつと真剣に取り上げてほしい、そういうことをまず最初に要望して、ロッキード問題は一応この一つの問題で聞きしておいて、さて法案の中身に入ります。

この法務省設置法の一部を改正する法律案ですが、これは今次の改正案は、先ほどの大臣の提案理由説明で訴訟行政の円滑な運営を図るため訟務局を設置する必要があるといふ、こういう趣旨を述べられた。私たちは一般的にこれは必要があつて、しかもそれが本當に国民の行政を民主化する、そういうことにこたえるなら、部から局へ格上げするといふこと、そういう機構の拡充強化、これに何も反對するものではないですね。しかし、今次改正案ですね、これが果たして一体国民奉仕の公正、そして民主的なむだのない行政、すなわち先ほど申しました行政の民主化を目指す機構改革になつてゐるのかどうか、さらにまた、現在の訟務部の果たしてゐる役割りといふのはどういふものであるか、こういった観点からいろいろと吟味する問題があると思ふんです。この点に立つて質問をしたいと思ひます。

そこで、まず第一にお聞きしますが、現在の訟務部といふところは国民への奉仕、国民への行政サービスという観点からは一体どういふ役割りを果たしてゐると考えておられますか、これをまずお聞きしたい。

○政府委員(員家克己君) 事柄の性質上、具体的にどういふ場合にどういふ貢獻をしたか、また現にしているかといふことを、具体的個別的に申し

上げることはなかなかむずかしいのでございますが、ただいま岩間委員御指摘のとおり、行政の民主化、法律による行政の確保ということに訟務部門というものは貢献すべきであり、またそのための努力をしているのでございます。つまり、簡単に申し上げますと、国民と国との間の法的な紛争を、法の見地から適正迅速に解決いたしまして、法の支配の確立に寄与するというのがまさに訟務制度の基本的な使命であると考え次第でございます。つまり、訟務部局というものは、そういった法的紛争を適正迅速に解決することに努力する、そういったしまして、行政庁に対しては、国民との間で無用の紛争が生じないようにするための協力、助言といった機能を果たすことによりまして、法律による行政を確保し、それによつて法の支配を確立するというに寄与すべきものであり、またそのための努力を続けているところでございます。

○岩間正男君 いまのような答弁がありました。それは非常に美辞麗句に過ぎるんじゃないですか。問題は、実態をやはり明らかにする必要がある。具体的に事実をこれは追及してみなきゃならぬと思うのです。

それで、私は具体的に質問したいんですが、この訟務部から資料が提出されていますね。いいですか、あなたの方資料ありますか。四十五年と四十九年をとつてもいいでしょうか、その中で新受の件数——その中で国側が被告になっている件数、これを新受のもの、既裁のもの、未裁のもの、これをたとえば四十一年と四十五年と四十九年度で具体的に述べていただく。まず四十一年から述べてください。事実を述べてください。

○政府委員(眞家克己君) 国側、これは国、それから行政庁を含むわけでございますが、便宜一括して国側と申し上げることにはいたしたいと思ひますが、国側が被告、つまり訴えられた方になった側の事件でございますが、昭和四十一年度におきましては新受が千八百件……

○岩間正男君 これ国側ね、全体の合計は幾ら、

新受の合計。

○政府委員(眞家克己君) 新受の全体の件数が、四十一年は千九百四十一件、四十一年が千六百九十九件、四十二年は……

○岩間正男君 その中で、新受の千六百九十九のうち国側の被告人になっているそういう件数、それでそれが全体に占める割合、そのところをはつきりしてください。

○政府委員(眞家克己君) 国側が被告になりました事件の割合が四十一年度は八十一%、四十二年は八〇%でございます。

○岩間正男君 件数を挙げて。もう一遍聞きましょう。訟務部の場合、合計があるでしょう。それがあなたのいま言った千六百九十九件、そのうち国側が被告になっている件数が千八百件、これは全体の占める割合ですが八十一%、同じように四十一年の既裁のもの、未裁のもの、こういうものについて述べてください。

○政府委員(眞家克己君) 昭和四十一年度について申し上げます、新受の……

○岩間正男君 新受はいいんです、いまやつたんだ。

○政府委員(眞家克己君) 千六百九十九件、そのうち国側が被告になりましたものが千八百件、その割合は八十一%でございます。四十五年をとりますと、新受の総件数が……

○岩間正男君 いやいや、既裁は。

○政府委員(眞家克己君) 四十一年の既裁全体が千五百九十件、そのうち国側が被告になりましたものが九百六十五件、割合が七六%でございます。未裁につきましては、同じく四十一年度でございますが、総件数が三千七百四十四件、うち国側が被告になった事件の未裁が二千五百五十六件でございます。割合は八七%でございます。

次に四十五年を申し上げます。新受の総件数が二千三百八十八件、国側が被告になりましたものが千五百十件で、その割合は八九%でございます。既裁につきましては、総件数が千八百五十三件、うち国側が被告になりましたものについての数字が

千二百九十一件、その割合は八五%でございます。未裁につきましては、総件数が五千九百八十一件、うち国側が被告になっておりますものの件数が四千九百三十三件、比率は九四%でございます。

四十九年度の数字を申し上げます。新受の総件数が三千四百九十六件、うち国側が被告になりましたものが二千九百件、割合は九五%でございます。既裁につきましては、総件数が三千五百二十一件、うち国側が被告になりました事件については二千八百六十六件、割合は九三%でございます。未裁事件につきましては、総件数七千五百六十二件、うち国側が被告になりましたものについては六千四百十件、比率は九六%でございます。

○岩間正男君 ただいま報告を受けたわけでありましたが、四十一年度、四十五年、四十九年度を比較しますと、ここに歴然としたものが出てくるわけですね。第一件数が非常に多くなつてきている。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

その中で、国側が被告になっている件数が、四十一年の八十一%、七六%、八七%が、四十五年には八九%、八五%、九四%とふえている。四十九年にはなりまして、件数もこれは倍加しているわけでありまして、それがもう九五%、九三%、九六%、こういうふうな激増しているわけだ。つまり、国の訴訟、この問題ですね、国が被告になる、こういう件数が非常に多い。大体九〇%と、ほとんどが国の訴訟のためにこれは使われている。訟務部というのはどうですか、こうなると、本当に国民の権利を守るという立場よりも、国の立場というものをあくまでもこれは擁護していくと、そういうことのために今度の改正が行われるという、歴然と事実が証明しているじゃないですか。これがどうして一体行政の民主化ということになるか。

○政府委員(眞家克己君) 国側が被告になります事件が非常に増加してまいりまして、反対に、国側が原告になる事件が横ばいしないしはむしろ減少

の傾向にあるのは御指摘のとおりでございます。その理由の詳細は必ずしも明確ではございませんけれども、最近、国家賠償請求事件等が非常に多数提起されているということが一つの理由であるかと存じます。反面、これは資料にもございますように、申し立て準備事件、つまり国側が訴えを起したり、その他の申し立てをいたしますために訟務部に依頼をしております事件の数は、むしろ減少しているわけでございます。こういったものにつきましては、われわれのささやかな努力でございますけれども、そういった問題が提起されました場合に、いろいろ行政庁から事情を聞きまして、行政庁にも独自の法的な立場から助言をし、あるいは勧告をし、あるいは説得をいたしまして、こういった申し立てはやはり不適当ではなからうか、もっと話し合いをして解決すべきであるとか、あるいはこの請求というものはやはり裁判所で認められる可能性が少ないんじゃないか、どうかというような注意もいたしまして、国の請求事件というものが若干減少いたしておるというようになると、一つの原因ではないかというふうな想像いたしているわけでございます。

そこで、こういった国側が被告になる事件が圧倒的に多い場面におきまして、訟務部門を強化するのは、これは行政の民主化と全く相反するのではないかと御説でございますけれども、私どもは決してそのようには考えていないわけでございます。まして、具体的な訴訟事件につきましても、各所管行政庁に十分事情を聞きまして、具体的事案について何が正しい法解釈であるか、どういふ訴訟態度をとることが適当であるかという点につきまして、決して行政庁に、一方的に行政庁の立場を支持する、擁護するというようなことではございませんで、訴訟上の態度、方針を決定することにつきまして、関係行政庁とよく調整を行うのでございますが、決して無原則に行政庁の意向に同調し、妥協するというようなことは決してないのでございます。私どもはその点を十分注意しているわけでございます。そういったしまして、独自

の立場から、何が正しい法であるかという観点から主體的に判断をいたしまして、所管行政庁に対してよく説明をいたし、必要があります場合には強い説得を行うことによりまして訴訟に臨んでいくわけでございまして、もし和解が相当であるこの事件については訴訟で徹底的に争うよりも和解等の手段によって結末をつける方が適当であるという判断をいたしまして訴訟に臨み、またそういった説明ないしは説得をするということに努めているわけでございます。

なお、それは訴訟になりました場合のことでございますが、私どもといたしましては、それ以外にもまだ紛争が生じていない段階におきまして、各行政庁から依頼がございまして訴訟に、将来そういった訴訟にまで発展する可能性のあるような具体的な事案につきまして、その正しい法的な処理に関するところの助言あるいは協力を行っているわけでございまして、これを法律意見照会事件というように統計をとっておりますが、年間、最近におきましては六千件を超えるという状況がございまして、そういった場合におきましても十分裁判所の司法審査に耐え得るような法律による行政というものは一体この場合に何であるかということを中心的に検討いたしまして、適切な勧告、助言を行政庁に与えることによりまして、それが法的に正しい行政が確保されるように精いっぱい努力をいたしているつもりでございます。

○岩間正男君 いまのような説明を私は聞いていられないですね。事実を指摘して、客観的な事実の上に立つて最近のこの訟務訴訟というのはどういふふうになっているかということをおっしゃっている。それに対して、まるで、弁解がましいことだけ言っているわけだ。あなたたちの心遣いもわからないわけじゃありません。そういう点からもされているかもしらぬ。しかし、実際は国の訴訟の問題がだんだんだんだ激増してきて、そうしてこの訟務部の仕事というものが、もう統計から見ますと九五%でしよう。これが国の訴訟にか

かわつてくるというところに一体問題がないかというところを、私はこれは国会論争の中で、審議の中で明確にする、そのためにやっているわけですね。これはやっぱり法務大臣のこれは判断を仰がなければならぬ。こういう傾向が出てきて政治的に考えてまいりますか。いまの事務当局の説明はまああんまり、これ役に立ちません。

○国務大臣(稲葉修君) 日本国憲法施行以来三十二年、日本国憲法の非常に近代憲法としての重点は第三章、国民の基本的権利、自由の確保ということにあると思っております。それがようやく三十年にして定着して、国民の権利思想とか自由確保の思想とか、法律の知識も向上したというふうなことから、国民の側から見ても国の不当な行政に對し國に損害賠償を求めるとかいう事件が非常にふえてきた。こういうことが、国が被告となる事件の激増という一番のポイントだと思います。私の考えは、そう思います。

○岩間正男君 そういう面も私は否定しません。そういう面もある。同時にしかし、これは国家権力そのものがね、非常にこれは強化されている面、そうして本当に国民の利害と必ずしもこれはしっくりいかない。対立関係になってきて、そうしてここで相克をやる、こういう事態が実際は非常に多くなってきたというんじゃないか。この事実を私は同時に指摘して、画面からこれは考えなきやならぬと思ひます。昔のように泣き寝入りをして、やうして泣く子と地頭には勝たれないと、こういう

(理事加藤武徳君退席、委員長着席)
ことはとってない。これは民主主義のなかにかくある程度の普及のためにそういう法的な権利に目覚めてきたという面も、こういうものを起こしていることは私は否定しなからぬと思ひます。同時にしかし、この問題を非常に中級裁判所や下級裁判所が判断下しても、もう結局は国家が上告をするというふうな、そういうふうな点を見ているにしても、非常にそういう点では国家権力がまかり

通っている、そういう面というのがやはり一面に存在するんだということをばつきり見ないと、これはこの問題の全体を把握したということにならないと私は考える。この点はいかがです。

○国務大臣(稲葉修君) あなたのおっしゃるような点もございましてね、法務省訟務部としては、まあ行政官庁が少し権力行使において行き過ぎがあつて訴訟を起されるという場面もしばしばあり、しかし一たん被告に立つて訟務部がその肩がわりをして、訴訟第一審に負けまして、なかなかその行政官庁の連中がしつこくピラニアみたいに食いついて何とか勝ちたいというんで、さあこれうまくいくかなという疑問がこちらにありまして、行政官庁がそういうふうな引き受けてやるうかと、こういうことがしばしばあるわけですね。これは行政官庁にとつても、また国民の側に立つてもあんまり利口なことではない、決して利益のあることではない、そういうことのように考えられます。そういう点、あなたが指摘される点については全面的に、あなたの指摘を全面的に否定はできないというふうな思ひますね。

○岩間正男君 画面がある面については、一応これは肯定されたわけでありまして、これも私は具体的な事実から指摘をしたいと思ひますね。

で、まああなたたちから出してもらったのは、社会の耳目を引いた事件例というのがございまして、これに出ているものですね、これはあなたたち説明してくれませんか。私に資料をくれませんか。この事件名、時間の関係から全部やらなくていいですが、特に教科書検定訴訟、これは現在最高裁で裁判にかかっています。それから長沼ナキ基地訴訟、これは札幌高裁、現在これは係争中です。それから大阪国際空港訴訟、まあそのほかたくさんあるわけですが、いまの三つについてもう少し詳しく説明してもらいましょうか。

○政府委員(眞家克己君) 教科書訴訟と長沼ナキ訴訟と大阪国際空港訴訟でございますか。まず、教科書検定訴訟から御説明いたします。

教科書訴訟には二つございまして。第一次訴訟といひますものと第二次訴訟と申しますものと二つございまして。第一次訴訟は、文部大臣が家永三郎教授の著作にかかると歴史教科書につきまして、昭和三十一年に検定不合格処分、昭和三十三年に条件つき検定合格処分をしたのでございまして、家永教授が、検定制度自体が違憲、違法であるという理由で、昭和四十年五月に国に對し百万円の損害賠償を求める訴えを提起されたのでございまして。この訴えにつきましては、まず昭和四十九年七月十六日に東京地方裁判所におきまして教科書検定制自体は合憲であり、合法であるけれども、先ほど申し上げました条件つき検定合格処分の中に、文部大臣が不適切であるといひました若干の個所、違法な点があるという理由によりまして、国に對して金十萬円の慰謝料の支払いを命じた事件でございまして。この判決に對しまして、家永三郎教授は、裁判所の憲法判断に誤りがあるといひまして控訴をいたしました。国におきまして、この若干の部分に文部大臣の指摘に違法な点があるという点に不服があるといひまして、付帯控訴をいたしました。現在東京高等裁判所で審理中でございます。

次に、第二次訴訟でございますが、これは行政訴訟でありまして、原告が家永三郎教授、被告が文部大臣で、検定処分の取り消し請求事件でございまして。この訴訟は、やはり同じく家永三郎教授の著作にかかると歴史教科書の改訂検定申請について不許可処分を昭和四十一年に文部大臣がいたしましたのに對しまして、家永教授が、検定は憲法第二十一条の表現の自由等に違反すると、したがって検定制自体が憲法違反であるというふうな主張をいたしまして、検定申請不許可処分の取り消しを求めている事件でございまして。この事件につきまして、東京地方裁判所は、昭和四十五年七月十七日に判決をいたしました。これは俗に杉本判決と言われるものでございまして、この判決は、教科書検定における審査は、教科書の記述内容の

当否にまでは及び得ないものであるという判断をいたしまして文部大臣敗訴、つまり検定処分取り消しの判決を言い渡しました。そこで、文部大臣はこれを不服といたしまして控訴いたしました。その結果、東京高等裁判所は昨年の十二月二十日に判決をいたしましたが、この判決は、第一審判決の憲法判断が不要の判断をしたもので、その点は失当であるといいたしましたが、検定申請に対する不許可処分が行政の一貫性、安定性を欠いて違法であるという理由を掲げまして、検定制度に対する憲法判断はいたしませんで、文部大臣の控訴を棄却するという判決を言い渡したのでございす。これに對しまして文部大臣は、改訂検定制度の趣旨等の判断を誤つて、その結果結論が誤つたというふうに考へまして、昨年末に上告をいたしまして、これは最高裁判所に係属中でございす。

次に、長沼ナイキ訴訟でございす。これは非常に有名な訴訟でございすのでごく簡単にさせていただきたいと思つてございす。これは原告が二百七十名ばかりになります北海道夕張郡長沼町の住民でございす。被告が農林大臣でございまして、保安林解除処分を取り消し請求を求めている事件でございす。この事件は、昭和四十四年の七月七日に農林大臣が長沼町にありま

す国有的保安林約三十五ヘクタールにつきまして、航空自衛隊のナイキ基地設置のために保安林の指定を解除いたしました。ところが、それに反對する原告らの地元住民が、この保安林指定解除の取り消しを求めている事件でございす。この事件におきましては、自衛隊のナイキ基地の設置が森林法二十六条に言います公益上の理由に該當するかどうか、保安林の指定解除は、保安林の機能を維持するに足る代替施設設置後にされなければならぬかどうか、本件の解除手続に瑕疵があるかどうかという点が主要な問題となつて争われましたが、第一審の札幌地方裁判所は、これは御承知のとおりだと思ひますが、憲法九条の解釈を打ち出して、現在の陸上、海上、航空

各自衛隊は、いずれも憲法九条二項に言う陸海空軍に該當して違憲であるということから、保安林解除の目的が憲法に違反するものである以上、森林法に言う公益上の理由には当たらない。したがつて農林大臣のいたした本件の保安林の解除処分は取り消しを免れないという結論をいたしまして、原告勝訴の判決をいたしたわけでありす。これに對しましては、国側が原判決は憲法の解釈を誤つたものであると主張いたしまして、直ちに控訴をいたしました。そこで札幌高等裁判所におきまして、昭和四十九年の七月から九回にわたる口頭弁論が開かれたのでございす。去る三月十二日に弁論が終結されまして、八月五日に判決言い渡しの予定でございす。

次に、大阪空港の訴訟でございす。これは第一次から第四次までありまして、第一次から第三次までの訴訟が現在最高裁に係属しておりますので、それについて御説明いたします。これは大阪国際空港の周辺に居住いたします原告ら二百七十名ばかりの者が国を相手にいたしまして、大阪空港を午後九時以降翌朝七時までの間、航空機の離発着に使用させてはならないという、いわゆる飛行場の供用差しとめの命令と、並びに航空機騒音等による過去及び将来にわたる損害の賠償を求めている事件でございす。

本件につきましては、昭和四十九年二月二十七日、第一審の大阪地方裁判所におきまして、国一部敗訴、原告の請求一部認容という判決がございまして、午後十時から翌朝七時までの使用を差しとめる。それから慰謝料といたしましては、過去の分につきまして一人最高五十数万円から最低九万円程度の損害賠償を認めました。ただ、将来の請求は認めないという判決をいたしました。この判決に對しましては、原告の住民並びに被告国、双方がこれを不満といたしまして、大阪高等裁判所に控訴いたしました。大阪高等裁判所は、昨年の十一月二十七日、判決を言い渡しました。その内容は、一審の原告らの請求をおおむね全面的に認める国敗訴の判決でございす。内容といた

しましては、午後九時から翌朝七時までの飛行場の使用の差しとめ、それから各人につきまして最高百数十万円から二十万円程度の損害賠償を認めただけでありまして、なお将来の分につきましては月幾らずつというような割合で将来請求をも認容しているわけにございす。これに對しましては、国はこの判決には法律上さまざまな問題点があるということ等考へまして上告手続をとりまして、現在最高裁判所に係属中でございす。

以上でございす。

○岩間正男君 いま説明をいただいたわけでありす。が、いずれもこれは一つは憲法との関連の問題、しかも違憲判決が下されてゐる。あくまでも表現の自由の問題あるいは憲法九条の解釈、こういう問題で明確に憲法の解釈がなされて、それによつて違憲判決を下された。あるいはまた大阪空港の問題は、これは地域住民の権利を守る、そういう立場から、これは下級審並びに中級審の判決が出されたわけでありす。ところが、これに對して、全部これは国が上告をするわけですね。こういう立場で、実際は先ほど私は件数についていままでの足跡を見たわけでありす。この中身について二、三指摘しましたように、非常にこれはやはり国があくまで裁判所のそういう判決に對して上訴をするという立場をとつてゐる。だから仕事も非常に複雑になつてくる。非常に量もふえてくる。こういう形でしょう。しかも本間に国民の、憲法によつて保障された諸権利というものが實際は守られない。国が本間に国民の立場に立つて国民の生活上の権利、民主的な権利、平和に對する権利、こういうものを尊重する立場、憲法を本当に尊重する立場に立つていけば、私は恐らく、おかしいと思はれるようなこういう上訴がなされることはない。そうしてこれが、四十一年度

に比べてもう件数が二倍にもなつてきた。そうしてその九五%以上が国側の訴訟だという形で行われている。このように仕事を複雑にしているのは、これは国の基本的な姿勢にあるんだね、政治姿勢。あるいは憲法解釈が、非常にこれはもう改

悪の方向に、改憲のような方向にいつてゐる。そういうところの問題があるんでしよう。私は非常にこれは危険だと思ふ。国民の権利を守るという、そういう方向じゃなくて、反対に、国家権力がこれに對しては決して対決をする、そうして、国民の権利を實際は認めない方向に訴訟を起こしていくというふうな、そういう実態がこれは明らかになつてきているんじゃないか。ここに私は非常に危険なもの、重要な課題をはらんでおると見るんです。そして、そのような体制を強化するためのこの訟務部の局への格上げになつてゐるのじやないかというふうに思ふわけでありす。こういう点を、やはり私たちはこの法案の内容に即応して二、三の問題、一端の問題に触れたわけでありすけれども、今日重要だというふうな考へられるわけでありす。この点はもう私は私見をはさんで言つてゐるわけじゃないです。統計上の事実と、それから實際の国側が上告した二、三の例、ことに違憲判決に對する対処の仕方、そうしてこれを今度は訟務局が担当する、ここで権限が拡大され強化される、これが非常に私は重大な問題だと思ふわけでありす。この点について、これは法務大臣どうですか、私は客観的な事実から言つてゐるんです。法務大臣にこれは御回答願ひたい。

○國務大臣(稻葉修君) 大きな問題を挙げられましたが、文部省としても、また農林省としても、一方は教科書訴訟、一方はナイキ訴訟において、文部省としても農林省としても、違憲だから農林省のやつた処分はだめだ、それから文部省のやつた処分は違憲だからだめだ、こういう判定を下されて、それは承知しましたと言ふわけにはまいらなかつたと思ふんです。そこで訟務部がその訴訟を引き受けてやるという、これ、やむを得ないと思ふのでございす。私も、国を相手としたあらゆる国民の訴訟には、何でもかんでも勝たなければならぬんだという考へは持つてゐないんです。勝つべくして勝ち、負けるときには負けてもしょうがないと、それは。訟務部は行

政府の弁護人みたいな引き受け方でやるべきものじゃないと思うんです、これは。やはり一たんや行政の処分でも、ちょっと無理だなあ、欠陥があったなあと思えば、やっぱり法の支配という立場に立つて、普通の民間の弁護人みたいな立場で何でもかんでも引き受けるというのでなく、和解を進めるとか、控訴をやめるとかいう事件もたくさんあるんです。たくさんあるんです、官房の一部局たる訟務部長では、各省にそういうことを説得する場合に、やっぱり格が違ったりして力がない。局長が談判してもだめなら私やりますなんて、一部長がやるべき仕事を一々大臣が出ていって、農林大臣とか、あるいは各省大臣に、これはもうこの辺で和解した方が訴訟の進行上いいよと、国民のために行政のほうにいいよという助言、協力、そういう点において欠けることがある、こういうふうに思うんであって、訟務部を廃して訟務局にして国家権力をうんと強化して、何でもかんでも勝とうとするんだなあという御推察は当たらないと私は思います。

○岩間正男君 推察でなく事実を挙げて私は言っているわけですね。結局、最近訴訟事件が非常に多くなって、国がこれらの被告人になり、原告になつて、それが非常に多くなっている。そういう背景ですね、これを考えるという、やはり一つは、何と云っても安保体制下のこれは日本の政治そのものが大きく問題になります。長沼のナイキ訴訟の問題一つを見ましてもこういうことは出てくる。もう一つは高度経済成長、こういうことで、国民の利益を守るといふよりも本当にこれは大企業、その利益を守っていく、そうしてそのために結局その被害が国民に及ぶ、自分の権利を守るために国民は立ち上がらざるを得なくなってくる。こういうところに基本的な性質はつきりした性格が出ておるといふ点を指摘せざるを得ないのです。これは民主主義の尊重、擁護、育成、こういうことを国は本当に目指しているというよりも、逆にこれをむしろ抑圧する、そういう反民主

主義的な方向につながってきているんじゃないか。その背景にはやはり新しいファシズムのそういう危険というものがこれは考えられるわけですね。私はそういう点でこの問題をやはり見なきゃならぬので、単なる機構改革の問題としては見ていないわけです。

そういう中でもう一つ、これは稲葉法務大臣の足元に起こっている問題だからお聞きします。この社会の耳目を引いた事件例の中に、加治川堤防決壊損害賠償訴訟というんですね、これは東京高裁で現在争われている。これに対して法務大臣はどういう態度をとっておられますか、この内容についてちょっと話してください。簡単にいいです。

○政府委員(貴家克己君) 昭和四十二年八月、新潟県にごさいます加治川がちょうど一年前の水害に引き続いて再び堤防が決壊いたしました。これによりまして付近の農民が、建物が流失、倒壊した、水田が冠水したというようなことによりまして財産的な損害と精神的な損害両方につきまして、総計三千五百七十七万円の損害賠償を求めているものでございまして、原告は住民二十名でございます。

第一審の新潟地裁におきましては、昨年の七月十二日、本件で問題とされました三つの地区の堤防がございまして、そのうち二カ所の仮堤防については、これは原告らの請求を棄却いたしました。が、一カ所、これは本堤防でございまして、それが設置、管理に瑕疵があるという事で一部原告らの請求を認めただけでございます。それに対して原告が、当事者双方が控訴をいたしましたという事件でございます。

○岩間正男君 これは新築田に行つて私もこの加治川の様を見たことがあります。恐らく日本一かもしらぬ。しだれかかっている、川にね。そういうところが破壊され、郷土が破壊された問題で、これは稲葉法務大臣も関係を持っておられますね。これは、法務大臣にこれを聞いても無理かしらぬけれども、この訴訟についてははしかしどう

いう立場をとっておられますか、あなたの見解があったら。

○国務大臣(稲葉修君) これは四十一年と二年、続いて同一個所が破壊したものですからね。それで、四十二年七月十七日の災害によって破壊したところを四十二年の八月二十八日にまた同じところをやったのですから、前の仮堤防が不正工事じゃないかということとを非常な理由として訴えられておる事件なんです。それに対し、県の工事の責任があったり国の工事の責任があったりするものですから、そういう過失はないんですと誠心誠意やうたんだけれども、前の年よりもまた上回る豪雨がやってきてこうなつたんですと、だから国に損害賠償の責任はないんじゃないですかという事で争つた事件ですね。そして、第一審はその一部、三千何百万円かうちの五百万円を損害賠償認めたんです。けれども住民がこれを不服としてまた控訴した、国及び県も不正工事だと言われては黙つていられないというのでそれで控訴した、こういうことでございましてそれから、両方にやつたり言いがあつて第二審にいま係属中である、こういうことだろうと思ひます。

○岩間正男君 これは私もこの破壊の現状を見たわけですから、やはり国家の責任というものは免れないところが非常に多いんじゃないかと、こういう判断をしております。

時間がありませんから、この訟務局の昇格問題とあわせて、私は人権擁護局の問題とか、あるいは法務局の人員不足での労働過重、それが全部本当にこれはもう国民に支拂せられている現状というのを放置できないんです。こういう問題と対置してこの問題をまた議論しなきゃならぬ。何が行政の民主化なのか、何が国民のためなのか、何が国民のための法務行政なのか、司法行政なのか、こういう点を明らかにしなきゃならないと思ひますが、これは私はそういう準備をたくさんし問はこれです。時間がありませんから、前半の質問について最終的に明らかにしたいと思ひます。

これで終わります。

○委員長(中山太郎君) この際、さきの野田君の質問に対し、法務大臣の答弁の中で一部訂正をしたい旨の要望がございしますので、発言を許可します。稲葉法務大臣。

○国務大臣(稲葉修君) 先ほどの野田議員の質問中、在日外国高官の外交特権を有する職員は外務省の所管事項でありますので、外務省当局にその趣旨を伝達いたします。

○桑田君 時間はあと六分残されていますから、早速で恐縮だけれども、刑事局長、いま両院の訪米議員団がワシントンに滞在中です。先ほどの報道もすでにお読み取りになったと思ひます。アメリカの証券取引委員会、SECのヒルズ委員長が十九日の午後日本の訪米議員団に對しまして、これまでアメリカ側から日本に引き渡した資料の中には、日本側政府高官による贈収賄の事実関係を裏づけるものも含まれている、こういうふうなきわめてずばりとした回答をなしたわけですね。事実そのような資料なんですか、局長。

○政府委員(安原美穂君) 実務取り決めにによりまして資料の内容を開示することは禁じられておりますので、どういふ資料があるかということとは遺憾ながらお答えするわけにはまいりません。

○桑田君 その答弁がおかしいんです。何らこれは人名を特定せず、書類のタイトルを特定せず、ただ一般的な総合評価として、アメリカ側から渡された膨大な資料は、全体としてこれを脈絡をつければ贈収賄の関係をあるいは事実関係を裏づけるものだとヒルズ氏は言っている。しかも、その当の資料引き渡しの最高の責任者がずばりそう言っているんです。私の質問に對して、はい事実そうですか、いえ全くそれは見当違いな評価ですというふうな程度のことを答えることが、なぜあなた、お互いの、日米間の司法取り決めに抵触をし、矛盾しますか、その答弁は納得できません。

○政府委員(安原美穂君) 少なくとも、実務取り

決めとはいえ両国の司法省当局が取り決めたこと
でございますから、私どもの口からそれを破るわ
けにはまいりません。ただ、この取り決めに
ますと、資料の提供を受けた側から裁判手続以外
において公開することは禁じられておりますが、
資料を提供した側からその内容を明らかにする
かどうかというところは取り決めの対象になって
おられないので、アメリカ、提供者側からその中
身を明らかにすることは、それ自体は自由でござ
います。向こうで何を言われましようとも私
どもの口からそういう中身を言うことは困る
とでございます。

○秦豊君 それから、関連をしまして、これは報
道機関の一つのコメントですから一定の編集眼
に従って書かれていっていると思うが、ヒルズ委員がこ
ういふことを言つたと言つたというところは、もう
アメリカ側から提供した資料によつて、あとは
あなた方の自助能力によつて、みずからの能力で裏
づけをとることはもう確実だと。つまり、間接的
に、暗に、いまごろ司法共助によつて囑託尋問、
こういうことをなそうとすることは、これは一つ
不愉快だという意味の見解、認識、それを表明し
たものではないかとも言われている。それで刑事
局長に、恐らくあなたはまたこれも捜査の機微に
属するという答弁を早くも口の中ですぐやいてい
るんだらうと思うが、少なくとも囑託尋問——ア
メリカ側は資料を送つた、十分だらうと言わねば
かりである、この発言は、あなた方が、日本の捜
査当局が、あえてクワッター、コーチン、両氏に
しほつて、あるいは二人ブラッスアルファかどう
か知らぬけれども、囑託尋問はどうしても必要で
ある、強制捜査や逮捕に踏み切る、立件に踏み切
るためには不可欠であると判断した最大の理由は
何ですか、それも答えられませんか。

○政府委員(安原美穂君) まず、その判断したと
おっしゃいますが、先ほどもお答えいたしました
ようにまだ判断はいたしておりません。そういう
ことですから、判断をしたことを前提としてのお
尋ねにはお答えいたしかねるわけでございます

が、いずれにいたしましても、これは取材をされ
ました石丸特派員の御判断でございまして、私、
ただいま御質問があるというので急いでこの記事
を読みまして、どういふ意味かはかりかねてお
る次第でございます。

○秦豊君 判断を何月何日にしていないから、発
表していないからあなた方が準備をしていないと
いうことにならない、論理的に。あなた方が必要
であると思うからこそ、すでに堀田検事をして打
診せしめ、いまですにそのあらゆる手続関係、法
的な問題、これを一々検証してあなた方準備して
いるわけですよ。判断をしたことを公表していな
いから、捜査当局側がその方向に行つていないと
言わなければならぬ。いまの答弁は詭弁の一種であ
るかと私は思ふ。どうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 判断をするということ
は、これからそういうことをやるということでは
ございませんが、それはまさにこれから行います捜
査の手段、方法を開示することになりますので、ま
さにこれは捜査の秘密でございしますので、ひと
つ御猶予を願いたいとお願ひをしておるわけで
ございます。

○秦豊君 結構です。
同じく、これはヒルズ氏の言ですから、あなた
もこれは報道機関の報道にすぎないと恐らく言
いたいだろう。言いたいだろうが、実はアメリカ
の司法当局に対して、すでにSECは二週間前に新
たな資料を渡した。これは日本側にはまだ渡
っていないんですね、あるいは渡っているん
ですか、この程度はどうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 先般、受領いたして
おります。
○秦豊君 受領……
○政府委員(安原美穂君) しております。
○秦豊君 時間ですから、国税庁次長、お願ひ
します。

去る五月十六日曜日、朝日新聞の朝刊は、児
玉馨士夫の脱税関係に絡んで捜査の対象として野
党議員も含まれると、あるいは含まれているとい

う、いわば断定的な表現があつたんです。含ま
れているものとみなされているとか、思われると
か、想像されるではなくて、ずばり野党議員が
含まれているという報道があつたんです。そうい
う事実はどうなんですか、事実そういうことはあ
るんですか。

○政府委員(横井正美君) あの報道につきまして
は私も周知しておらないところでございます。
この点につきまして、昨日参議院の大蔵委員会に
おきまして御質問がございましたので、私どもの
国税庁長官より、周知しておらないということ
と、恐らくこの件は、例年の所得税の通常の流
れの中で、いまの時期が三月十五日に出された
確定申告書の審理対象選定という時期に当たり
ますので、そういうことを誤つて報道されてお
るのではなからうかということをお答えしてお
るわけでございます。したがって、本件につきま
してはこれ以上申し上げることはないかと存じて
おります。

○秦豊君 じゃ、時間だからやめます。
○委員長(中山太郎君) この際、暫時休憩をいた
します。

午後六時三十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

法務省設置法の一部を改正する法律
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)

の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「左の六局」を「次の七局」に、

「保護局」を「保護局」に改め、同条第二項中
「及び訟務部」を削る。

第四条第三項及び第四項を削る。

第五条第一項第二十二号及び第二十三号並びに
同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。
第十条 訟務局においては、次の事務をつかさど
る。

一 民事に関する争訟に関する事項
二 行政に関する争訟に関する事項
第十一条の三中「第九号まで及び前二条」を
「前条まで」に改める。

第十三条の二第一項中「第五条第一項第二十
二号及び第二十三号」を削り、「並びに」を「
第十条及び」に改める。

附則
この法律は、
公布の日
昭和五十一年四月一日から施行す
る。

昭和五十一年六月十二日印刷

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z